

令和8・9年度

受付 番号	種目番号	連絡先	委託担当 神奈川水再生センター	担当者名 電話 453-2641
----------	------	-----	--------------------	---------------------

設 計 書

1 委 託 名 神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託

2 履 行 場 所 神奈川水再生センターほか

3 履 行 期 間 令和8年4月1日 から 令和10年3月31日 まで
 期限 契約締結の日から令和 年 月 日 まで

4 契 約 区 分 確定契約 概算契約

5 その他の特約事項 なし

6 現 場 説 明 不要
 要

7 委 託 概 要 神奈川水再生センター等庁舎の総合管理を、合理的かつ適切な方法により実施することで、庁舎の環境を常に最適な状態に保つとともに、安全性、快適性、機能性を長期にわたり維持するものである。

8 部 分 払 する (24回以内) しない

軽微な修繕等の支払いについては各年の3月にまとめて支払うものとする。

業務内容	履行予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
令和8年度 庁舎総合管理業務	6月	1	回		
令和8年度 庁舎総合管理業務	9月	1	回		
令和8年度 庁舎総合管理業務	12月	1	回		
令和8年度 庁舎総合管理業務	3月	(1)	回		()
令和8年度 庁舎総合管理業務	4, 5, 7, 8, 10, 11, 1, 2月	8	回		
令和9年度 庁舎総合管理業務	6月	1	回		
令和9年度 庁舎総合管理業務	9月	1	回		
令和9年度 庁舎総合管理業務	12月	1	回		
令和9年度 庁舎総合管理業務	3月	(1)	回		()
令和9年度 庁舎総合管理業務	4, 5, 7, 8, 10, 11, 1, 2月	8	回		

委 託 代 金 額 () . —

内 訳 業 務 価 格 () . —

消費税及び地方消費税相当額 () . —

委 託 内 訳 書

委 託 内 訳 書

委 託 內 訳 書

横 浜 市 下 水 道 局
二 5 二

号書 訳 2 内 第

代 價 内 訳 書

横 浜 市 下 水 道 局
— 6 —

号書 訳 内 価 代 第

代 値 内 訳 書

第2号代価内訳書 庁舎清掃業務						
名 称	形 状 尺 法 等	数 量	単位	単 価 (円)	金 额 (円)	摘 要
直接業務費						
日常清掃		12	月			
定期清掃 1		4	回			
定期清掃 2		2	回			
電気機械室定期清掃		1	回			
窓ガラス清掃 1 (建物内部)		2	回			
窓ガラス清掃 2 (建物内部)		1	回			
小計						
直接物品費		1	式			
計						(直接業務費)
業務管理費		1	式			
合計						(直接業務費+業務管理費)
一般管理費等		1	式			
計						(庁舎清掃業務)

代 價 內 訳 書

横 浜 市 下 水 道 局
二 8 二

号書 訳 内 値 第代

代 價 內 訳 書

横 浜 市 下 水 道 局
二 9 二

号書 訳 内 価 第 代

代 値 内 訳 書

第5号代価内訳書 防災設備保守点検業務

名 称	形 状 尺 法 等	数 量	単位	単価 (円)	金 額 (円)	摘 要
(前期業務)						
直接人件費			1 式			
小計（直接人件費）						
直接物品費			1 式			
小計（直接物品費）						
直接業務費						
業務管理費						
業務原価						
一般管理費						
業務価格（前期業務）						
(後期業務)						
直接人件費			1 式			
見積による直接人件費			1 式			
小計（直接人件費）						
直接物品費			1 式			
見積による直接物品費			1 式			
小計（直接物品費）						
防災管理点検費						
直接業務費						

代 價 内 訳 書

横 浜 市 下 水 道 局
— 11 —

号書 訳 内 価 第 代

代 値 内 訳 書

第6号代価内訳書 空調設備保守点検業務						
名 称	形 状 尺 法 等	数 量	単位	単 価 (円)	金 额 (円)	摘 要
直接業務費						
空調設備 (セパレート型) 室外機	冷却能力 11.2kW未満	2	台			
空調設備 (セパレート型) 室外機	冷却能力11.2kW 以上33.5kW未満	1	台			
空調設備 室内機	天井カセット形	4	台			
空調設備 室内機	床置形	2	台			
空冷チラー	冷凍機設備	2	台			
小計 (保守点検費)						
点検管理費		1	式			
計						(直接業務費)
直接経費		1	式			備・消耗品費含む
技術経費		1	式			
間接業務費		1	式			
合計						(直接業務費+直接経費+技術経費+間接業務費)
諸経費		1	式			
計						(空調設備保守点検業務)

代 價 內 訳 書

代 價 内 訳 書

横 浜 市 下 水 道 局
— 14 —

号書 訳 内 価 第 代

代 價 内 訳 書

横 浜 市 下 水 道 局
— 15 —

第9回 訳号書

代 値 内 訳 書

第10号代価内訳書 庁舎清掃業務						
名 称	形 状 寸 法 等	数 量	単位	単 価 (円)	金 额 (円)	摘 要
直接業務費						
日常清掃		12	月			
定期清掃 1		4	回			
定期清掃 2		2	回			
電気機械室定期清掃		1	回			
窓ガラス清掃 1 (建物内部)		2	回			
窓ガラス清掃 2 (建物内部)		1	回			
小計						
直接物品費		1	式			
計						(直接業務費)
業務管理費		1	式			
合計						(直接業務費+業務管理費)
一般管理費等		1	式			
計						(庁舎清掃業務)

代 價 內 訳 書

横 浜 市 下 水 道 河 川 局

第 代 價 内 訳 号 書

代 價 內 訳 書

横 浜 市 下 水 道 局
二 18 二

第 代 價 內 訳 号 書

代 値 内 訳 書

第13号代価内訳書 防災設備保守点検業務

名 称	形 状 尺 法 等	数 量	単位	単価 (円)	金 額 (円)	摘 要
(前期業務)						
直接人件費		1	式			
小計（直接人件費）						
直接物品費		1	式			
小計（直接物品費）						
直接業務費						
業務管理費						
業務原価						
一般管理費						
業務価格（前期業務）						
(後期業務)						
直接人件費		1	式			
見積による直接人件費		1	式			
小計（直接人件費）						
直接物品費		1	式			
見積による直接物品費		1	式			
小計（直接物品費）						
防災管理点検費						
直接業務費						

第 13 号
代 値 内 訳 書

代 價 内 訳 書

横 浜 市 下 水 道 局
— 20 —

第13回

代 價 內 訳 書

代 價 内 訳 書

横 浜 市 下 水 道 局
— 22 —

第 代 價 内 訳 号 書

委 託 仕 様 書

第 1 章 総則

(総則)

第1条 委託者が受託者に委託する業務（以下「委託業務」という。）については、委託契約書等に定めるもののほか、本仕様書に従い、委託業務履行に際し関係する法令を遵守して、これを履行しなければならない。

第 2 章 共通仕様

(提出書類)

第2条 受託者は、遅滞なく次の書類を作成し、委託者の指定する職員（以下「立会職員」という。）に提出しなければならない。

提 出 書 類	提 出 期 限	部 数
(1) 委託業務着手届出書	契約締結後 5 日以内 (休日を除く)	各 1 部
(2) 委託代金内訳書		
(3) 工程表		
(4) 現場責任者・業務従事者選定通知書		
(5) 委託組織表		

2 受託者は、委託者の関係職員と委託業務について打合せを行った後、次の書類を作成し、立会職員に提出しなければならない。

提 出 書 類	提 出 期 限	部 数
(1) 打合せ議事録（A4版）	打合せ後遅滞なく	各 1 部
(2) 業務実施計画書（A4版）		

3 受託者は、業務委託履行中次の書類を作成し、立会職員に提出しなければならない。

提 出 書 類	提 出 期 限	部 数
(1) 委託業務日報（A4版）	毎日作業終了後	1 部
(2) 委託業務写真（必要に応じて） サービス判、カラー写真でアルバムとじ込み（ネガフィルム又は電子媒体を含む。）	完了検査前	各 1 部
(3) 成果報告書		

(使用許可申請書)

第3条 受託者は、業務委託の実施に当たり、火気、電気等を使用する場合は事前に使用許可申請書を立会職員に提出し、委託者の同意を受けなければならない。ただし、委託者が必要でないと認めた場合は、この限りではない。

(検査)

第4条 受託者は、委託業務が完了したとき（履行済み部分に係る委託業務完了を含む。）は、次の書類を立会職員に提出し、委託者が指定する検査員の検査を受けなければならない。

提出書類	提出期限	部数
委託完了届出書	委託業務完了のとき	1部
履行済部分に係る委託完了届出書	履行済み部分に係る委託業務完了のとき	1部

(支払)

第5条 受託者は、前条の検査に合格したときは、次の書類を立会職員に提出し、委託代金の支払を請求するものとする。

提出書類	提出期限	部数
請求書	完了検査合格後	1部
	履行済み部分の検査合格後	1部

(労働安全衛生)

第6条 受託者は、安全衛生管理に努め、別に定める横浜市「水再生センター及び汚泥資源化センター工事等安全衛生基準」（以下「安全衛生基準」という）に掲げる事項を周知徹底しなければならない。

なお、「安全衛生基準」は、次の横浜市ウェブページを参照すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/>

(個人情報の保護)

第7条 受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取り扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に「個人情報取扱特記事項」第2条の4に則り、管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により報告しなければならない。また、「個人情報取扱特記事項」第10条による研修を実施し、研修実施報告書・誓約書（第2号様式）を提出しなければならない。

なお、「個人情報取扱特記事項」は、次の横浜市ウェブページを参照すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/>

(電子計算機処理等の契約に関する情報取扱事項)

第8条 受託者は、電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」は、次の横浜市ウェブページを参照すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/>

(業務遂行時に発生する副産物の処分)

第9条 受託者は、業務の遂行に伴い発生する副産物（交換部品等）を委託者の指定場所に置くこと。

(横浜市グリーン購入の推進に関する事項)

第10条 受託者は、業務の遂行にあたり、「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」に記された内容を十分に理解し、これを推進すること。

なお、「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」及び、(別記)「特定調達物品等」は、次の横浜市ウェブページを参照のこと。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/shiyakusho/green.html>

業務共通仕様書

(目的)

第1条

本業務は、神奈川水再生センター等庁舎の総合管理を、合理的かつ適切な方法により実施することで、庁舎の環境を常に最適な状態に保つとともに、安全性、快適性、機能性を長期にわたり維持することを目的とする。

(履行期間)

第2条

業務委託期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

(施設概要)

第3条

施設名称	所在地
神奈川水再生センター	神奈川区千若町1丁目1番地
保土ヶ谷ポンプ場	保土ヶ谷区天王町2丁目43番地
桜木ポンプ場	西区戸部本町51番1号 西区桜木町7丁目45番地
平沼ポンプ場	西区西平沼町5番70号
高島第一ポンプ場	西区高島二丁目13番地先
高島第二ポンプ場	西区高島二丁目17番1号
新浦島幹線排水ポンプ施設	神奈川区新浦島町1丁目1番地
楠ポンプ場	西区楠町24番地
西神奈川地下道ポンプ場	神奈川区西神奈川一丁目1番地の7
西子安地下道ポンプ場	神奈川区子安通1丁目122番地
星川雨水調整池	保土ヶ谷区星川二丁目16番

(建物管理における用語の定義)

第4条

- (1) 「保全」とは、点検や保守等により建築物や設備の安全を確保することをいう。
- (2) 「個別業務」とは、仕様書に定める対象業務をいう。
- (3) 「点検」とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭、異音、温度異常、その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- (4) 「定期点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行う点検をいい、性能点検、月例点検を含めていう。
- (5) 「法定点検」とは、建築物の保全の関係法令に基づき実施することが規定されている点検をいう。
- (6) 「保守」とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。

(建物管理者に関する用語の定義)

第5条

- (1) 「総合管理責任者」とは、本委託を総合して管理を行う責任者であり、特記仕様書1の責任者をいう。
- (2) 「業務責任者」とは、総合管理責任者の下で業務を行うものであり、特記仕様書2～8の責任者をいう。

(業務内容)

第6条

基本的な業務の内容は次のとおりとし、詳細は各業務の仕様書を参照すること。

なお、履行予定月は、別表1のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|----------|
| (1) 建物総合管理業務 | (特記仕様書1) |
| (2) 庁舎清掃業務 | (特記仕様書2) |
| (3) 本館エレベータ設備保守点検業務 | (特記仕様書3) |
| (4) 第二ポンプ施設エレベータ設備保守点検業務 | (特記仕様書4) |
| (5) 防災設備保守点検業務 | (特記仕様書5) |
| (6) 空調設備保守点検業務 | (特記仕様書6) |
| (7) 飲料水用受水槽点検清掃業務 | (特記仕様書7) |
| (8) レジオネラ属菌水質検査業務 | (特記仕様書8) |

(法令、基準類等の遵守)

第7条

本業務の実施に当たっては、各業務の内容に応じて関連する関係法令、条例、規則、要綱のほか標準仕様書、マニュアル、基準、指針、解説版、ガイドラインなどを遵守すること。

関係法令、各種基準などについては、受託者の責任において調査し、各々の許認可などの手続き上設定される基準日に、最新のものを採用すること。

(共通事項)

第8条

(1) 体制

ア 業務体制

本業務を実施するうえで、各業務内容について委託者が求める期間内で履行が完了できる体制を構築するとともに、各業務内容に適した経験者を配置・従事させ、履行品質の維持・確保に努めること。

なお、委託契約約款第6条に基づき、全部又は主たる部分(総合管理業務)を除いて、一部を第三者に委任託(以下「再委託」という。)する場合は、あらかじめ再委託に関して本市の承諾を得てから履行すること。

なお、再委託先については、「横浜市中小企業振興基本条例」の趣旨に基づき、市内中小企業者の受注機会の確保に努めること。

イ 連絡体制

緊急時における連絡網を委託者に提出すること。

本委託では常駐は求めない(常駐することも妨げない)。受託者は、総合管理責任者を選任し、委託者に届け出ること。総合管理責任者は平日9:00～17:00の間、常に委託者と連絡・調整が

可能な状態とする。

ウ 安全衛生管理体制

受託者は、本委託契約の履行に伴う業務に関して、安全衛生管理に努め、本業務の履行に関する全ての担当者に周知徹底させなければならない。また、本委託履行のために入場するものに対し、危険個所の通知や安全指導を行い、適切に管理する。

(2) 業務の実施

ア 委託者の立会い

受託者は作業等に際して委託者の立会いを求める場合は事前に申し出ること。

イ 書類の保管

受託者は、本業務において作成し、及び保有する資料並びに市から貸与を受けた資料を常に整理し、委託者の求めに応じて提供できるよう保管すること。

(3) 業務の検査等

ア 受託者は、部分払いを請求しようとするとき、又は業務が完了した時は、その旨を委託者に通知し、検査を受けなければならない。

イ 受託者は、検査を受ける際は予め下記の資料を整備し委託者に提出しなければならない。

(ア) 契約図書（委託契約書、仕様書等）

(イ) 業務計画書、作業計画書、作業報告書

(ウ) 成果物、打合せ記録、その他検査に必要な資料

履行予定月

別表1

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)	建物総合管理業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2)	庁舎清掃業務 日常清掃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	定期清掃1			○			○			○			○
	定期清掃2						○						○
	電気機械室定期清掃						○						
	窓ガラス清掃1（建物内部）						○						○
	窓ガラス清掃2（建物内部）						○						
(3)	本館エレベータ設備保守点検業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4)	第二ポンプ施設エレベータ設備保守点検業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(5)	防災設備保守点検業務						○						○
(6)	空調設備保守点検業務 (令和8年度のみ)												○
(7)	飲料水用受水槽点検清掃業務												○
(8)	レジオネラ属菌水質検査業務				○				○				○

建物総合管理業務

(全体管理)

第1条

(1) 業務全般における委託者との連携

業務全般における委託者への報告・連絡・調整、定例会議の主催及び出席、議事録の作成

(2) 関係法令の情報収集及び法改正への対応

関係法令の改正に関する情報収集及び委託者の法改正への対応に対する支援

※ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律だけにとどまらず、建築基準法や消防法、廃棄物の処理や環境配慮、バリアフリー関連など本委託契約に関わるものすべて含む。

(3) 総合管理責任者の主な業務

各業務責任者への指示・取りまとめ・指導を行い、適正に各業務が履行されるよう対応すること。

ア 各業務の計画立案、報告には総合管理責任者が立ち会うこと。

イ 各業務において、日常的なものを除く点検や作業等に原則総合管理責任者が立ち会うこと。立ち会った場合は実施確認、口頭及び日報による報告を行うこと（立会い時間、内容、結果等）

(4) 昇降設備点検業務

昇降設備（エレベーター）点検業務は特記仕様書3および特記仕様書4に記載の製造業者（当該昇降装置設備の保守点検実績のある業者を含む）が点検実施すること。

(5) 各種書類の作成

受託者は各仕様書に定める提出物のほか、下表の書類を委託者に提出すること。本仕様書に定めのない書類についても、委託者からの指示があった場合は作成し、提出すること。

ア 計画書

No	提出書類	内容	提出時期
1	総合管理業務計画書 (業務実施計画書)	業務実施体制、実施方針、業務計画及び各業務の報告書式等、業務全般について具体的に記載したもの	業務開始前・内容変更時
2	作業計画書	上記計画書に基づき、業務別に実施日時、作業内容、作業範囲、業務従事者名等を記載したもの	業務開始前・内容変更時
3	年間予定表	業務別に、年間の作業実施計画を記載したもの	年度開始前・内容変更時
4	月間予定表	業務別に、月間の作業実施計画を記載したもの	毎月末までに翌月分を提出

イ 報告書

No	提出書類	内容	提出時期
1	総合管理業務報告書 ※月次及び年次	業務全体の実施状況、計画に対する進捗状況を記載したもの	月次：月末 年次：各年度の3月末
2	随時報告書	修繕等の対応内容を記載したもの 作業内容、作業場所、仕様器材及び作業人数等を記載したもの	随時

(軽微な修繕等の実施)

第2条

- (1) 受託者は、防災設備保守点検業務、空調設備保守点検業務等において点検結果により必要となつた軽微な修繕、または突発的に発生する緊急対応等を実施すること。
実施内容及び結果について委託者に報告する。
- (2) 本業務は、受託者が材料等を手配し主体的に行うことを原則とするが、特殊な部品の調達や専門的知識等を要する場合は外注も可能とする。外注により軽微な修繕を実施する場合、受託者の責任において業者を指導監督し、修繕等を実施する。
- (3) 年間総額は300万円相当（税抜き）とする。年度開始前に1年間の修繕・予定項目と予算を計画し、緊急対応として費用が必要となった際には協議して執行項目を決定する。

庁舎清掃業務

(履行場所)

第1条 本業務の履行場所は、次のとおりである。

施設名	履行場所
神奈川水再生センター	神奈川区千若町1丁目1番地
桜木ポンプ場	西区戸部本町51番1号
保土ヶ谷ポンプ場	保土ヶ谷区天王町2丁目43番地
平沼ポンプ場	西区西平沼町5番70号
新浦島幹線排水ポンプ施設	神奈川区新浦島町1丁目1番地
楠ポンプ場	西区楠町24番地
星川雨水調整池	保土ヶ谷区星川二丁目16番

(清掃内容)

第2条 本業務の清掃場所・作業内容・清掃周期・面積等は、次のとおりである。

ただし、作業内容・清掃周期の詳細は別表－1「作業内容等詳細」のとおりとする。

1 神奈川水再生センター

ア 建物内部の清掃

(ア) 床の日常清掃

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
玄関ホール	硬質床	除塵及び部分水拭き	日1回	117 m ²
センター長室	繊維床	除塵	日1回	30 m ²
事務室	繊維床	除塵	日1回	142 m ²
水質事務室	弹性床	除塵及び部分水拭き	日1回	138 m ²
会議室	繊維床	除塵	日1回	202 m ²
廊下	弹性床	除塵及び部分水拭き	日1回	421 m ²
エレベータホール	弹性床	除塵及び部分水拭き	日1回	70 m ²
便所	硬質床	除塵及び全面水拭き	日1回	74 m ²
湯沸室	弹性床	除塵及び全面水拭き	日1回	4 m ²
エレベータ	弹性床	除塵及び部分水拭き	日1回	1台
階段	弹性床	除塵及び部分水拭き	日1回	128 m ²
控室	フリーアクセスフロア	除塵及び部分水拭き	日1回	91 m ²
男子更衣室	フリーアクセスフロア	除塵及び部分水拭き	日1回	29 m ²

※ ごみ収集を含む。

(イ) 床以外の日常清掃

清掃場所	作業内容	清掃周期
玄関ホール	フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き 備品除塵及び水拭き	日1回
センター長室	除塵	日1回
事務室	除塵	日1回
水質事務室	除塵	日1回
廊下	除塵	日1回
エレベータホール	除塵	日1回
便所	ごみ処理、扉・便所へだて 部分拭き、洗面台・鏡拭き、衛生陶器 洗浄、衛生消耗品補充、汚物処理等	日1回

湯沸室	流し台洗浄及び厨塵処理	日 1 回
エレベータ	部分拭き及びフロアマット除塵	日 1 回
	除塵（扉溝）	日 1 回
階段	手摺り拭き	日 1 回
会議室	備品の拭き及びごみ処理	日 1 回

※ ごみ収集を含む。

(ウ) 床の定期清掃 1

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
玄関ホール	硬質床	一般床洗浄	3月 1回	117 m ²
研修室・ロビー	繊維床	表面洗浄	3月 1回	307 m ²
廊下	弹性床	表面洗浄	3月 1回	421 m ²
エレベータホール	弹性床	表面洗浄	3月 1回	70 m ²
エレベータ	弹性床	表面洗浄	3月 1回	1 台
階段	弹性床	表面洗浄	3月 1回	128 m ²

※ ごみ収集を含む。

(エ) 床の定期清掃 2

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
センター長室	繊維床	表面洗浄	6月 1回	30 m ²
事務室	繊維床	表面洗浄	6月 1回	142 m ²
水質事務室	弹性床	表面洗浄	6月 1回	138 m ²
会議室	繊維床	表面洗浄	6月 1回	202 m ²
水質試験室	硬質床	一般床洗浄	6月 1回	93 m ²
中央操作室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	6月 1回	398 m ²
湯沸室	弹性床	表面洗浄	6月 1回	7 m ²
階段	弹性床	表面洗浄	6月 1回	99 m ²

※ ごみ収集を含む。

(オ) 電気機械室定期清掃

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
電気室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年 1回	4, 133 m ²
制御室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年 1回	816 m ²

※ ごみ収集を含む。

(カ) 床以外の定期清掃

窓ガラス清掃

清掃場所	作業内容	清掃周期	清掃面積
窓ガラス清掃 1	洗浄	6月 1回	1, 930 m ²
窓ガラス清掃 2	洗浄	1年 1回	118 m ²

2 桜木ポンプ場建物内部の清掃

ア 建物内部の清掃

(ア) 床の定期清掃 2

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
玄関ホール	硬質床	一般床洗浄	6月1回	17 m ²
事務室	弹性床	表面洗浄	6月1回	20 m ²
操作室	弹性床	表面洗浄	6月1回	129 m ²
湯沸室	硬質床	一般床洗浄	6月1回	4 m ²
廊下・便所	硬質床	一般床洗浄	6月1回	25 m ²
B1～3階	弹性床	表面洗浄	6月1回	24 m ²
階段A～踊場				

※ ごみ収集を含む。

(イ) 電気機械室定期清掃

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
受変電室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年1回	123 m ²

※ ごみ収集を含む。

(ウ) 床以外の定期清掃

窓ガラス清掃

清掃場所	作業内容	清掃周期	清掃面積
窓ガラス清掃1	洗浄	6月1回	49 m ²
窓ガラス清掃2	洗浄	1年1回	77 m ²

3 保土ヶ谷ポンプ場

ア 本館管理棟

(ア) 建物内部の清掃

a 床の定期清掃 2

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
玄関ホール・前室	硬質床	一般床洗浄	6月1回	74 m ²
管理室	弹性床	表面洗浄	6月1回	25 m ²
湯沸室	弹性床	表面洗浄	6月1回	12 m ²
廊下・通路	硬質床	一般床洗浄	6月1回	206 m ²
MB1～3階・踊場	弹性床	表面洗浄	6月1回	33 m ²

※ ごみ収集を含む。

b 電気機械室定期清掃

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
3階電気室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年1回	244 m ²

※ ごみ収集を含む。

c 床以外の定期清掃

窓ガラス清掃

清掃場所	作業内容	清掃周期	清掃面積
窓ガラス清掃1	洗浄	6月1回	29 m ²
窓ガラス清掃2	洗浄	1年1回	6 m ²

イ 雨水滞水池棟

(ア) 建物内部の清掃

a 床の定期清掃 2

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
詰所	硬質床	一般床洗浄	6月1回	16 m ²
玄関ホール・廊下	硬質床	一般床洗浄	6月1回	20 m ²
B3～2階階段室	硬質床	一般床洗浄	6月1回	103 m ²

※ ごみ収集を含む。

(イ) 電気機械室定期清掃

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
1階機器搬入部	硬質床	一般床洗浄	1年1回	305 m ²

※ ごみ収集を含む。

4 平沼ポンプ場

ア 建物内部の清掃

(ア) 床の定期清掃 2

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
玄関ホール	硬質床	一般床洗浄	6月1回	28 m ²
職員控室	弹性床	表面洗浄	6月1回	25 m ²
湯沸室	硬質床	一般床洗浄	6月1回	3 m ²
1階廊下	硬質床	一般床洗浄	6月1回	64 m ²
階段	硬質床	一般床洗浄	6月1回	12 m ²
便所	硬質床	一般床洗浄	6月1回	9 m ²

※ ごみ収集を含む。

(イ) 電気機械室定期清掃

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
電気室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年1回	129 m ²
制御室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年1回	166 m ²
歩廊（エンジン室）	硬質床	一般床洗浄	1年1回	175 m ²
地下1階	硬質床	一般床洗浄	1年1回	91 m ²

※ ごみ収集を含む。

(ウ) 床以外の定期清掃

窓ガラス清掃

清掃場所	作業内容	清掃周期	清掃面積
窓ガラス清掃 1	洗浄	6月1回	7 m ²
窓ガラス清掃 2	洗浄	1年1回	57 m ²

5 新浦島幹線排水ポンプ施設

ア 建物内部の清掃

(ア) 床の定期清掃 2

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
便所	硬質床	表面洗浄	6月1回	8 m ²

※ ごみ収集を含む。

(イ) 電気機械室定期清掃

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
電気室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年1回	80 m ²

※ ごみ収集を含む。

6 楠ポンプ場

ア 建物内部の清掃

(ア) 床の定期清掃 2

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
玄関ホール	硬質床	一般床洗浄	6月1回	23 m ²
1階廊下	硬質床	一般床洗浄	6月1回	18 m ²
2階廊下	弹性床	表面洗浄	6月1回	54 m ²
事務室	弹性床	表面洗浄	6月1回	21 m ²
湯沸室	弹性床	表面洗浄	6月1回	4 m ²
便所	硬質床	一般床洗浄	6月1回	7 m ²
階段	硬質床	一般床洗浄	6月1回	110 m ²

※ ごみ収集を含む。

(イ) 電気機械室定期清掃

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
電気室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年1回	86 m ²
制御盤室	弹性床	表面洗浄	1年1回	27 m ²
自家発室	硬質床	一般床洗浄	1年1回	66 m ²

※ ごみ収集を含む。

(ウ) 床以外の定期清掃

窓ガラス清掃

清掃場所	作業内容	清掃周期	清掃面積
窓ガラス清掃 1	洗浄	6月1回	22 m ²
窓ガラス清掃 2	洗浄	1年1回	40 m ²

7 星川雨水調整池

ア 建物内部の清掃

(ア) 床の定期清掃 2

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
廊下	硬質床	一般床洗浄	6月1回	7 m ²
便所	硬質床	洗浄	6月1回	4 m ²

※ ごみ収集を含む。

(イ) 電気機械室定期清掃

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
電気室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年1回	80 m ²
自家発電機室	硬質床	一般床洗浄	1年1回	94 m ²

※ ごみ収集を含む。

(清掃作業の実施日及び時間)

第3条 本業務の清掃作業の実施日及び作業時間は、次のとおりである。

清掃種別	実施日	作業時間
日常清掃	毎日（土曜、日曜、祝日、休庁日を除く）	別途協議
定期清掃	別途協議	別途協議
窓ガラス清掃	別途協議	別途協議

(注) 実施日及び作業時間については、委託者・受託者の協議により決定すること。

(一般事項)

第4条 清掃器材等は、作業の内容に最も適したものを用いるものとし、その使用にあたっては立会職員に申し出ること。

2 作業員が事務室等に立入り、作業を行う場合には、立会職員に申し出を行うこと。また、貸与した鍵は慎重に取扱い、業務を行うために必要な時間と場所に限り使用すること。

3 清掃作業に使用する器材等は、特に指定のない限り受託者が準備すること。

4 清掃作業を実施するにあたっては、常に火災等の事故が発生することのないように十分注意を払うこと。

5 清掃作業の実施により移動した椅子、その他の物品は必ず元の位置に戻しておくこと。

(支給品及び貸与品)

第5条 本業務で支給及び貸与する品目は、次のとおりである。

- (1) 水・電力
- (2) 補充用トイレットペーパー、洗浄液
- (3) 日常清掃の作業員控室

(作業予定表等の提出)

第6条 特記仕様書1 第1条（5）のとおり。

(完了検査)

第7条 業務共通仕様書 第8条のとおり。

別表－1 作業内容等詳細

1 建物内部の清掃

(1) 床の清掃

ア 弹性床(ビニル床タイル、ビニル床シート、ゴム床タイル、フリーアクセスフロア等)

作業項目		作業内容
除塵	自在箒又はフロアダストによる除塵	<ul style="list-style-type: none"> 自在箒、フロアダスト(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
除塵	真空掃除機による除塵	<ul style="list-style-type: none"> 真空掃除機で丁寧に吸塵する。
水拭き	部分水拭き	<ul style="list-style-type: none"> 汚れや水滴等が付着した部分をモップで拭く。
水拭き	全面水拭き	<ul style="list-style-type: none"> 床全面をモップで丁寧に拭きあげる。
補修	空バフイング	<ul style="list-style-type: none"> 人通りの多い床面を、パッドを装着した床磨き機で研磨する。
補修	スプレーバーフィング(スプレークリーニング)	<ul style="list-style-type: none"> 汚れた部分に、水又は専用補修液をスプレーし、パッドを装着した床磨き機で乾燥するまで研磨する。汚れが強い場合は、適正に希釈した表面洗浄用洗剤を用いる。 削りとられたかすを取り除き、スプレークリーニングを行ったか所をきれいに拭いた後、樹脂床維持材を塗布して補修する。
洗浄	表面洗浄	<ul style="list-style-type: none"> 椅子等軽微な什器の移動を行う。 床面の除塵を行う。(除塵の項参照) 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。 洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。 吸水用真空掃除機又は床用スクリューで汚水を除去する。 2回以上全面水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後十分に乾燥させる。(水拭きの項参照) 樹脂床維持材を、塗り残しやむらのないように塗布し、十分に乾燥した後塗り重ねる。 樹脂床維持材の塗布回数は2回とし、皮膜の損傷が著しい場合は、さらに1回重ね塗りをする。 移動した椅子等什器を元の位置に戻す。

イ 硬質床(陶磁器質タイル、石、コンクリート、モルタル等)

作業項目		作業内容
除塵	自在箒又はフロアダストによる除塵	<ul style="list-style-type: none"> ・自在箒、フロアダスト(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
	真空掃除機による除塵	<ul style="list-style-type: none"> ・真空掃除機で丁寧に吸塵する。
水拭き	部分水拭き	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れや水滴等が付着した部分をモップで拭く。
	全面水拭き	<ul style="list-style-type: none"> ・床全面をモップで丁寧に拭きあげる。
補修	空バッティング	<ul style="list-style-type: none"> ・人通りの多い床面を、パッドを装着した床磨き機で研磨する。
洗浄	表面洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・椅子等軽微な什器の移動を行う。 ・床面の除塵を行う。(除塵の項参照) ・適正に希釀した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。 ・洗浄用パッドを装着した床磨き機で被膜表面の汚れを洗浄する。 ・吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去する。 ・2回以上全面水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後十分に乾燥させる。(水拭きの項参照) ・樹脂床維持材を、塗り残しやむらのないように塗布し、十分に乾燥した後塗り重ねる。 ・樹脂床維持材の塗布回数は1回とし、被膜の損傷が著しい場合は、さらに1回重ね塗りをする。 ・移動した椅子等什器を元の位置に戻す。
洗浄	一般床洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・椅子等軽微な什器の移動を行う。 ・床面の除塵を行う。(除塵の項参照) ・適正に希釀した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。 ・洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。 ・吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去する。 ・2回以上全面水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後十分に乾燥させる。(水拭きの項参照) ・移動した椅子等什器を元の位置に戻す。

ウ 繊維床（カーペット、じゅうたん等）

作業項目		作業内容
除塵	真空掃除機による除塵	<ul style="list-style-type: none"> ・真空掃除機で丁寧に吸塵する。
除塵	カーペットスイーパーによる除塵	<ul style="list-style-type: none"> ・床表面の粗ごみをカーペットスイーパーで回収して除塵する。
洗浄	表面洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・椅子等軽微な什器の移動を行う。 ・床面の除塵を行う。（除塵の項参照） ・水溶性、油溶性などしみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤を用いてしみを取る。 ・クリーニング方式等を検討し、適正洗浄剤を使用したクリーニングを行う。 ・乾燥後、バキュームをかけ、パイルを立ててセットする。 ・移動した椅子等什器を元の位置に戻す。

(2) 場所別の清掃

ア 玄関ホール

作業対象		作業項目	作業内容
床清掃	弾性床	1-(1)床の清掃アによる。	
	硬質床	1-(1)床の清掃イによる。	
	繊維床	1-(1)床の清掃ウによる。	
床以外の清掃	壁	部分拭き	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。
		除塵	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥毛はたき又は静電気除塵具等で除塵する。
		部分洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・固着した部分的汚れを専用洗剤等を用いて洗浄する。
	フロアマット	除塵	<ul style="list-style-type: none"> ・真空掃除機で吸塵する。
		洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・洗剤や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。 ・洗剤を用いる場合はよくすすいだ後、十分に乾燥させる。
	扉ガラス	部分拭き	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れの目立つ部分をタオルで水拭き又は空拭きする。
		全面洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス全面に水又は専用洗剤を塗り、窓用スクリューで汚れを取る。
	什器備品	除塵	<ul style="list-style-type: none"> ・タオル、ダストクロス等で埃を取る。
		拭き	<ul style="list-style-type: none"> ・タオルで水拭きする。
	金属部分	除塵	<ul style="list-style-type: none"> ・タオル、ダストクロス等で埃を取る。
		拭き	<ul style="list-style-type: none"> ・専用洗剤を用い、汚れを除去し、洗剤分を十分に拭き取った後、乾いた布で磨く。

イ センター長室・事務室・水質事務室・詰所

作業対象		作業項目	作業内容
床清掃	弹性床	1-(1)床の清掃アによる。	
	纖維床	1-(1)床の清掃ウによる。	
床以外の清掃	壁・扉	部分拭き	・汚れた部分を水又は中性洗剤を用いて拭く。
		全面拭き	・中性洗剤で拭きあげた後、水拭きして仕上げる。

ウ 会議室・研修室・中央操作室・電気室・制御室

作業対象		作業項目	作業内容
床清掃	弹性床	1-(1)床の清掃アによる。	
	纖維床	1-(1)床の清掃ウによる。	
床以外の清掃	什器備品	除塵	・タオル、ダストクロス等で埃を取る。
		拭き	・タオルで水拭きする。
	窓台	除塵	・タオルダストクロス等で埃を取る。
		拭き	・タオルで水拭き又は洗剤拭きする。

エ 廊下・更衣室・エレベータホール

作業対象		作業項目	作業内容
床清掃	弹性床	1-(1)床の清掃アによる。	
	硬質床	1-(1)床の清掃イによる。	
	纖維床	1-(1)床の清掃ウによる。	
床以外の清掃	壁	部分拭き	・汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。
		除塵	・鳥毛はたき又は静電気除塵具等で除塵する。
		部分洗浄	・固着した部分的汚れを専用洗剤等を用いて洗浄する。
	扉	部分拭き 部分洗浄	・汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。 ・固着した部分的汚れを、専用洗剤等を用いて洗浄する。

才 水質試験室・便所・洗面所

作業対象	作業項目	作業内容	
床清掃	弹性床	1-(1)床の清掃アによる。	
	硬質床	1-(1)床の清掃イによる。	
	繊維床	1-(1)床の清掃ウによる。	
床以外の清掃	壁	部分拭き	・汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。
		除塵	・鳥毛はたき又は静電気除塵具等で除塵する。
		部分洗浄	・固着した部分的汚れを専用洗剤等を用いて洗浄する。
	扉及び便所へだて	部分拭き 全面洗浄	・汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。 ・全面を、専用洗剤を用いて洗浄する。
	洗面台	拭き	・スポンジで専用洗剤を用いて洗浄し拭きあげる。
	鏡	拭き	・乾拭きして仕上げる。
	衛生陶器	洗浄	・専用洗剤を用いて洗浄し拭きあげる。同じに金属類も拭きあげる。 ・温水洗浄器の洗浄ノズルを専用洗剤等を用いて洗浄する。
	衛生消耗品	補充	・トイレットペーパーや水石鹼等を補充する。
	汚物容器	汚物収集	・内容物を収集し、容器を洗浄する。

※便所・洗面所の資機材は、他と区別して専用のものを用いる。

カ 湯沸室

作業対象	作業項目	作業内容	
床清掃	弹性床	1-(1)床の清掃アによる。	
	硬質床	1-(1)床の清掃イによる。	
床以外の清掃	壁	部分拭き	・汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。
		除塵	・鳥毛はたき又は静電気除塵具等で除塵する。
		部分洗浄	・固着した部分的汚れを専用洗剤等を用いて洗浄する。
	扉及び便所へだて	部分拭き 全面洗浄	・汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。 ・全面を、専用洗剤を用いて洗浄する。
	流し台	洗浄	・中性洗剤を用いてスポンジで、丁寧に洗浄する。
	厨芥容器	厨芥収集	・厨芥を収集する。 ・容器を中性洗剤で洗浄する。
	換気扇	洗浄	・中性洗剤で洗浄し、水拭きして仕上げる。

キ エレベータ

作業対象	作業項目	作業内容	
床清掃	弹性床	1-(1)床の清掃アによる。	
床以外の清掃	壁・扉・操作盤	部分拭き	・汚れた部分を水又は中性洗剤を用いて拭く。
		全面拭き	・中性洗剤で拭きあげた後、水拭きして仕上げる。
	扉溝	除塵	・真空掃除機で吸塵する。
	フロアマット	除塵	・真空掃除機で吸塵する。
		洗净	・洗剤や水を用いて洗净し、土砂や汚れを取り除く。 ・洗剤を用いる場合はよくすすいだ後、十分に乾燥させる。

ク 階段

作業対象	作業項目	作業内容	
床清掃	弹性床	1-(1)床の清掃アによる。	
	硬質床	1-(1)床の清掃イによる。	
	繊維床	1-(1)床の清掃ウによる。	
	共通	洗净時には幅木、ノンスリップの清掃を行う。	
床以外の清掃	壁	部分拭き	・汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。
		除塵	・鳥毛はたき又は静電気除塵具等で除塵する。
		部分洗净	・固着した部分的汚れを専用洗剤等を用いて洗净する。
	手すり	拭き	・タオルで水拭きする。
		洗净	・汚れた部分を洗剤で洗净し水拭きする。
	窓台	除塵	・タオルダストクロス等で埃を取る。
		拭き	・タオルで水拭き又は洗剤拭きする。

(3) ごみ収集

作業対象	作業項目	作業内容	
運搬	各所から集積所までの運搬	・各所で集められた塵芥・吸殻・厨芥などを区別して運搬する。	
分別・梱包	分別	・集められたごみを種類ごとに分類する。	
	梱包	・集められたごみを適当な分量に梱包する。	

(4) 作業項目及び周期

ア 床の清掃(1/2)

		(I) 玄関ホール	(II) 玄関ホール	センター長室	事務室	水質事務室	会議室(I)	会議室(II)	研修室	廊下(I)	廊下(II)	男子更衣室・控室
作業対象	作業項目											
弹性床	日常	除塵 自在箒・フロアスター				1/日				1/日		
		真空掃除機										
		水拭き 部分水拭き				1/日				1/日		
		全面水拭き										
	定期	洗浄 表面洗浄				1/6月				1/3月		
		除塵・部分水拭き										
硬質床	日常	除塵 自在箒・フロアスター	1/日									
		真空掃除機										
		水拭き 部分水拭き	1/日									
		全面水拭き										
	定期	一般床洗浄	1/3月									
繊維床	日常	除塵 真空掃除機		1/日	1/日		1/日					
		洗浄 表面洗浄		1/6月	1/6月		1/6月		1/3月			
	定期	除塵・部分水拭き										1/日

ア 床の清掃(2/2)

-21-

			水質試験室	中央操作室	(I) エレベータホール	(II) エレベータホール	便所	便所 (II)	洗面所	湯沸室	エレベータ	階段 (I)	階段 (II)	電気室	制御室	機械室
作業対象	作業項目															
弾性床	日常	除塵 自在箒・フロアスター			1/日					1/日	1/日	1/日				
		真空掃除機														
		水拭き 部分水拭き			1/日							1/日	1/日			
	定期	全面水拭き								1/日						
		洗净 表面洗净			1/3月						1/6月	1/3月	1/3月	1/6月		
		除塵・部分水拭き														
硬質床	日常	除塵 自在箒・フロアスター					1/日		1/日							
		真空掃除機														
		水拭き 部分水拭き														
		全面水拭き					1/日		1/日							
		一般床洗净	1/6月													1/年
	定期															
繊維床	日常	除塵 真空掃除機				1/日										
	定期	洗净 表面洗净														
フリーアクセスフロア	日常	表面洗净		1/6月										1/年	1/年	

イ 床以外の清掃(1/2)

			(I) 玄関ホール	(II) 玄関ホール	センター長室	事務室	水質事務室	会議室(I)	会議室(II)	研修室	廊下(I)	廊下(II)	男子更衣室・控室
作業対象	作業項目												
壁	定期	部分拭き	1/3月	1/6月	1/6月	1/6月	1/6月	1/6月	1/6月	1/3月	1/3月	1/6月	1/6月
		除塵	1/3月	1/6月	1/6月	1/6月	1/6月	1/6月	1/6月	1/3月	1/3月	1/6月	1/6月
フロアマット	日常	除塵	1/日										
	定期	洗浄	1/3月	1/6月									
扉ガラス	日常	部分拭き	1/日			1/日	1/日				1/日		
	定期	全面洗浄	1/3月	1/6月									
什器備品	日常	除塵・拭き	1/日		1/日	1/日	1/日	1/日			1/日		
	定期	拭き	1/3月	1/6月									
金属部分	日常	除塵	1/日										
扉及び便所へだて	日常	部分拭き											
洗面台	日常	拭き											
鏡	日常	拭き											
衛生陶器	日常	洗浄											
衛生消耗品	日常	補充											
汚物容器	日常	汚物収集											
流し台	日常	洗浄											
厨芥収集	日常	厨芥収集											
壁・扉・操作盤	日常	除塵	1/日		1/日	1/日	1/日	1/日			1/日		1/日
扉溝	日常	除塵											
手すり	日常	拭き									1/日		

イ 床以外の清掃(2/2)

			水質試験室	中央操作室	エレベータホール	便所	洗面所	湯沸室	エレベータ	階段（I）	階段（II）	電気室	制御室	機械室
作業対象	作業項目													
壁	定期	部分拭き	1/6月	1/6月	1/3月			1/6月				1/年	1/年	1/年
		除塵	1/6月	1/6月	1/3月			1/6月		1/3月	1/6月	1/年	1/年	1/年
フロアマット	日常	除塵							1/日					
	定期	洗浄							1/3月					
扉ガラス	日常	部分拭き				1/日								
	定期	全面洗浄												
什器備品	日常	除塵												
	定期	拭き												
金属部分	日常	除塵			1/日									
扉及び便所へだて	日常	部分拭き				1/日	1/日							
洗面台	日常	拭き				1/日	1/日							
鏡	日常	拭き				1/日	1/日							
衛生陶器	日常	洗浄				1/日	1/日							
衛生消耗品	日常	補充				1/日	1/日							
汚物容器	日常	汚物收集				1/日	1/日							
流し台	日常	洗浄						1/日						
厨芥收集	日常	厨芥收集						1/日						
壁・扉・操作盤	日常	除塵			1/日				1/日	1/日				
扉溝	日常	除塵							1/日					
手すり	日常	拭き				1/日				1/日				

(5) 窓ガラス清掃 1、2

作業項目	作業内容
洗浄	<ul style="list-style-type: none">・ガラス面に適正に希釀した中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、ガラススクイージで汚水を切る。・ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。・ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。 ただし、サッシの溝やサッシの溝拭きはふくまない。

※熱線反射ガラスやフィルムが貼りつけてあるガラスは、傷等に注意して清掃すること。

本館エレベータ設備保守点検業務

(履行場所)

第1条 本業務の履行場所は、次のとおりである。

施設名	履行場所
神奈川水再生センター	神奈川区千若町1丁目1番地

(仕様)

第2条 本業務の対象となるエレベータの仕様は、次のとおりである。

項目	仕様		
用途	乗用		
制御方式	可変電圧・可変周波数制御		
定員・積載量	11名、750kg(1・2号機)		
速度	90m/min(1・2号機)		
電源	AC 400V 三相 50Hz		
停止か所・階	1号機	6か所	B2、B1、1、2、3、5階
	2号機	7か所	B4、B3、B2、B1、1、3、4階
昇降工程	1号機	31.10m	2号機 34.90m
昇降路全高	1号機	37.75m	2号機 41.45m
かご内寸法	1・2号機 1,400mm×1,350mm		
扉開閉方式	電動2枚戸 中央開き		
巻上げ電動機	1・2号機	9.5kW	(30分定格)
操作方式	セレクチブ・コレクチブ		
製造会社	三菱電機株式会社		

(関係法規)

第3条 本業務は、建築基準法（昭和25年法律第201号）・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）・同法施行令（昭和47年政令第318号）及びクレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）等の関係法規の規定に基づき、本業務の本旨に従い善良な管理者の注意をもって業務を履行すること。

2 前項の規定等に定めのない細部の事項については、委託者・受託者協議して決定すること。

(履行内容)

第4条 受託者は、エレベータ設備の電気・機械的性能及び安全装置の機能を維持保全するため、専門知識・経験を有する技術者により月1回の定期保守点検を実施すること。

2 受託者は、適切な保守を計画的に実施し、点検・調整から修理部品の取替えまで機能の維持に必要な保守のすべてを行うこと。

(定期点検)

第5条 受託者はエレベータ設備の定期検査実施に関する法令に基づく法定点検を実施すること。

(緊急点検)

第6条 委託者がエレベータ設備に異常を認め通知した場合は、速やかに措置を講じること。

(費用負担)

第7条 本業務に要する費用は、別表一に係わる調整・点検及び部品交換等すべて受託者の負担とする。ただし、次に掲げる費用については、委託者の負担とする。

- (1) 塗装、かご床タイル、意匠部品の取替え
- (2) 業務に必要な電気、水道料金

(報告書の提出)

第8条 特記仕様書1 第1条(5)のとおり。

(完了検査)

第9条 業務共通仕様書 第8条のとおり。

別表－1

点検内容一覧表

停電時自動着床装置、地震時管制運転装置及び火災時管制運転装置、中央監視装置含む

点検機器	点検項目
巻き上げ機	(1) ウオームシャフト、ギヤ及びグランドパッキン (2) 軸受 (3) ブレーキコイル、シューライニング、ブレーキカップリング及び部品 (4) 駆動鋼車、オイルシール (5) 防振ゴム
電動機	(1) 卷線、軸受、回転子
制御盤	(1) プリント基板 (2) インバータ (3) コンデンサ (4) スイッチ、リレー、ヒューズ及び部品
調速機	(1) 張り車、軸受及び部品
受電盤	(1) ブレーカ、ヒューズ及び部品
かご関係	(1) ガイドシュー (2) かご非常停止装置 (3) 運転操作盤の部品 (4) ドアオペレーター装置及び部品 (5) ドアスイッチ、セーフティシュー及び部品 (6) ドアガイドシュー、かご敷居、ドアハンガー及び部品 (7) カーポジション、インジケータ及び部品 (8) ファン及びプロワの部品 (9) 照明部品（ランプ類含む。） (10) 停電灯 (11) インターホン (12) 積載超過警報装置
ドア装置	(1) ホールボタン及び部品 (2) ホールポジションインジケータ及び部品
昇降路装置	(1) 頂部そらせ鋼車及び軸受 (2) 卷上げ用ロープ (3) カバナロープ (4) 移動ケーブル (5) リミットスイッチ及び部品 (6) レベルリングスイッチ及び部品 (7) フロワーストップスイッチ及び部品 (8) ストッピングスイッチ及び部品
ピット関係	(1) 緩衝器（油圧）及び部品 (2) 調速機ロープ張り車
その他	(1) 電気配線配管一式（ただし、昇降路外の配線配管は除く。） (2) 音声合成放送装置一式 (3) 各機器回路の絶縁抵抗測定一式
付加装置	(1) 停電時自動着床装置（1・2号機、年4回実施） (2) 地震時管制運転装置（1・2号機、年4回実施） (3) 火災時管制運転装置（1・2号機、年4回実施）

第二ポンプ施設エレベータ設備保守点検業務

(履行場所)

第1条 本業務の履行場所は、次のとおりである。

施設名	履行場所
神奈川水再生センター第二ポンプ施設	神奈川区千若町1丁目1番地

(仕様)

第2条 本業務の対象となるエレベータの仕様は、次のとおりである。

項目	仕様
用途	乗用
制御方式	可変電圧・可変周波数制御
定員・積載量	6名、450 kg
速度	60m/min
電源	A C 400 V 三相 50 Hz
停止か所・階	6か所 B5、B4、B3、B2、B1、1階
昇降工程	37.83m
昇降路全高	43.41m
かご内寸法	開口1,400mm×奥行850mm
扉開閉方式	電動2枚戸 中央開き
巻上げ電動機	2.6kW
操作方式	乗合全自動方式
製造会社	中央エレベーター工業株式会社

(関係法規)

第3条 本業務は、建築基準法（昭和25年法律第201号）・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）・同法施行令（昭和47年政令第318号）及びクレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）等の関係法規の規定に基づき、本業務の本旨に従い善良な管理者の注意をもって業務を履行すること。

2 前項の規定等に定めのない細部の事項については、委託者・受託者協議して決定すること。

(履行内容)

第4条 受託者は、エレベータ設備の電気・機械的性能及び安全装置の機能を維持保全するため、専門知識・経験を有する技術者により月1回の通常点検を実施すること。また、1回／1年の点検項目については履行予定期1月から3月の期間に実施すること。

2 受託者は、適切な保守を計画的に実施し、点検・調整から修理部品の取替えまで機能の維持に必要な保守のすべてを行うこと。

(定期点検)

第5条 受託者はエレベータ設備の定期検査実施に関する法令に基づく法定点検を実施すること。

(緊急点検)

第6条 委託者がエレベータ設備に異常を認め通知した場合は、速やかに措置を講じること。

(費用負担)

第7条 本業務に要する費用は、別表－1に係わる調整・点検及び部品交換等すべて受託者の負担とする。ただし、次に掲げる費用については、委託者の負担とする。

- (1) 塗装、かご床タイル、意匠部品の取替え
- (2) 業務に必要な電気、水道料金

(報告書の提出)

第8条 特記仕様書1 第1条（5）のとおり。

(完了検査)

第9条 業務共通仕様書 第8条のとおり。

別表一 1

点検内容一覧

停電時自動着床装置、地震時管制運転装置及び火災時管制運転装置、中央監視装置含む

点検機器	点検項目
機器類	(1) 主開閉器、受電盤、制御盤、起動盤及び信号盤 (2) 制御盤カバースイッチ (3) 卷上機 (4) 電磁ブレーキ (5) 電動機 (6) かご側調速機 (7) 機器の耐震対策
かご	(1) 運行状態 (2) かご室の周壁、天井及び床 (3) かごの戸及び敷居 (4) かごの戸ハンガーローラ (5) かごの戸運動ロープ及びチェーン (6) ドアレール (7) かごの戸のスイッチ (8) 戸閉め安全装置 (9) かごの操作盤 (10) かご内位置表示灯 (11) 外部への連絡装置 (12) 照明 (13) 換気扇及びファン (14) 停止スイッチ (15) 注意銘板の表示 (16) 停電灯装置 (17) 各階強制停止装置 (18) かご床先と昇降路壁の水平距離 (19) 光電装置 (20) 専用操作盤（車椅子兼用機） (21) 鏡及び手すり（車椅子兼用機） (22) 床合わせ補正装置
かごの周囲及び昇降路	(1) かごの上部の外観 (2) 戸の開閉装置 (3) かご上安全スイッチ及び運転装置 (4) おもりのつり革 (5) ガイドシュー又はローラーガイド (6) 主索及び調速機ロープ (7) ガイドレール及びブラケット (8) はかり装置 (9) つり合いおもり (10) 上部ファイナルリミットスイッチ (11) 頂部安全距離確保スイッチ (12) 頂部綱車 (13) 誘導板及びリミットスイッチ (14) 中間つなぎ箱及び配管 (15) 着床装置 (16) 給油器 (17) 終端階強制減速装置 (18) 昇降路
乗場	(1) 乗場ボタン (2) 位置表示灯 (3) 非常解錠装置 (4) 乗場の戸及び敷居 (5) ドアインターロックスイッチ

	(6) ドアクローザ (7) 乗場の戸ハンガーローラ (8) 乗場の戸連動ロープ及びチェーン (9) ドアレール (10) ブレーキ開放装置
ピット	(1) 環境状況 (2) 保守用停止スイッチ (3) 非常止め装置 (4) かご下綱車 (5) 緩衝器 (6) ガバナーロープ及びその他の張り車 (7) 移動ケーブル (8) 下部ファイナルリミットスイッチ (9) 底部安全距離確保スイッチ (10) かご下降防止装置 (11) ピット冠水スイッチ (12) つり合いロープ（鎖）及び取付部 (13) つり合いおもり底部すき間 (14) 耐震対策
付加装置	(1) 中央監視盤 (2) 地震時管制運転装置 (3) 火災時管制運転装置 (4) 停電時管制運転装置 (5) ピット冠水時管制運転装置 (6) 閉じ込め時リスタート運転装置 (7) オートアンダウント装置 (8) マルチビームドアセンサー (9) 乗場戸遮煙構造 (10) 戸開走行保護装置
運転装置群管理	(1) 運行状態 (2) 制御盤及び信号機

防災設備保守点検業務

(履行場所)

第1条 本業務の履行場所は、次のとおりである。

施設名	履行場所	備考
神奈川水再生センター	神奈川区千若町1丁目1番地	本館・自家発棟 滅菌棟 管廊 送泥棟 処理水ろ過棟 オゾン棟 新電気棟 要員宿舎 危険物倉庫 6系電気室 A系調整汚泥ポンプ室 B系調整汚泥ポンプ室 第二ポンプ施設 雨水滯水池
保土ヶ谷ポンプ場	保土ヶ谷区天王町2丁目43番地	本館 滯水池施設 特高受変電施設
桜木ポンプ場	西区戸部本町51番1号	本館・沈砂池施設
桜木ポンプ場	西区桜木町7丁目45番地	自家発電機棟
平沼ポンプ場	西区西平沼町5番70号	
高島第一ポンプ場	西区高島二丁目13番地先	
高島第二ポンプ場	西区高島二丁目17番1号	
新浦島幹線排水ポンプ施設	神奈川区新浦島町1丁目1番地	
楠ポンプ場	西区楠町24番地	
西神奈川地下道ポンプ場	神奈川区西神奈川一丁目1番地の7	
西子安地下道ポンプ場	神奈川区子安通1丁目122番地	
星川雨水調整池	保土ヶ谷区星川二丁目16番	

※各々の施設名毎に当該設備の加算すべき歩掛りの最大値を1回加算

(業務内容)

第2条 本業務の機器点検・総合点検の点検内容、点検周期及び点検対象は、次のとおりである。

(1) 点検方法・点検項目は、消防法等関連法令等に基づいて実施すること。

(2) 点検の周期

防災設備の種類	点検内容	点検の周期 (点検時期)
消火器具 誘導灯及び誘導標識 連結散水設備	機器点検	2回／1年 (前期・後期実施)
屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備 不活性ガス消火設備（二酸化炭素） ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 自動火災報知設備 非常警報設備 避難器具 排煙設備（防火戸・防火ダンパー等含む。） 非常電源専用受電設備 連結送水管＊連結送水管は令和8年度に機器点検及び総合点検を実施すること。令和9年度は機器点検を実施すること。	機器点検 総合点検	2回／1年 (前期・後期実施) 1回／1年 (後期実施)
配線	総合点検	1回／1年 (後期実施)

(3) 点検対象となる防災設備の機器・数量は、「別表－1」のとおり

2 本業務の防災管理点検の点検内容及び点検対象は、次のとおりである。なお、防災管理点検は後期に実施すること。

(1) 点検方法・点検項目は、消防法第36条に基づいて実施すること。

(2) 防災管理点検対象箇所（すべて神奈川水再生センター敷地内）

施設名	階数	床面積
本館・自家発棟	地下4階～6階	33, 215m ²
滅菌棟	2階	402m ²
送泥棟	地下1階～1階	745m ²
処理水ろ過棟	地下1階～1階	617m ²
オゾン棟	1階	252m ²
新電気棟	2階	1, 663m ²
要員宿舎	3階	839m ²
6系電気室	1階	275m ²
A系調整汚泥ポンプ室	地下1階～1階	182m ²
B系調整汚泥ポンプ室	地下1階～1階	432m ²
第二ポンプ施設	地下5階～2階	3, 713m ²
雨水滞水池	1階	3, 396m ²
(合計)		45, 731m ²

(ハロゲン化物消火設備等の点検)

第3条 ハロゲン化物消火設備の総合点検時に行う放出試験は、窒素ガス又は空気を試験用ガスとして使用すること。試験内容は、指定の防護区画の起動装置及び選択弁等の動作状態、ガス放射状態、制御装置等の点検を行うこと。なお、各配管系統のガス漏洩試験も合わせて行うこと。

また、不活性ガス消火設備及び粉末消火設備も上記と同様とすること。

放出試験の数量の内訳は、別表－2のとおりである。

(避難器具点検)

第4条 避難器具の機器点検の内訳は、別表－3のとおりである。

(補修等)

第5条 点検によって、部品の交換又は補修等を必要とする箇所を発見した場合は、不良箇所の場所および不良内容を明確にし、適切な処置ができるようにしておくとともに、立会職員に速やかに報告すること。なお、補修の負担は委託者・受託者で協議すること。

2 保守点検時に必要と思われる軽微な機器等の補修は、受託者の負担とする。

(注意事項)

第6条 本業務における注意事項は、次のとおりである。

- (1) 業務内容を十分に理解し、作業中の不注意な行動、誤認等による事故の防止に努めること。
- (2) 現場責任者は現場に常駐するとともに、専門技術者を確保し、点検項目等は消防法等に基づいて実施すること。
- (3) 各室内等への立ち入りは、立会職員と打合わせのうえ立ち入ることとし、指定した場所以外、絶対に立ち入らないこと。また、覆蓋等の上には絶対に乗らないこと。
- (4) 点検員は、会社名、氏名を書いた名札またはヘルメットを着用すること。

(報告書の提出)

第7条 特記仕様書1 第1条（5）のとおり。なお、報告書は法令等に基づいた様式とすること。

2 消防法施行規則第31条の6の規定に基づく報告を所轄の消防署長に提出する際、立会職員に同伴すること。

(完了検査)

第8条 業務共通仕様書 第8条のとおり。

別表－1 消防用設備等の機器・数量

施設名 神奈川水再生センター（本館・自家発棟）

1－1 消火器具（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 車載式	12本	粉末消火器 蓄圧式	131本
二酸化炭素消火器 10型	12本		

1－2 屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
加圧送水装置	2組	表示灯	50灯
制御盤	1面	音響装置	52組
消火栓	29組	水源（貯水槽、バルブ類等）	1組
起動用スイッチ	50個	放水試験（後期のみ）	1式

1－3－1 ハロゲン化物消火設備（本館）（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
消火剤貯蔵容器 (ハロン1301 60kg 70ℓ 2階)	39本	表示盤	1面
		電源装置	1組
消火剤貯蔵容器 (ハロン1301 40kg 70ℓ 4階)	1本	圧力スイッチ	11個
		逆止弁	29個
容器弁開放装置（電磁式）	11個	開口部自動閉鎖装置	23個
容器弁開放装置（ガス圧式）	40個	放出表示灯箱	27個
起動用ガス容器	11個	選択弁	11個
起動用操作箱	11個	ヘッド	145個
音響装置	18組	作動試験	1式
制御盤 13回線	1面	放出試験（後期のみ・試験容器使用）	2式
音声盤	1面		

1－3－2 ハロゲン化物消火設備（移動式）（本館）（前期・後期）

*後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
消火剤貯蔵容器（移動式） (ハロン1301 50kg 68ℓ 5階)	3本	ホースリール（移動式）	3個
		放出試験（後期のみ・試験用容器使用）	1式

1－3－3 ハロゲン化物消火設備（自家発棟）（前期・後期）

*後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
消火剤貯蔵容器 (ハロン 1301 40kg 68ℓ 地下1階重 油タンク室)	2本	電源装置	1組
		圧力スイッチ	2個
		逆止弁	4個
容器弁開放装置（電磁式）	2個	開口部自動閉鎖装置	2個
容器弁開放装置（ガス圧式）	2個	放出表示灯箱	2個
起動用ガス容器	2個	選択弁	2個
起動用操作箱	2個	ヘッド	4個
音響装置	2組	作動試験	1式
制御盤 2回線	1面	放出試験（後期のみ・試験用容器使用）	1式
音声盤	1面		

1－4－1 粉末消火設備（移動式）（本館）（前期・後期）*後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末タンク（33kg A・B車路）	9本	加圧用窒素容器（N2 13.4ℓ B車路）	2本
粉末タンク（45kg B車路）	2本	表示灯	11灯
加圧用容器（CO2 1ℓ A・B車路）	9本	放出試験（後期のみ・試験用容器使用）	2式

1－4－2 粉末消火設備（移動式）（自家発棟）（前期・後期）*後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末タンク（45kg 2階電気室）	1本	表示灯	1灯
加圧用窒素容器（N2 13.4ℓ 2階電気室）	1本	放出試験（後期のみ・試験用容器使用）	1式

1－5 自動火災報知設備（前期・後期）*後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
受信機 P型 1級101回線	1面	P型 1級 発信機	50個
副受信機 P型 1級3回線	1面	表示灯	50灯
差動式分布型感知器	25個	音響装置	52個
差動式スポット型感知器	36個	常用電源（交流設備）	2組
定温式スポット型感知器	87個	予備電源（蓄電池設備）	2組
煙感知器	382個		

1－6 非常警報設備 放送設備（前期・後期）*後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
増幅器操作部（960W 自動火災報 知設備連動）	1台	常用電源	1組
		予備電源	1組
スピーカ回線	135個	音圧確認、非常電源による総合作動等 (後期のみ)	1式
音量調整器	55個		
起動装置（押しボタン）	5個		

1－7 誘導灯及び誘導標識（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
誘導灯	157灯		

1－8 避難器具（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
緩降機（3階）	1組	緩降機（5階）	1組
緩降機（4階）	1組	緩降機（6階）	1組

1－9 排煙設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
制御盤 7回線	1面	電動式シャッター	1枚
制御盤 1回線	1面	煙感知器	12個
防煙防火ダンパー 手動復帰式	10個	各種動作確認等（後期のみ）	1式
防火戸ドア式S型	5枚		

1－10 連結送水管（前期・後期）＊令和8年度後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
送水口	2組	放水口	13組
配管の耐圧機能（後期のみ）	2組		

1－11 非常電源専用受電設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
低圧受電設備	1式		

1－12 配線（後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
配線	1式		

施設名 神奈川水再生センター（滅菌棟）

2－1 消火器具（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 蓄圧式	6本	二酸化炭素消火器 10型	2本

2-2 ハロゲン化物消火設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
消火剤貯蔵容器 (ハロン 1301 50kg 68ℓ 2階)	6本	電源装置	1組
		圧力スイッチ	3個
容器弁開放装置（電磁式）	2個	逆止弁	6個
容器弁開放装置（ガス圧式）	6個	開口部自動閉鎖装置	5個
起動用ガス容器	2個	放出表示灯箱	4個
起動用操作箱	3個	選択弁	2個
音響装置	3組	ヘッド	22個
制御盤 2回線	1面	作動試験	1式
音声盤	1面	放出試験（後期のみ・試験用容器使用）	1式

2-3 自動火災報知設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
受信機 P型 1級 7回線	1面	音響装置	7個
煙感知器	23個	常用電源（交流設備）	1組
P型 1級 発信機	5個	予備電源（蓄電池設備）	1組

2-4 誘導灯及び誘導標識（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
誘導灯	7灯		

2-5 排煙設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
制御盤 3回線	1面	煙感知器	6個
防煙防火ダンパー 手動復帰式	5個	各種動作確認等（後期のみ）	1式

2-6 配線（後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
配線	1式		

施設名 神奈川水再生センター（管廊）

3-1 消火器具（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 車載式	3本	粉末消火器 蓄圧式	22本
二酸化炭素消火器 10型	2本		

3－2 粉末消火設備（前期・後期）（移動式）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末タンク (45kg 初沈、管廊)	3本	表示灯	3灯
加圧用窒素容器 (N2 13.40 初沈、管廊)	3本	放出試験(後期のみ・試験用容器使用)	1式

3－3 誘導灯及び誘導標識（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
誘導灯	59灯		

3－4 配線（後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
配線	1式		

施設名 神奈川水再生センター（送泥棟）

4－1 消火器具（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 車載式	1本	二酸化炭素消火器 10型	2本
粉末消火器 蓄圧式	3本		

4－2 自動火災報知設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
受信機 P型 2級3回線	1面	音響装置	1個
煙感知器	5個	常用電源（交流設備）	1組
P型 2級 発信機	1個	予備電源（蓄電池設備）	1組

4－3 誘導灯及び誘導標識（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
誘導灯	2灯		

4－4 配線（後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
配線	1式		

施設名 神奈川水再生センター（処理水ろ過棟）

5－1 消火器具（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 蓄圧式	8本		

5－2 誘導灯及び誘導標識（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
誘導灯	14灯		

5－3 配線（後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
配線	1式		

施設名 神奈川水再生センター（オゾン棟）

6－1 消火器具（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 蓄圧式	5本		

6－2 誘導灯及び誘導標識（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
誘導灯	6灯		

6－3 配線（後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
配線	1式		

施設名 神奈川水再生センター（新電気棟）

7－1 消火器具（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 車載式	6本	粉末消火器 蓄圧式	15本

7－2 自動火災報知設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
受信機 P型 1級10回線	1面	音響装置	7個
差動式スポット型感知器	111個	常用電源（交流設備）	1組
煙感知器	19個	予備電源（蓄電池設備）	1組
P型 1級 発信機	7個		

7－3 誘導灯及び誘導標識（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
誘導灯	15灯		

7－4 配線（後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
配線	1式		

施設名 神奈川水再生センター（要員宿舎）

8－1 消火器具（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 蓄圧式	18本		

8－2 避難器具（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
簡易はしご 金属（2階）	4組	簡易はしご 金属（3階）	4組

施設名 神奈川水再生センター（危険物倉庫）

9－1 消火器具（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 蓄圧式	3本		

施設名 神奈川水再生センター（6系電気室）

10－1 消火器具（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 車載式	7本	粉末消火器 蓄圧式	3本

10－2 自動火災報知設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
受信機 P型 1級3回線	1面	音響装置	3個
煙感知器	37個	常用電源（交流設備）	1組
P型 1級 発信機	3個	予備電源（蓄電池設備）	1組

10－3 誘導灯及び誘導標識（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
誘導灯	7灯		

10－4 配線（後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
配線	1式		

施設名 神奈川水再生センター（A系調整汚泥ポンプ室）

11－1 消火器具（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 蓄圧式	2本		

11－2 誘導灯及び誘導標識（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
誘導灯	3灯		

11－3 配線（後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
配線	1式		

施設名 神奈川水再生センター（B系調整汚泥ポンプ室）

12-1 消火器具（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 蓄圧式	4本		

12-2 誘導灯及び誘導標識（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
誘導灯	5灯		

12-3 配線（後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
配線	1式		

施設名 神奈川水再生センター（第二ポンプ施設）

13-1 消火器具（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 車載式	3本	粉末消火器 蓄圧式	30本

13-2 屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
加圧送水装置	1組	表示灯	12灯
制御盤	1面	音響装置	12組
消火栓	11組	水源（貯水槽、バルブ類等）	1組
起動用スイッチ	12個	放水試験（後期のみ）	1式

13-3 不活性ガス消火設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
消火剤貯蔵容器（CO ₂ 58kg 870）	46本	電源装置	1組
容器弁開放装置（電磁式）	1個	圧力スイッチ	1組
容器弁開放装置（ガス圧式）	46個	逆止弁	1個
起動用ガス容器	1個	開口部自動閉鎖装置	9個
起動用操作箱	1個	放出表示灯箱	5個
音響装置	3組	ヘッド	11個
制御盤 6回線	1面	作動試験	1式
音声盤	1面	放出試験（後期のみ・試験用容器使用）	3式

13-4 自動火災報知設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
受信機 P型 1級 21回線	1面	表示灯	12灯
差動式分布型感知器	5個	音響装置	12個
定温式スポット型感知器	1個	常用電源（交流設備）	1組
煙感知器	107個	予備電源（蓄電池設備）	1組
P型 1級 発信機	12個		

13-5 誘導灯及び誘導標識（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
誘導灯	45灯		

13-6 排煙設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
制御盤 17回線	1面	機械式排煙設備（モーター駆動）	1台
防煙防火ダンパー 手動復帰式	3個	起動盤	1面
排煙口	14個	煙感知器	18個
防火戸ドア式S型	6枚	各種動作確認等（後期のみ）	1式
手動式シャッター	2枚		

13-7 連結送水管（前期・後期）＊令和8年度後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
送水口	1組	放水口	5組
配管の耐圧機能（後期のみ）	1組		

13-8 連結散水設備（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
ヘッド	6個	送水口	1組

13-9 非常電源専用受電設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
低圧受電設備	2式		

13-10 配線（後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
配線	1式		

施設名 神奈川水再生センター（雨水滞水池）

14-1 消火器具（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 車載式	1本	粉末消火器 蓄圧式	18本

14-2 自動火災報知設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
受信機 P型 1級 2回線	1面	音響装置	1個
煙感知器	12個	常用電源（交流設備）	1組
P型 1級 発信機	1個	予備電源（蓄電池設備）	1組

14-3 誘導灯及び誘導標識（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
誘導灯	20灯		

14-4 配線（後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
配線	1式		

施設名 保土ヶ谷ポンプ場（本館）

15-1 消火器具（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 蓄圧式	27本	二酸化炭素消火器 10型	4本

15-2 屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
加圧送水装置	1組	表示灯	15灯
制御盤	1面	音響装置	15組
消火栓	15組	水源（貯水槽、バルブ類等）	1組
起動用スイッチ	15個	放水試験（後期のみ）	1式

15-3 ハロゲン化物消火設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
消火剤貯蔵容器 (ハロン 1301 45kg 68ℓ 1階)	26本	電源装置	2組
		圧力スイッチ	4個
容器弁開放装置（電磁式）	4個	逆止弁	8個
容器弁開放装置（ガス圧式）	26個	開口部自動閉鎖装置	25個
起動用ガス容器	4個	放出表示灯箱	10個
起動用操作箱	4個	選択弁	4個
音響装置	6組	ヘッド	67個
制御盤 3回線	1面	作動試験	2式
制御盤 1回線	1面	放出試験（後期のみ・試験用容器使用）	1式
音声盤	2面		

15-4 自動火災報知設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
受信機 P型 1級32回線	1面	P型 1級 発信機	15個
副受信機 15回線	1面	表示灯	15灯
差動式スポット型感知器	4個	音響装置	15個
定温式スポット型感知器	75個	常用電源（交流設備）	1組
煙感知器	78個	予備電源（蓄電池設備）	1組
光電式分離型感知器（受光部と送光部）	2セット		

15-5 誘導灯及び誘導標識（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
誘導灯	6灯		

15-6 排煙設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
制御盤 1回線	9面	煙感知器	9個
防火戸ドア式S型	9枚	各種動作確認等（後期のみ）	1式

15-7 非常電源専用受電設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
低圧受電設備	2式		

15-8 配線（後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
配線	1式		

施設名 保土ヶ谷ポンプ場（滯水池施設）

16-1 消火器具（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 蓄圧式	11本		

16-2 屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
加圧送水装置	1組	表示灯	7灯
制御盤	1面	音響装置	7組
消火栓	7組	水源（貯水槽、バルブ類等）	1組
起動用スイッチ	7個	放水試験（後期のみ）	1式

16-3 粉末消火設備（移動式）（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末タンク (45kg)	2本	表示灯	2灯
加圧用窒素容器 (N2 13.4ℓ)	2本	放出試験(後期のみ・試験用容器使用)	1式

16-4 自動火災報知設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
副受信機 13回線（滯水池監視室）	1面	P型 1級 発信機	7個
定温式スポット型感知器	9個	表示灯	7灯
煙感知器	75個	音響装置	7個

16-5 誘導灯及び誘導標識（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
誘導灯	36灯		

16-6 排煙設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
制御盤 10回線	1面	煙感知器	8個
防煙防火ダンパー 手動復帰式	14個	各種動作確認等（後期のみ）	1式

16-7 非常電源専用受電設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
低圧受電設備	1式		

16-8 配線（後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
配線	1式		

施設名 保土ヶ谷ポンプ場（特高受変電施設）

17-1 消火器具（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
二酸化炭素消火器 10型	2本		

17-2 自動火災報知設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
受信機 P型 1級2回線	1面	常用電源（交流設備）	1組
光電式分離型感知器（受光部と送光部）	2セット	予備電源（蓄電池設備）	1組
表示灯	1灯		

17-3 誘導灯及び誘導標識（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
誘導灯	3 灯		

17-4 配線（後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
配線	1 式		

施設名 桜木ポンプ場（本館・沈砂池施設）

18-1 消火器具（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 車載式	6 本	二酸化炭素消火器 10型	4 本
粉末消火器 蓄圧式	21 本	ハロゲン化物消火器 小型	2 本

18-2 屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
加圧送水装置	1 組	表示灯	8 灯
制御盤	1 面	音響装置	8 組
消火栓	6 組	水源（貯水槽、バルブ類等）	1 組
起動用スイッチ	8 個	放水試験（後期のみ）	1 式

18-3 不活性ガス消火設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
消火剤貯蔵容器 (CO ₂ 55kg 82.5ℓ)	25 本	圧力スイッチ	1 個
容器弁開放装置（ガス圧式）	25 個	逆止弁	1 個
起動用ガス容器	1 個	開口部自動閉鎖装置	8 個
起動用操作箱	1 個	放出表示灯箱	4 個
音響装置	3 組	ヘッド	8 個
制御盤 1回線	1 面	作動試験	1 式
電源装置	1 組	放出試験（後期のみ・試験用容器使用）	2 式

18-4 ハロゲン化物消火設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
消火剤貯蔵容器 (ハロン 1301 50kg 70ℓ 3階)	9 本	電源装置	1 組
		圧力スイッチ	1 個
容器弁開放装置（ガス圧式）	9 個	逆止弁	1 個
起動用ガス容器	1 個	放出表示灯箱	5 個
起動用操作箱	1 個	ヘッド	9 個
音響装置	2 組	作動試験	1 式
制御盤 1回線	1 面	放出試験（後期のみ・試験用容器使用）	1 式

18-5 自動火災報知設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
受信機 P型 1級10回線	1面	表示灯	6灯
差動式分布型感知器	4個	音響装置	6個
差動式スポット型感知器	62個	常用電源（交流設備）	1組
定温式スポット型感知器	3個	予備電源（蓄電池設備）	1組
P型 1級 発信機	6個		

18-6 誘導灯及び誘導標識（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
誘導灯	11灯	誘導標識	4枚

18-7 排煙設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
制御盤 1回線	1面	煙感知器	2個
電動シャッター	1枚	各種動作確認等（後期のみ）	1式

18-8 非常電源専用受電設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
低圧受電設備	2式		

18-9 配線（後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
配線	1式		

施設名 桜木ポンプ場（自家発電機棟）

19-1 消火器具（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 車載式	1本	粉末消火器 蓄圧式	3本

19-2 自動火災報知設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
煙感知器	7個	表示灯	1灯
P型 1級 発信機	1個	音響装置	1個

19-3 誘導灯及び誘導標識（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
誘導灯	11灯		

19-4 配線（後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
配線	1式		

施設名 平沼ポンプ場

20-1 消火器具（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 車載式	2本	粉末消火器 蓄圧式	48本

20-2 屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
加圧送水装置	1組	表示灯	19灯
制御盤	1面	音響装置	19組
消火栓	15組	水源（貯水槽、バルブ類等）	1組
起動用スイッチ	19個	放水試験（後期のみ）	1式

20-3 ハロゲン化物消火設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
消火剤貯蔵容器 (ハロン 1301 60kg 680 1階)	61本	電源装置	1組
		圧力スイッチ	3個
容器弁開放装置（電磁式）	3個	逆止弁	3個
容器弁開放装置（ガス圧式）	61個	開口部自動閉鎖装置	11個
起動用ガス容器	3個	放出表示灯箱	21個
起動用操作箱	3個	選択弁	4個
音響装置	18組	ヘッド	48個
制御盤 3回線	1面	作動試験	1式
音声盤	1面	放出試験（後期のみ・試験用容器使用）	1式

20-4 自動火災報知設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
受信機 P型 1級41回線	1面	P型 1級 発信機	19個
差動式分布型感知器	7個	表示灯	19灯
定温式スポット型感知器	4個	音響装置	19個
煙感知器	147個	常用電源（交流設備）	1組
光電式分離型感知器（受光部と送光部）	2セット	予備電源（蓄電池設備）	1組

20-5 非常警報設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
増幅器操作部（200W 自動火災報知設備連動）	1台	常用電源	1組
		予備電源	1組
スピーカ回線	8個	音圧確認、非常電源による総合作動	1式
起動装置（押しボタン）	1個	等（後期のみ）	

20-6 誘導灯及び誘導標識（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
誘導灯	57灯	誘導標識	78枚

20-7 排煙設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
制御盤 15回線	1面	排煙機（モーター駆動）	2台
防煙防火ダンパー 手動復帰式	35個	排煙装置起動盤	2面
排煙口	30個	煙感知器	4個
電動式シャッター	4枚	各種動作確認等（後期のみ）	1式

20-8 連結送水管（前期・後期）＊令和8年度後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
送水口	1組	放水口	1組
配管の耐圧機能（後期のみ）	1組		

20-9 非常電源専用受電設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
低圧受電設備	2式		

20-10 配線（後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
配線	1式		

施設名 高島第一ポンプ場

21-1 消火器具（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 車載式	1本	粉末消火器 蓄圧式	2本

21-2 自動火災報知設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
受信機 P型 2級1回線	1面	常用電源（交流設備）	1組
定温式スポット型感知器	3個	予備電源（蓄電池設備）	1組

21-3 誘導灯及び誘導標識（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
誘導灯	1 灯		

21-4 配線（後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
配線	1 式		

施設名 高島第二ポンプ場

22-1 消火器具（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 車載式	1 本	二酸化炭素消火器 10 型	2 本
粉末消火器 蓄圧式	2 本		

22-2 ハロゲン化物消火設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
消火剤貯蔵容器 (ハロン 1301 52kg 68ℓ 1階)	3 本	電源装置	1 組
		圧力スイッチ	3 個
容器弁開放装置（電磁式）	1 個	逆止弁	3 個
容器弁開放装置（ガス圧式）	2 個	開口部自動閉鎖装置	4 個
起動用ガス容器	2 個	放出表示灯箱	2 個
起動用操作箱	1 個	ヘッド	2 個
音響装置	2 組	作動試験	1 式
制御盤 1回線	1 面	放出試験（後期のみ・試験用容器使用）	1 式

22-3 自動火災報知設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
受信機 P型 1級 6回線	1 面	表示灯	1 灯
差動式スポット型感知器	4 個	音響装置	1 個
定温式スポット型感知器	10 個	常用電源（交流設備）	1 組
煙感知器	2 個	予備電源（蓄電池設備）	1 組
P型 1級 発信機	1 個		

22-4 配線（後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
配線	1 式		

施設名 新浦島幹線排水ポンプ施設

23-1 消火器具（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 車載式	1 本	粉末消火器 蓄圧式	3 本

23-2 自動火災報知設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
受信機 P型 2級1回線	1面	音響装置	1個
煙感知器	2個	常用電源（交流設備）	1組
P型 2級 発信機	1個	予備電源（蓄電池設備）	1組
表示灯	1灯		

23-3 誘導灯及び誘導標識（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
誘導灯	2灯		

23-4 配線（後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
配線	1式		

施設名 楠ポンプ場

24-1 消火器具（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 車載式	1本	粉末消火器 蓄圧式	18本

24-2 屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
加圧送水装置	1組	表示灯	6灯
制御盤	1面	音響装置	6組
消火栓	6組	水源（貯水槽、バルブ類等）	1組
起動用スイッチ	6個	放水試験（後期のみ）	1式

24-3 不活性ガス消火設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
消火剤貯蔵容器 (CO ₂ 55kg 82.5ℓ)	43本	圧力スイッチ	2個
容器弁開放装置（電磁式）	2個	逆止弁	4個
容器弁開放装置（ガス圧式）	43個	開口部自動閉鎖装置	12個
起動用ガス容器	2個	放出表示灯箱	10個
起動用操作箱	2個	選択弁	2個
音響装置	7組	ヘッド	8個
制御盤 2回線	1面	作動試験	1式
電源装置	1組	放出試験（後期のみ・試験用容器使用）	2式

24-4 自動火災報知設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
受信機 P型 1級15回線	1面	表示灯	6灯
差動式スポット型感知器	5個	音響装置	6個
定温式スポット型感知器	3個	常用電源（交流設備）	1組
煙感知器	75個	予備電源（蓄電池設備）	1組
P型 1級 発信機	6個		

24-5 誘導灯及び誘導標識（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
誘導灯	31灯		

24-6 非常電源専用受電設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
低圧受電設備	3式		

24-7 配線（後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
配線	1式		

施設名 西神奈川地下道ポンプ場

25-1 消火器具（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 蓄圧式	1本		

施設名 西子安地下道ポンプ場

26-1 消火器具（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 蓄圧式	1本		

施設名 星川雨水調整池

27-1 消火器具（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 車載式	2本	粉末消火器 蓄圧式	14本

27-2 自動火災報知設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
受信機 P型 1級6回線	1面	表示灯	4灯
定温式スポット型感知器	9個	常用電源（交流設備）	1組
煙感知器	26個	予備電源（蓄電池設備）	1組
P型 1級 発信機	4個		

27-3 非常警報設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
増幅器操作部（160W 自動火災報知設備連動）	1台	常用電源	1組
		予備電源	1組
スピーカ回線	1個	音圧確認、非常電源による総合作動等（後期のみ）	1式
音量調整器	4個		
起動装置（押しボタン）	1個		

27-4 誘導灯及び誘導標識（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
誘導灯	10灯	誘導標識	1枚

27-5 排煙設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数 量	機器名	数 量
制御盤 3回線	1面	煙感知器	5個
防煙防火ダンパー 手動復帰式	1個	各種動作確認等（後期のみ）	1式
防火戸ドア式S型	2枚		

27-6 連結散水設備（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
ヘッド	39個	送水口	2組

27-7 配線（後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
配線	1式		

別表－2 放出試験数量内訳

1 不活性ガス消火設備放出試験（後期）対象数量

機器名	ガス種別	内容積／充填量	放出試験数量／設置容器数量
神奈川水再生センター 第二ポンプ施設地下2階	CO2	870／58kg	3本／46本
桜木ポンプ場本館3階	CO2	82.50／55kg	2本／25本
楠ポンプ場本館1階	CO2	82.50／55kg	2本／43本

※放出試験数量に合わせ歩掛を加算

2 ハロゲン化物消火設備放出試験（後期）対象数量

機器名	ガス種別	内容積／充填量	放出試験数量／設置容器数量
神奈川水再生センター 本館2階ハロンポンベ室	ハロン1301	700／60kg	1本／39本
本館4階プロワ補機室	ハロン1301	700／40kg	1本／1本
本館5階プロワ室	ハロン1301	680／50kg	1本／3本
本館自家発棟地下1階	ハロン1301	680／40kg	1本／2本
滅菌棟2階	ハロン1301	680／50kg	1本／6本
保土ヶ谷ポンプ場本館1階	ハロン1301	680／45kg	1本／26本
桜木ポンプ場本館3階	ハロン1301	700／50kg	1本／9本
平沼ポンプ場本館1階	ハロン1301	680／60kg	1本／61本
高島第二ポンプ場1階	ハロン1301	680／52kg	1本／3本

※放出試験数量に合わせ歩掛を加算

3 粉末消火設備放出試験（後期）対象数量

機器名	ガス種別	加圧用容器内容積／粉末充填量	放出試験数量／設置容器数量
神奈川水再生センター 本館地下1階A・B車路	CO2	10／33kg	1本／9本
本館地下1階B車路	N2	13.40／45kg	1本／2本
自家発棟2階電気室	N2	13.40／45kg	1本／1本
管廊(A系初沈電気室、A系管廊)	N2	13.40／45kg	1本／3本
保土ヶ谷ポンプ場地下1階電気室	N2	13.40／45kg	1本／2本

※放出試験数量に合わせ歩掛を加算

別表－3 避難器具内訳

機器名	数量
本館(緩降機) 内訳	4組
3階 北(池)側ベランダ	1組
4階 プロワ補機室北(池)側窓	1組
5階 プロワ室北(池)側窓	1組
6階 南(正門)側ベランダ	1組
要員宿舎(簡易はしご) 内訳	8組
3階→2階	4組
2階→1階	4組

空調設備保守点検業務

(履行場所)

第1条 本業務の履行場所は、次のとおりである。

施設名	履行場所
神奈川水再生センター	神奈川区千若町1丁目1番地

(業務内容)

第2条 本業務の内容は、次のとおりである。

	業務内容	回数／年
1	空調設備の点検	令和8年度 1回
2	室外ユニットの点検	令和8年度 1回
3	空冷チラーの点検	令和8年度 1回

(点検対象機器の仕様)

第3条 本業務の保守点検対象機器の仕様は、別表－1のとおりである。

(対象機器の点検項目)

第4条 本業務の保守点検対象機器の点検項目等は、別表－2および別表－3のとおりである。

(点検管理)

第5条 点検管理は、次のとおりである。

- (1) 機器、設備の点検内容の確認及び工程の打合せ
- (2) 点検チェックリストの作成
- (3) 点検完了後の点検報告書作成
- (4) フロン排出抑制法等の関連法規に基づく点検、その他必要な事項

(注意事項)

第6条 本業務における注意事項は、次のとおりである。

- (1) 業務内容、業務範囲を十分理解し、作業中の不注意な行動、誤認等による事故の防止に努めること。
- (2) 専門技術者を確保し、点検項目等に基づいて実施すること
- (3) 指定した場所以外、絶対に立ち入らないこと。
- (4) 覆蓋の上には乗らないようにすること。やむを得ず乗る場合は、足場材等で安全対策を行うこと。

(機器の補修等)

第7条 受託者は保守点検によって、部品の交換または特別の資材を必要とする補修等の故障を発見したときは、委託者に対し、速やかに故障内容を報告すること。

2 保守点検時に必要となる軽微な機器の補修は、受託者の負担とする。

(報告書の提出)

第8条 特記仕様書1 第1条(5)のとおり。

(完了検査)

第9条 業務共通仕様書 第8条のとおり。

別表－1 保守点検対象機器の仕様

機器名	機番・冷媒種類	管理名称・設置場所	圧縮機出力(kW)	室内機	室外機
空調設備 (パッケージ型)	PUHY-P335VCM-G-BSG (三菱電機)冷媒R410A	PAC-1 A 2階A会議室	能力8.1kW	4	1
	PUHV-P560VCM-E1-BSG (三菱電機)冷媒R410A	PAC-2 3階電子計算機室	能力14kW	1	1
	PUHV-P400VCM-E1-BSG (三菱電機)冷媒R410A	PAC-5 5階研修室	能力9.5kW	1	1
冷凍機設備	MCA-P375VC (三菱電機)冷媒R407C	No.11空冷チラー オゾン処理設備	能力11kW	-	1
	MCA-P375VC (三菱電機)冷媒R407C	No.21空冷チラー オゾン処理設備	能力11kW	-	1

別表－2 対象機器点検項目（空調機）

設備名	構成機器	点検項目
空調設備	圧縮機 送風機 熱交換器 加湿器 冷媒配管	1 パッケージ本体の清掃
		2 エアフィルタ清掃、ドレンパンの清掃
		3 運転回路、電機機器の点検
		4 冷媒ガス系統の漏れ点検、油量の点検
		5 送風機の点検（ファンベルトの点検及び調整）
		6 電気関係の絶縁抵抗測定
		7 加湿器の点検清掃
		8 ベアリング関係の点検
		9 運転状態の確認
		10 その他必要事項

別表－3 対象機器点検項目（空冷チラー）

設備名	構成機器	点 検 項 目
空冷チラー	圧縮機 熱交換器 冷媒配管 冷却水配管	1 パッケージ本体の清掃
		2 ドレンパンの清掃
		3 運転回路、電機機器の点検
		4 冷媒ガス系統の漏れ点検、油量の点検
		5 電気関係の絶縁抵抗測定
		6 冷却水配管の水漏れ点検
		7 冷却水温度の確認
		8 運転状態の確認
		9 その他必要事項

飲料水用受水槽点検清掃業務

(履行場所)

第1条 本業務の履行場所は、次のとおりである。

施設名	履行場所
神奈川水再生センター	神奈川区千若町1丁目1番地

(適用法令)

第2条 水道法（昭和32年・法律第177号）及び関係法令、横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の規定に準拠すること。

(業務内容)

第3条 本業務の業務内容は、次のとおりである。

- (1) 飲料水用受水槽、高置水槽の点検及び清掃
- (2) 水質検査、定期検査
- (3) その他必要と考えられる業務

(業務の対象となる水槽)

第4条 業務の対象となる水槽は、次のとおりである。

水槽名	設置場所	ビル管理法の適用の有無	受水槽の区分	有効容量寸法
飲料水用受水槽	地下3階	無	簡易専用水槽	11.0m ³ (容量: 17.5m ³) (縦2.0m×横3.5m×深さ2.5m)
高置水槽	本館屋上	無	—	6.0m ³ (容量: 9.0m ³) (縦2.0m×横3.0m×深さ1.5m)

(点検項目)

第5条 受水槽及び高置水槽の点検項目と点検内容は、別表-1のとおりである。

なお、業務実施前に点検項目の詳細を提出し、委託者の承諾を得ること。

(消毒)

第6条 受水槽及び高置水槽を清掃した後、50～100mg/lの次亜塩素酸ナトリウムで、2回以上槽内の消毒を行うこと。

(自主検査)

第7条 清掃完了後、次の水質5項目の自主検査を実施し、委託者に報告書を提出すること。

- (1) 残留塩素測定 (0.1mg/l以上であること)
- (2) 色度 (5度以下)
- (3) 濁度 (2度以下)
- (4) 臭気 (異常でないこと)
- (5) 味 (異常でないこと)

(指定検査機関による検査)

第8条 清掃完了後、業務の対象となった水槽（飲料水用受水槽）の管理状況の定期検査を厚生労働大臣指定機関（公益法人）または、横浜市長指定機関（公益法人）による検査を受けること。

(費用の負担)

第9条 次に掲げる費用等は、委託者の負担とする。

- (1) 本業務に必要な電気、上水の使用料金
- (2) 老朽化により機材の更新または交換の必要が生じた場合の補修費用

(注意事項)

第10条 注意事項は、次のとおりである。

- (1) 槽内の点検、清掃を行う前に十分な換気を行い、酸素濃度測定を実施すること。
- (2) 業務内容及び業務範囲を十分に理解し、作業中の不注意な行動、誤認等による事故の防止に努めるこ
と。
- (3) 清掃用具は、滅菌消毒済のものを使用すること。

(完了検査)

第11条 業務共通仕様書 第8条のとおり。

別表－1 点検項目

点 檢 項 目	判 定		判定基準等
	番号	適 否	
飲 料 水 用 受 水 槽 施 設 の 外 観 点 検	受水槽の 周囲の状 態	1	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。
		2	水槽の周囲にたまり水、湧水等がないこと。
		2-2	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。
	受水槽本 体の状況	☆ 3	亀裂、漏水か所がないこと。
			雨水等が入り込む開口部や接合部の隙間がないこと。
			水位電極部、揚水管等の接合部は固定され防水密閉されていること。
	受水槽上 部の状況	3-2	内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。
		4	水槽の蓋の直接上部には、他の設備機器等が置かれていないこと。
		5	水槽の上床板の直接上部には、水を汚す恐れのある設備、機器等が置かれていないこと。
		5-2	水槽上部は、水溜まりができるない状態であり、埃その他衛生上有害のものが堆積していないこと。
	受水槽内 部の状況	☆ 6	汚泥、赤錆等の沈積物、槽内壁や内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。
		☆ 7	清掃が年1回定期的に行われていることが明らかのこと。
		☆ 8	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。
		☆ 9	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。
		9-2	外壁塗装の劣化等により、光が透過する状態になっていないこと。
		9-3	受水口と揚水口が接近していないこと。
	マンホー ルの状況	10	蓋が防水密閉型のものであって、埃その他衛生上有害なものが入らないものであること。
		11	点検等を行う者以外が容易に開閉できないものであること。
		12	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立上がっていること。
	オーバー フロー管 の状態	13	管端部から、埃その他有害なものが入らない状態であること。
		14	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。
			防虫網の網目の大きさは、小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。
		☆15	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。
		16	管端部と排水管の流入口等の間隔は、逆流防止に十分な距離であること。
	通気管 の状態	17	管端部から、埃その他有害なものが入らない状態であること。
		18	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。
			防虫網の網目の大きさは、小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。
		19	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。
	水抜管 の状態	20	管端部と配水管の流入口等とは直接連結されていないこと。
		21	管端部と配水管の流入口等の間隔は、逆流防止に十分な距離であること。

高置水槽施設の外観点検	高置水槽本体の状態	☆22	亀裂、漏水か所がないこと。
			雨水等が入り込む開口部や接合部の隙間がないこと。
			水位電極部、揚水管等の接合部は固定され防水密閉されていること。
	22-2		内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。
	高置水槽周囲の状態	22-3	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。
		22-4	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。
		22-5	水槽の周囲に溜水等がないこと。
	高置水槽上部の状態	22-6	水槽の蓋の直接上部には、他の設備機器等が置かれていないこと。
		22-7	水槽の上床板の直接上部には、水を汚す恐れのある設備、機器等が置かれていないこと。
		22-8	水槽上部は、水溜まりができる状況であり、埃その他衛生上有害なものが堆積していないこと。
	高置水槽内部の状態	☆23	汚泥、赤錆等の沈積物、槽内壁や内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。
		☆24	清掃が年1回定期的に行われていることが明らかなこと。
		☆25	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。
		☆26	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。
		26-2	外壁塗装の劣化等により、光が透過する状態になっていないこと。
		26-3	受水口と揚水口が接近していないこと。
	マンホールの状態	27	蓋が防水密閉型のものであって、埃その他衛生上有害なものが入らないものであること。
		28	点検等を行う者以外が容易に開閉できない構造であること。
		29	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立上がっていること。
	オーバーフロー管の状態	30	管端部から、埃その他有害なものが入らない状態であること。
		31	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。
			防虫網の網目の大きさは、小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。
		☆32	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。
		33	管端部と排水管の流入口等の間隔は、逆流防止に十分な距離であること。
	通気管の状態	34	管端部から、埃その他衛生上有害なものが入らない状態であること。
		35	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。
			防虫網の網目の大きさは、小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。
		36	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。
	水抜管の状態	37	管端部と配水管の流入口等とは直接連結されていないこと。
		38	管端部と配水管の流入口等の間隔は、逆流防止に十分な距離であること。
その他	給水管等の状態	☆39	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。
		☆40	水を汚染する恐れのある設備の中を貫通してないこと。

水質検査	臭気	☆41		給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。
	味	☆42		給水栓における水に異常な味が認められないこと。
	色	☆43		給水栓における水に異常な色が認められないこと。
	色度	☆44		5度以下であること。
	濁度	☆45		2度以下であること。
	残留塩素	☆46		給水栓における水に残留塩素が検出されること。
書類検査	書類の整備保存の状況	47		簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにする図面が整理保存されていること。
		48		受水槽の周囲の配置及び系統を明らかにする図面が整理保存されていること。
		49		水槽の掃除の記録が整理保存されていること。
		50		その他必要な帳簿書類が整理保存されていること。

☆印に否又は×が付くと検査は、不合格となります。その他の欄に否又は×が付いた場合は、再清掃、整備、改善の措置を講じること。

レジオネラ属菌水質検査業務

(業務内容)

第1条 本業務内容は、横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱に基づき、神奈川水再生センター等において各冷却塔水等の検査対象水を回収し、レジオネラ属菌の水質検査を行うものである。ただし、採水作業は、別途センター職員が行うこととする。

なお、試験方法においては、厚生労働省監修「新版レジオネラ症防止指針」掲載の試験方法とする。

(回収場所)

第2条 本業務の回収場所は、次のとおりである。

施設名	回収場所
神奈川水再生センター	神奈川区千若町1丁目1番地
平沼ポンプ場	西区西平沼町5番70号
高島第二ポンプ場	西区高島二丁目17番1号

(採水場所及び検査対象水数)

第3条 本業務の採水場所及び検査対象水数は、別表のとおりである。

(本市への貸与品)

第4条 検査対象水の採水にあたり、検査対象水相当数の滅菌済保存容器を神奈川水再生センターに事前に貸与するものとする。

(注意事項)

第5条 本業務の実施における注意事項は、次のとおりである。

- (1) 検査対象水の回収作業時には、検査対象水保存容器を保冷可能な機能を有する容器に収納し、温度6～18℃で運搬を行う。
- (2) 検査対象水の回収日程については、事前に打合せのうえ決定する。
- (3) その他、本市立会職員と十分打合せのうえ、業務を実施する。

(報告書の提出)

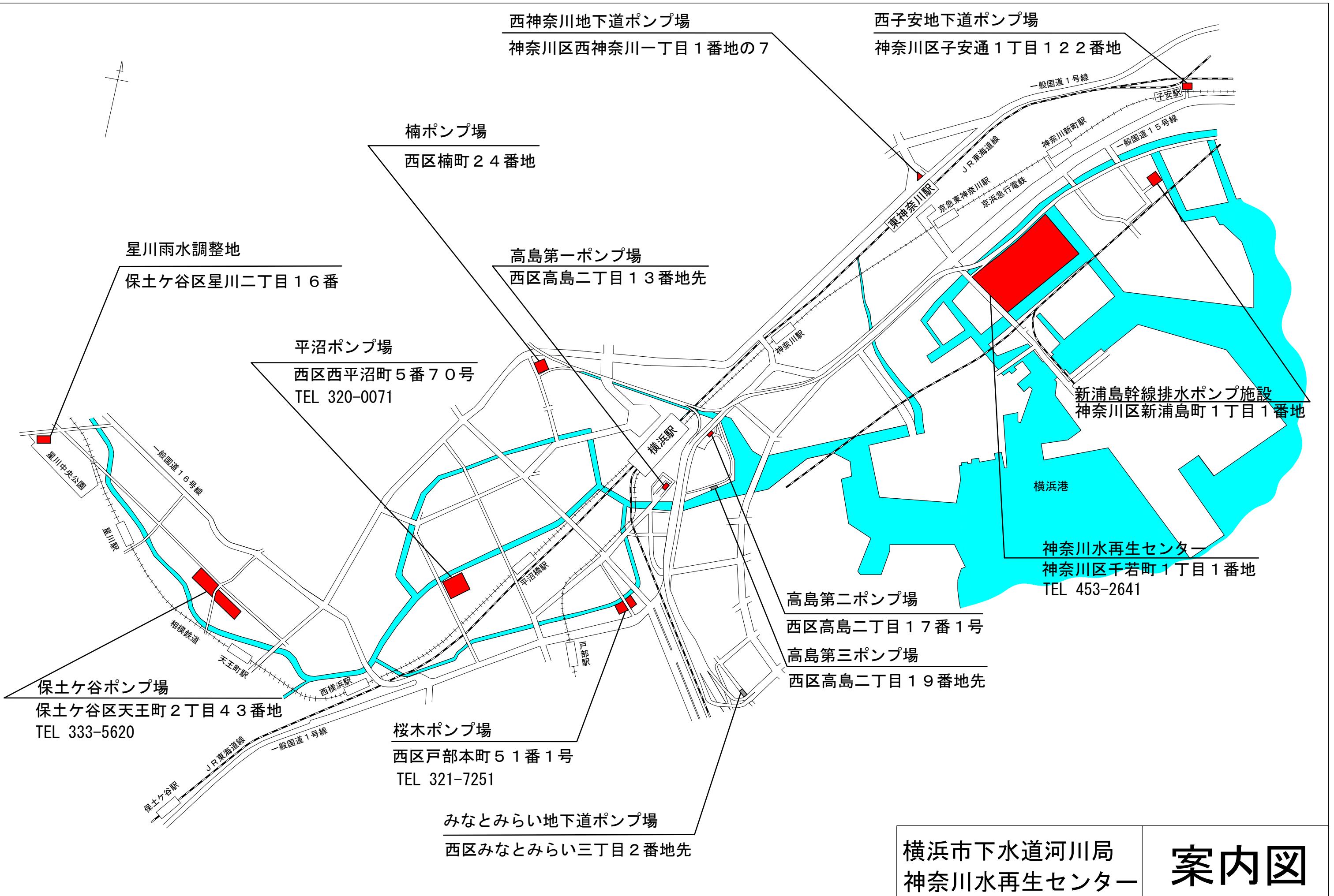
第6条 特記仕様書1 第1条(5)のとおり。

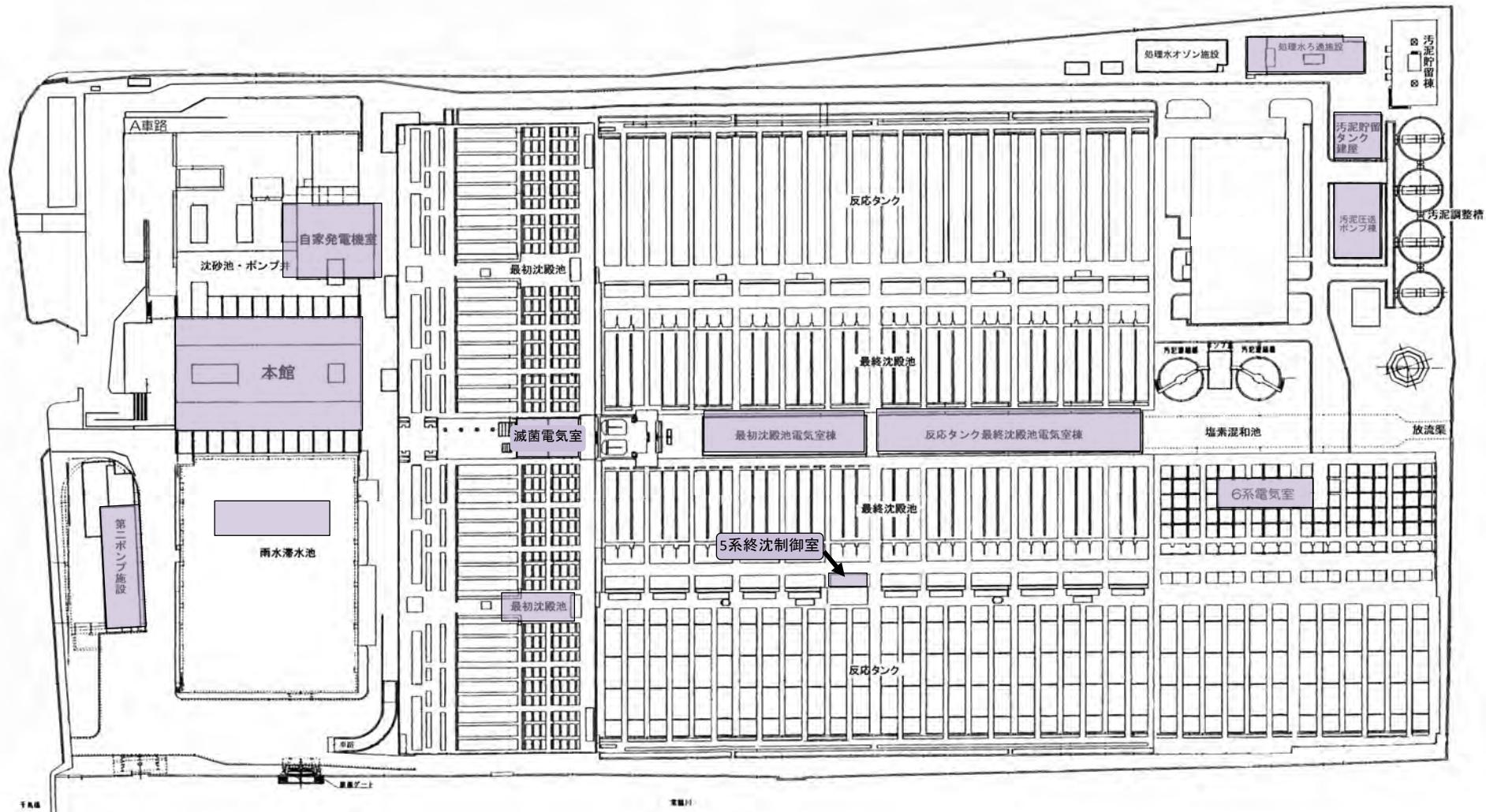
(完了検査)

第7条 業務共通仕様書 第8条のとおり。

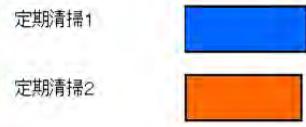
別表 採水場所及び検査対象数一覧

採 水 場 所		検査対象数量	備 考
1	A 系送風機冷却塔	3 検体/年	本館屋上
2	B 系送風機冷却塔	3 検体/年	本館屋上
3	N o. 1 自家発冷却塔	3 検体/年	自家発棟屋上
4	N o. 2 自家発冷却塔	3 検体/年	自家発棟屋上
5	N o. 3 自家発冷却塔	3 検体/年	自家発棟屋上
6	第二ポンプ施設N o. 01冷却塔	3 検体/年	第二ポンプ施設屋上
7	第二ポンプ施設N o. 02冷却塔	3 検体/年	第二ポンプ施設屋上
8	1 階風呂場	3 検体/年	本館 1 階
9	入口前池	3 検体/年	場内入口前池
10	平沼ポンプ場自家発冷却塔	3 検体/年	平沼ポンプ場屋上
11	高島第二ポンプ場自家発冷却塔	3 検体/年	高島第二ポンプ場建物横





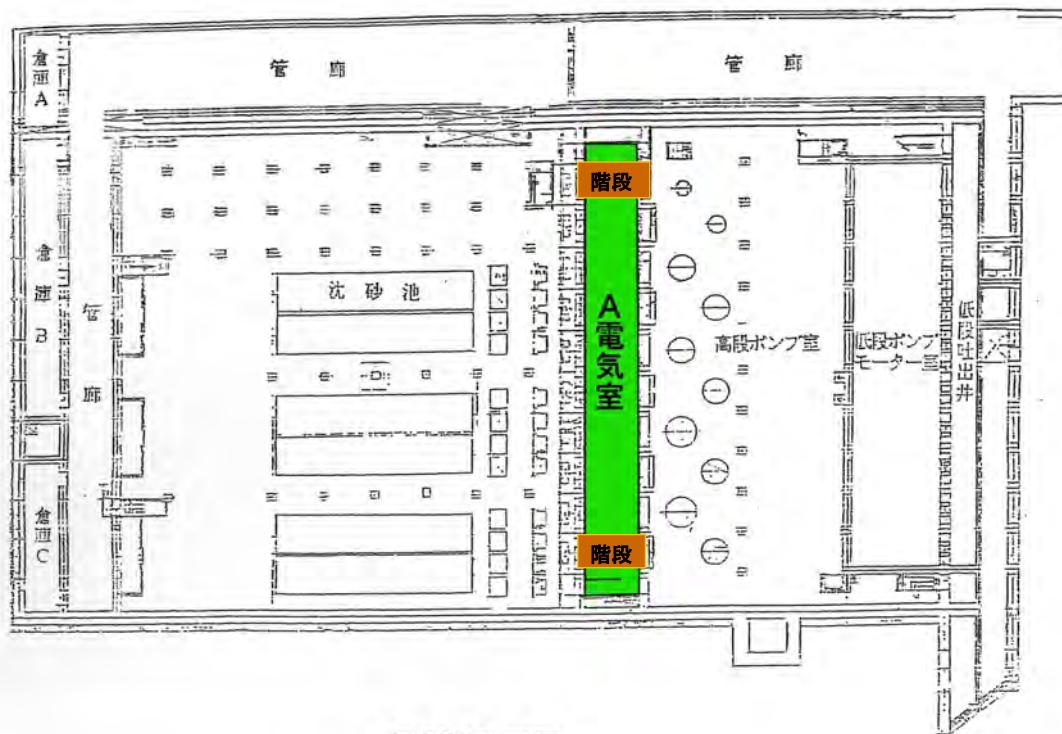
清掃箇所凡例



※以下、全ての図面はこの凡例に準ずる

着色部分今回履行場所

件名	神奈川水再生センター等 庁舎総合管理業務委託	
図名	【庁舎清掃業務】神奈川水再生センター平面図	図番 1/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		



B2階平面図



B1階 平面図



MB1階 平面図

着色部分今回履行場所

件名	神奈川水再生センター等 庁舎総合管理業務委託	
図名	【庁舎清掃業務】本館 B2階・B1階・MB1階平面図	図番 2/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		



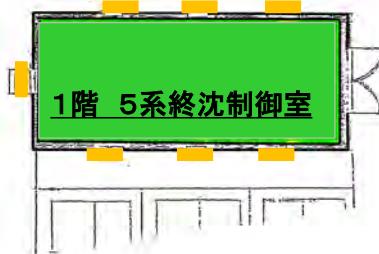
1階滅菌電気室



B1階滅菌電気室



B1階 B系初沈電気室



着色部分今回履行場所

件名	神奈川水再生センター等 庁舎総合管理業務委託
図名	【庁舎清掃業務】滅菌・初沈・終沈電気室平面図
図番 3/67	
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター	



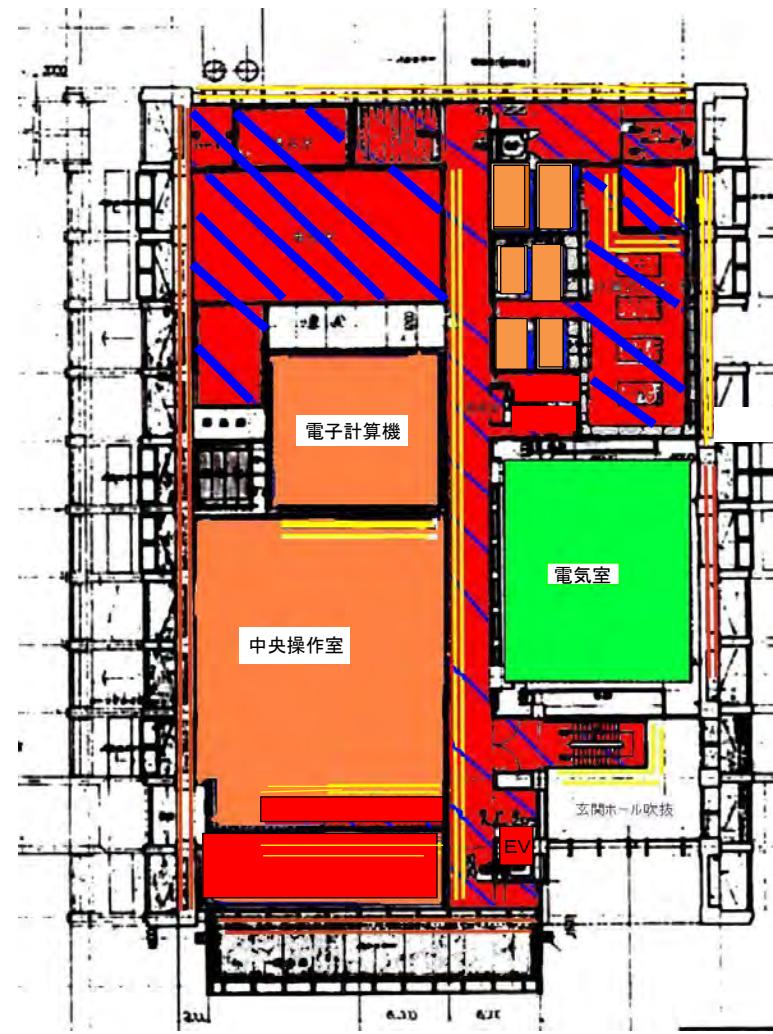
1 階 平面図



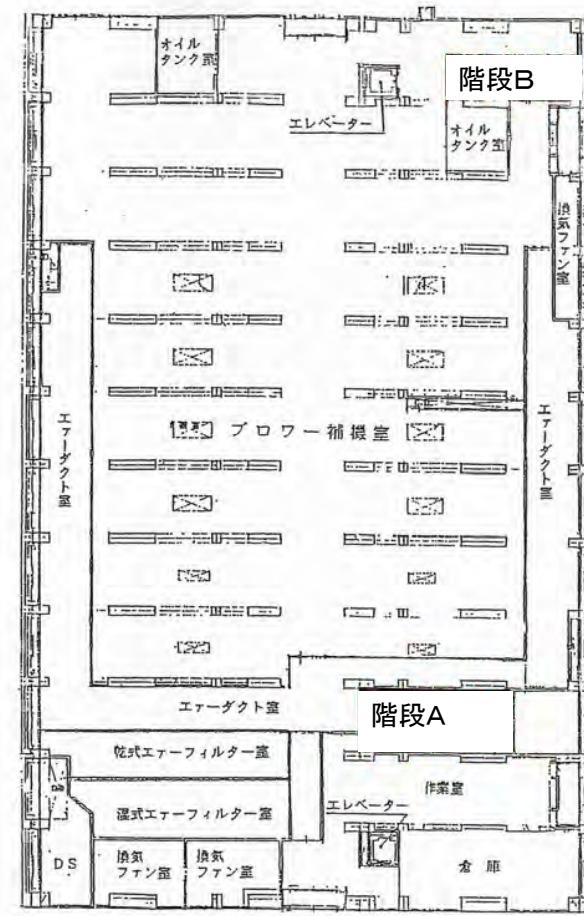
2 階 平面図

着色部分今回履行場所

件名	神奈川水再生センター等 庁舎総合管理業務委託	
図名	【庁舎清掃業務】本館 1階・2階平面図	図番 4/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		



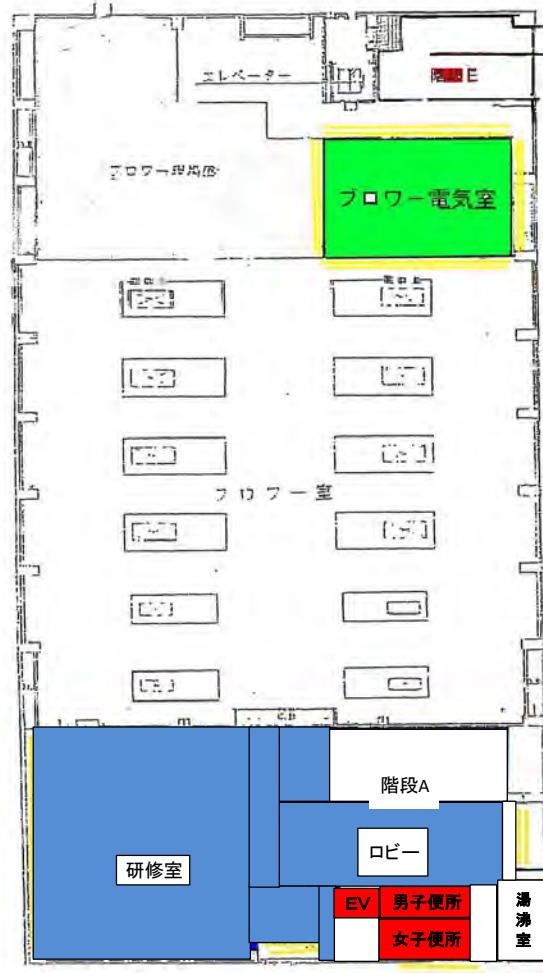
3階 平面図



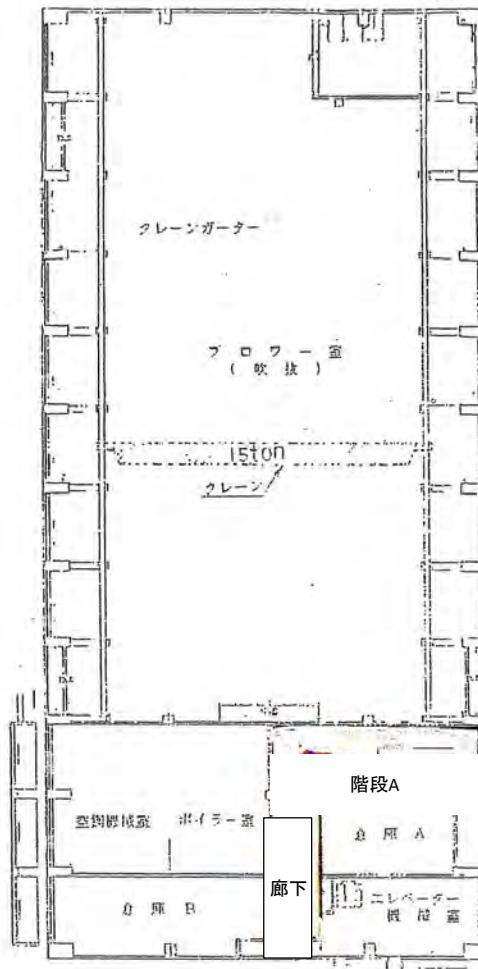
4階 平面図

着色部分今回履行場所

件名	神奈川水再生センター等 庁舎総合管理業務委託		
図名	【庁舎清掃業務】本館 3階・4階平面図	図番	5/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター			



5階 平面図

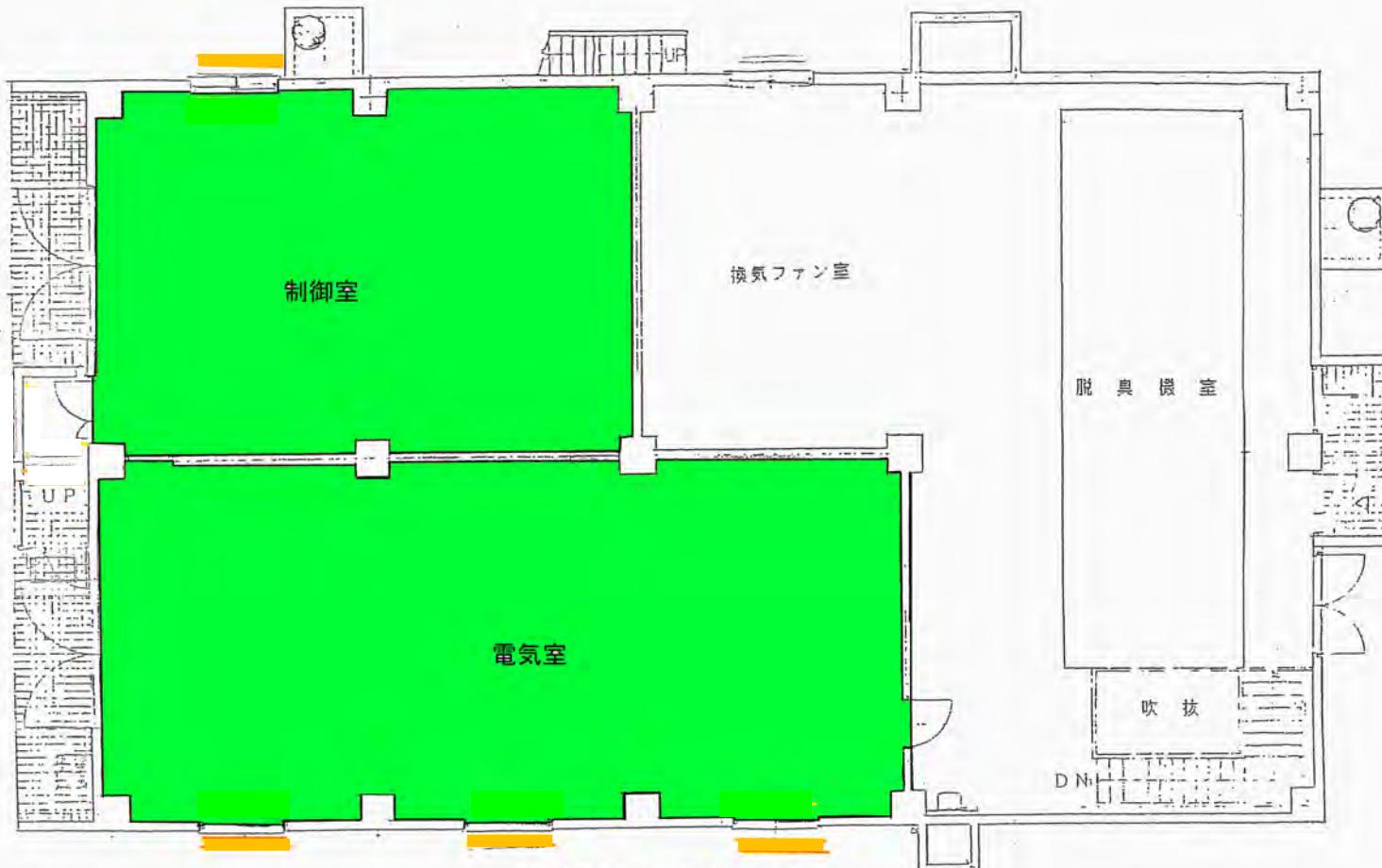


6階 平面図

着色部分今回履行場所

件名	神奈川水再生センター等 庁舎総合管理業務委託
図名	【庁舎清掃業務】本館 5階・6階平面図
図番	6/67

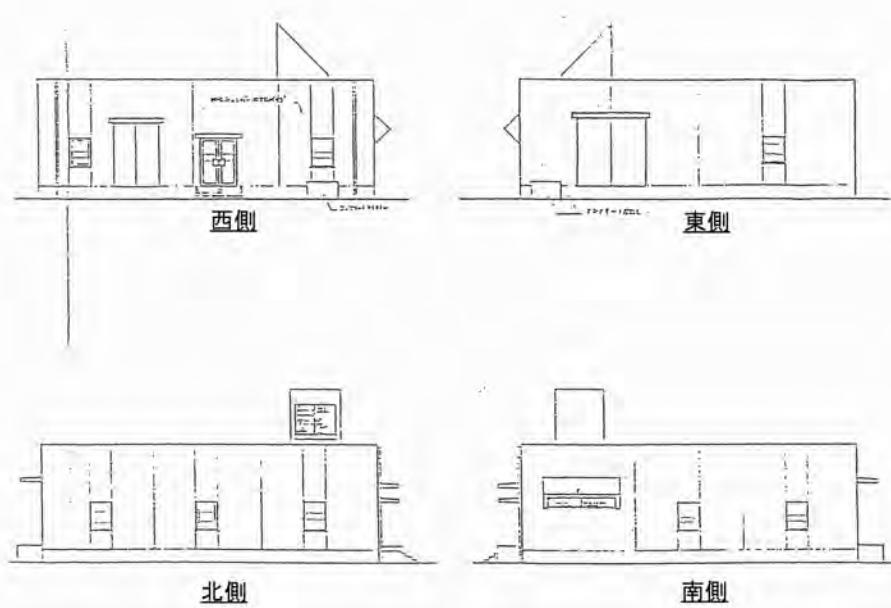
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター



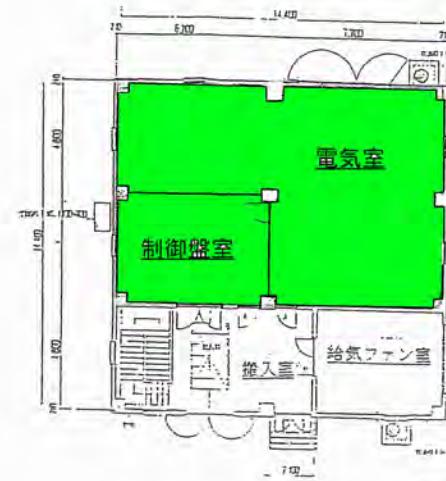
着色部分今回履行場所

件名	神奈川水再生センター等 庁舎総合管理業務委託
図名	【庁舎清掃業務】送泥棟 1階平面図 図番 7/67

横浜市下水道河川局神奈川水再生センター



立面図



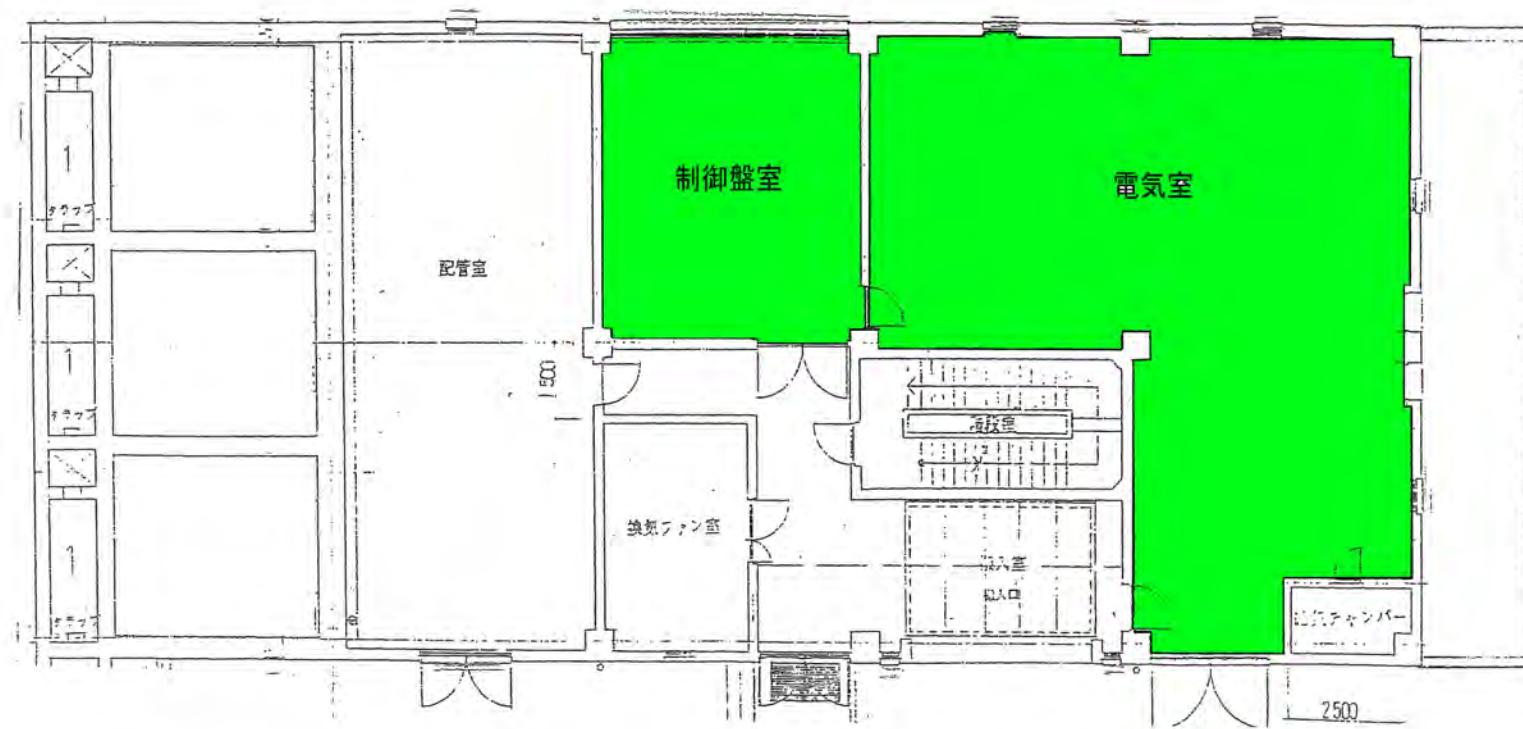
1階 平面図

着色部分今回履行場所

件名	神奈川水再生センター等 庁舎総合管理業務委託		
図名	【庁舎清掃業務】調整汚泥ポンプ室 立・平面図		図番 8/67

横浜市下水道河川局神奈川水再生センター

ろ過電気室

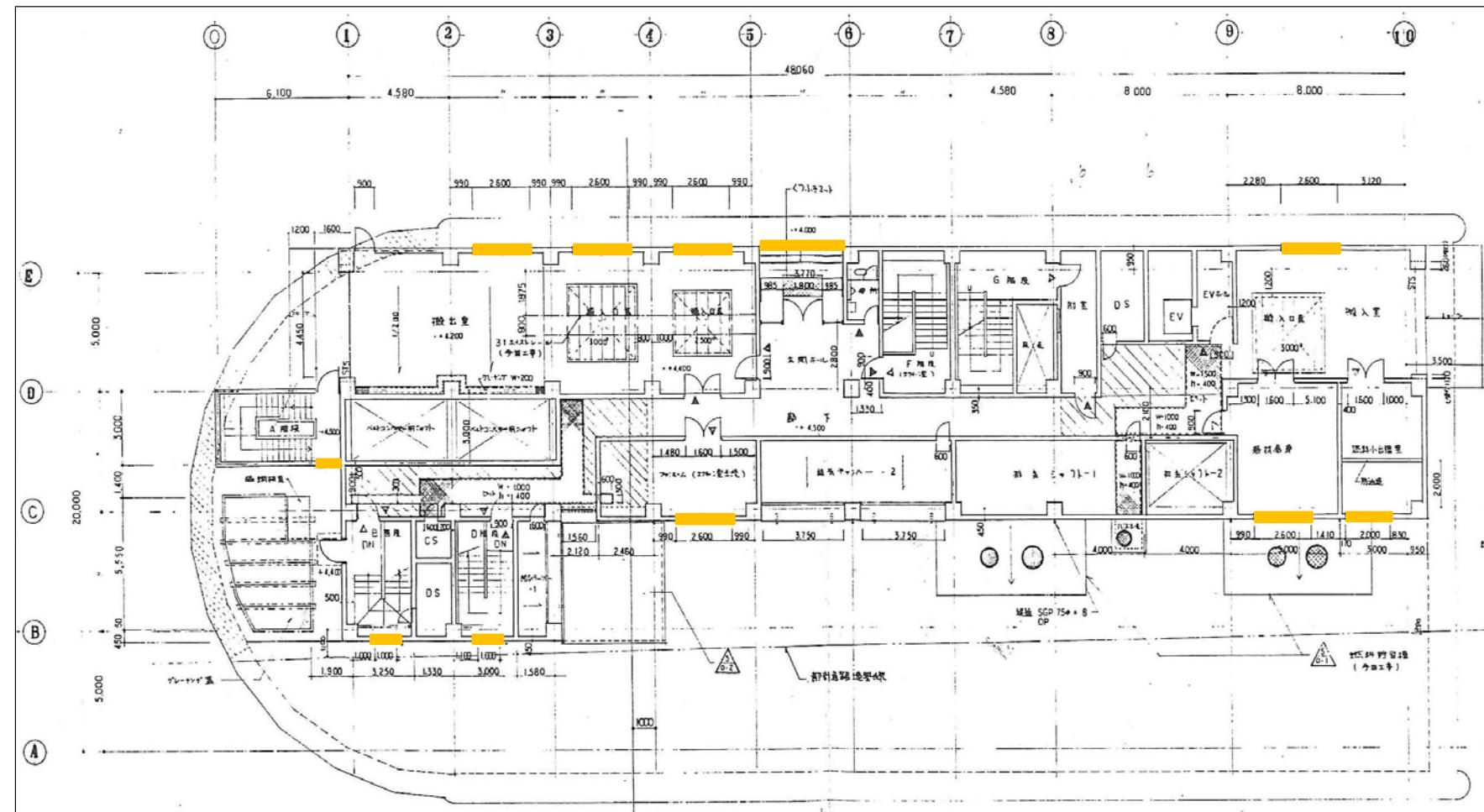


着色部分今回履行場所

件名	神奈川水再生センター等 庁舎総合管理業務委託
図名	【庁舎清掃業務】ろ過電気室

図番 9/67

横浜市下水道河川局神奈川水再生センター



着色部分今回履行場所

件名	神奈川水再生センター等 庁舎総合管理業務委託			
図名	【庁舎清掃業務】第二ポンプ施設 1階平面図			
図番 10/67				
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター				



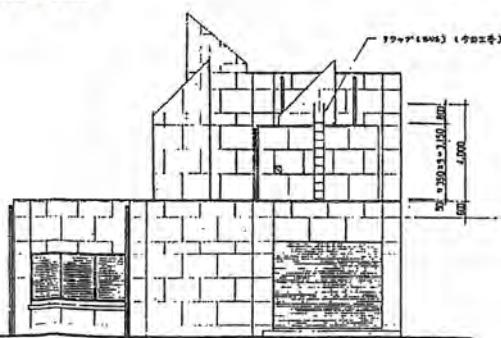
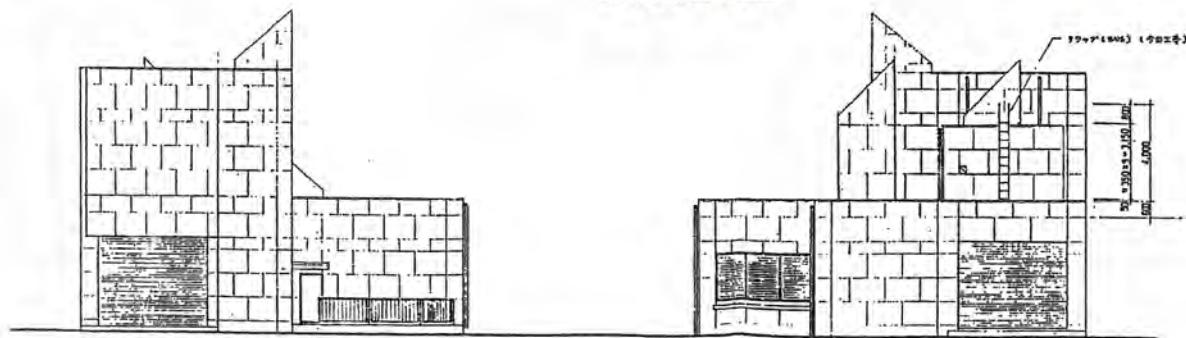
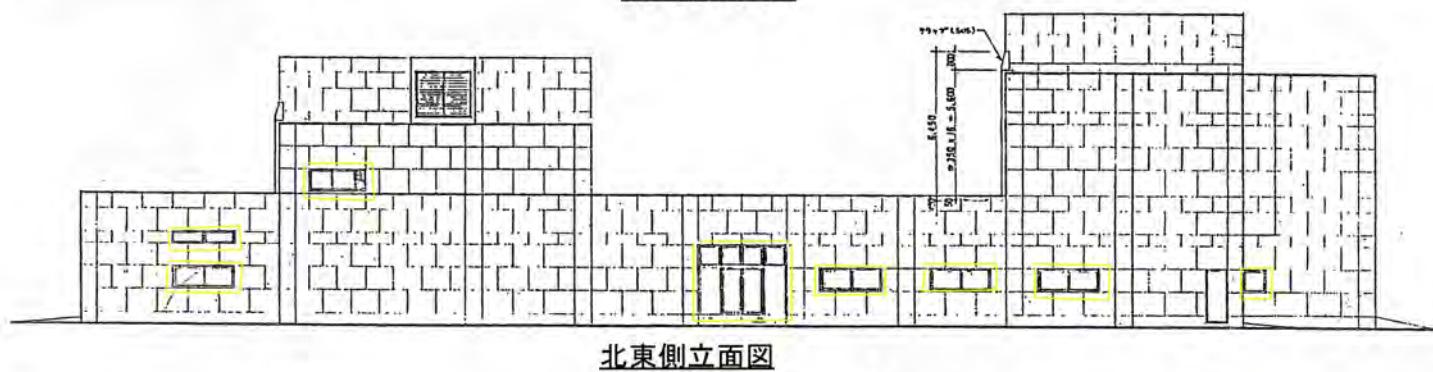
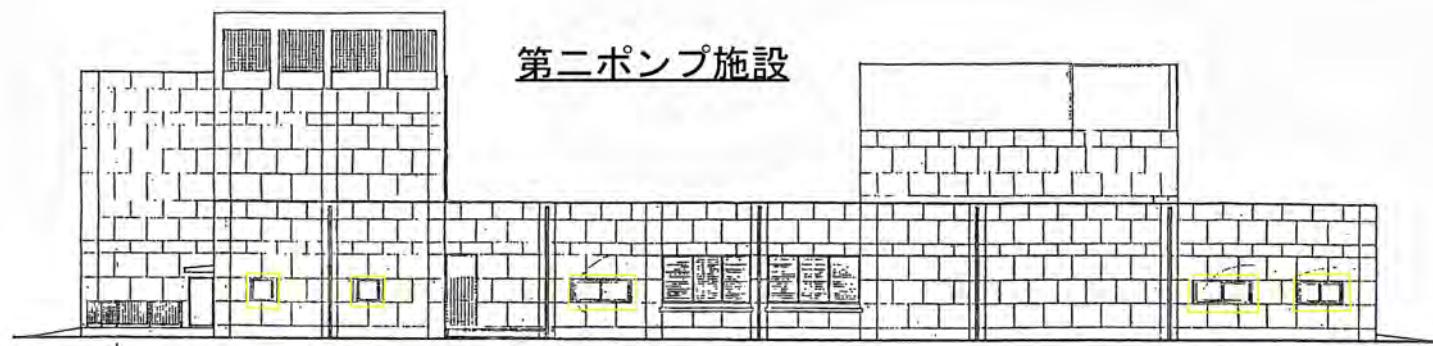
地下3階 電気室



地下2階 電気室

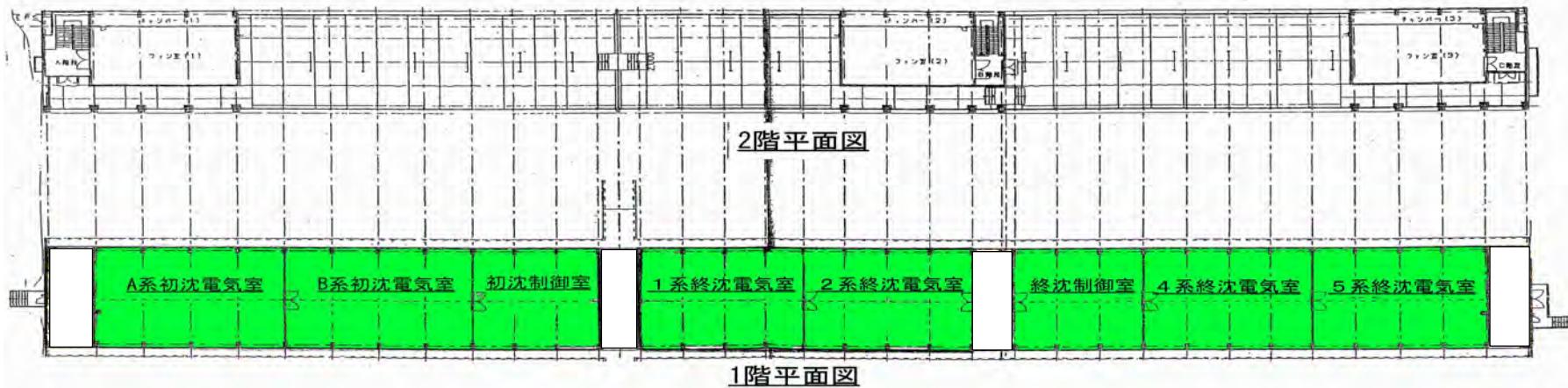
着色部分今回履行場所

件名	神奈川水再生センター等 庁舎総合管理業務委託	
図名	【庁舎清掃業務】第二ポンプ施設 B2階・B3階電気室平面図	図番 11/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		



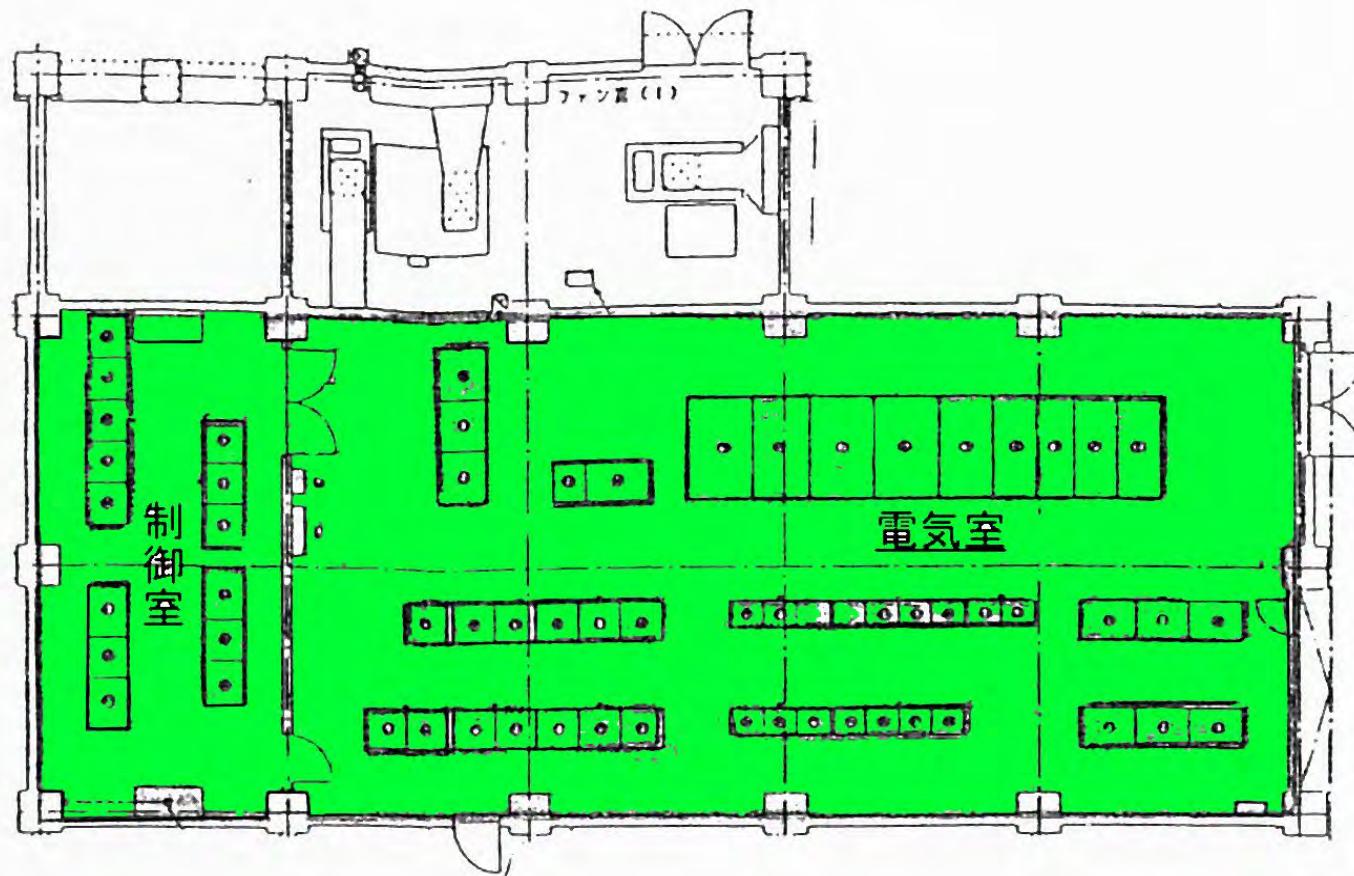
着色部分今回履行場所

件名	神奈川水再生センター等 庁舎総合管理業務委託
図名	【庁舎清掃業務】第二ポンプ施設 窓ガラス位置 図番 12/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター	



着色部分今回履行場所

件名	神奈川水再生センター等 庁舎総合管理業務委託	
図名	【庁舎清掃業務】水処理電気室 1階・2階平面図	図番 13/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		



着色部分今回履行場所

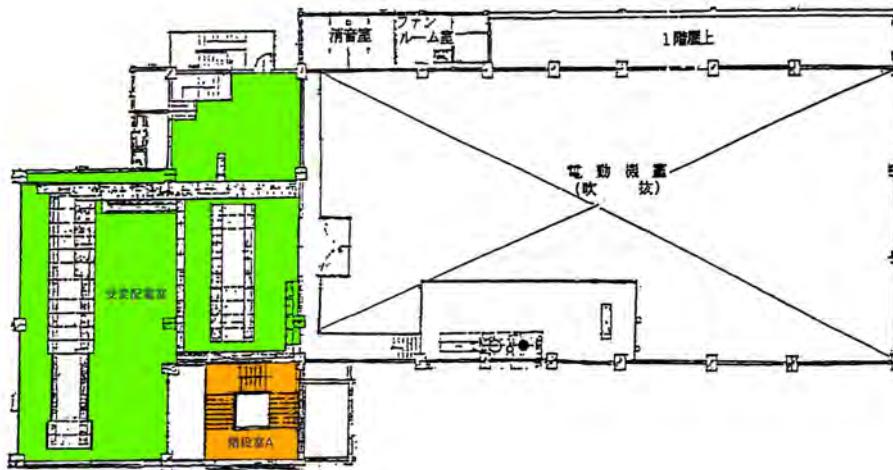
件名	神奈川水再生センター等 庁舎総合管理業務委託
図名	【庁舎清掃業務】6系水処理電気室平面図 図番 14/67

横浜市下水道河川局神奈川水再生センター

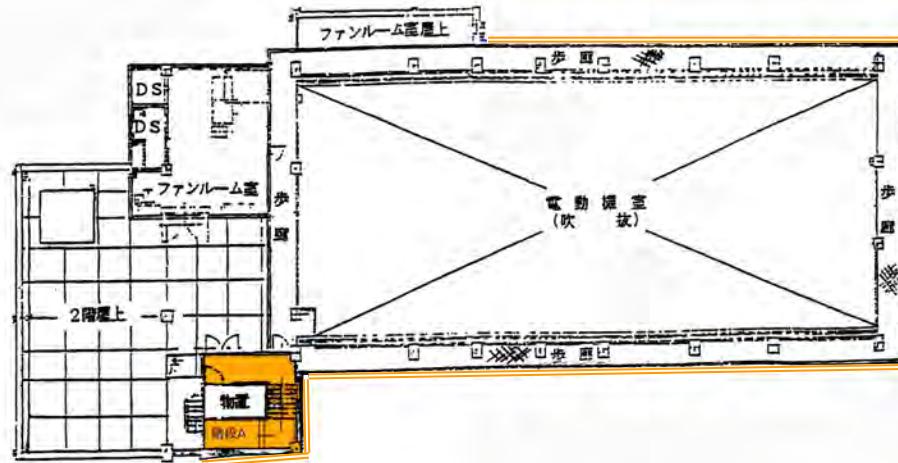


着色部分今回履行場所

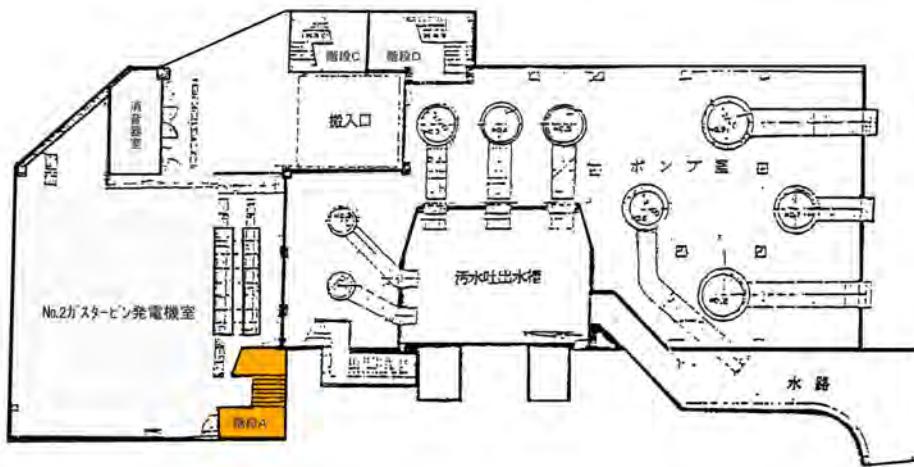
件名	神奈川水再生センター等 庁舎総合管理業務委託		
図名	【庁舎清掃業務】雨水滞水池棟 図番 15/67		
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター			



桜木ポンプ場 2階

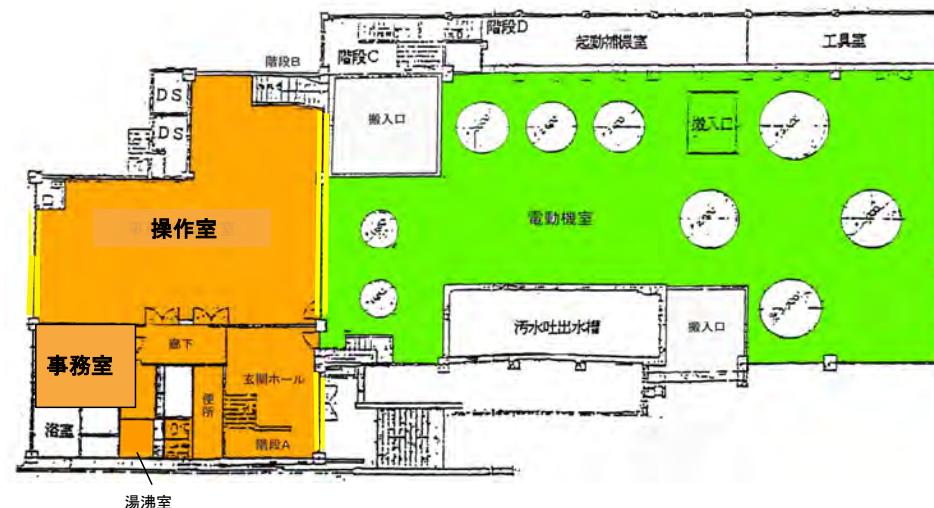


桜木ポンプ場 屋上・吹抜部分



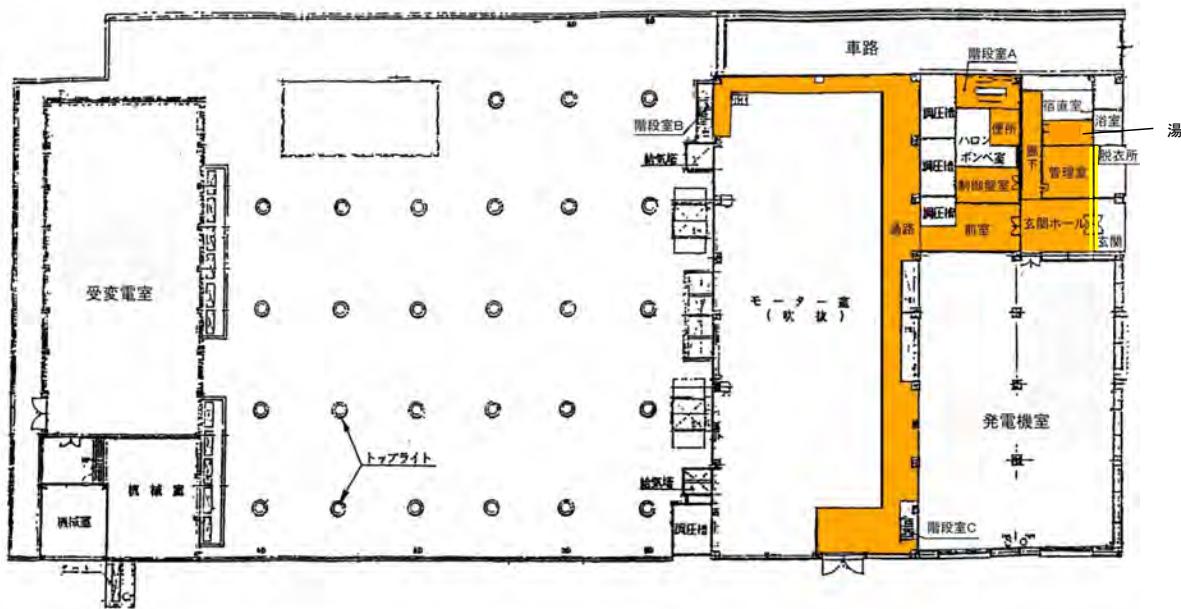
桜木ポンプ場 地下1階

着色部分今回履行場所

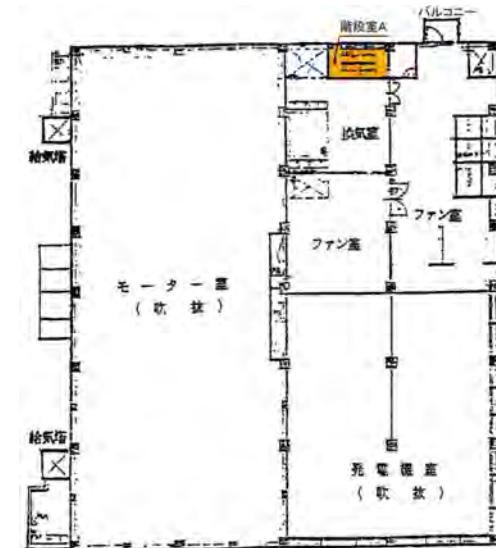


桜木ポンプ場 1階

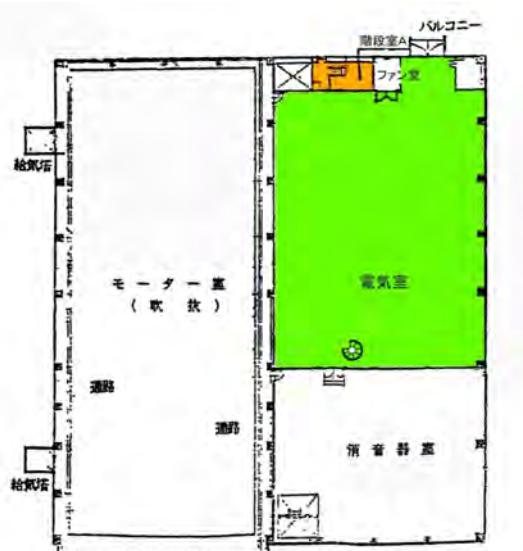
委託名	神奈川水再生センター等 庁舎総合管理業務委託	
図名	【庁舎清掃業務】桜木ポンプ場平面図	図番 16/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		



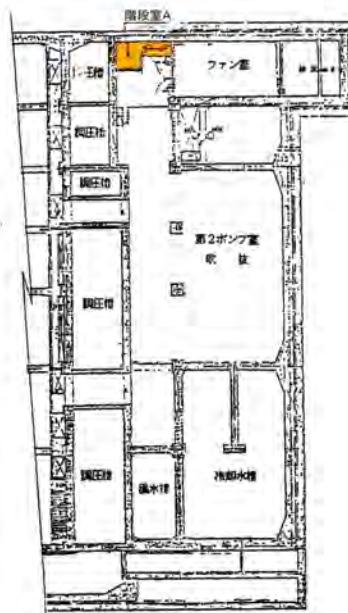
保土ヶ谷ポンプ場1階平面図



保土ヶ谷ポンプ場2階平面図



保土ヶ谷ポンプ場3階平面図



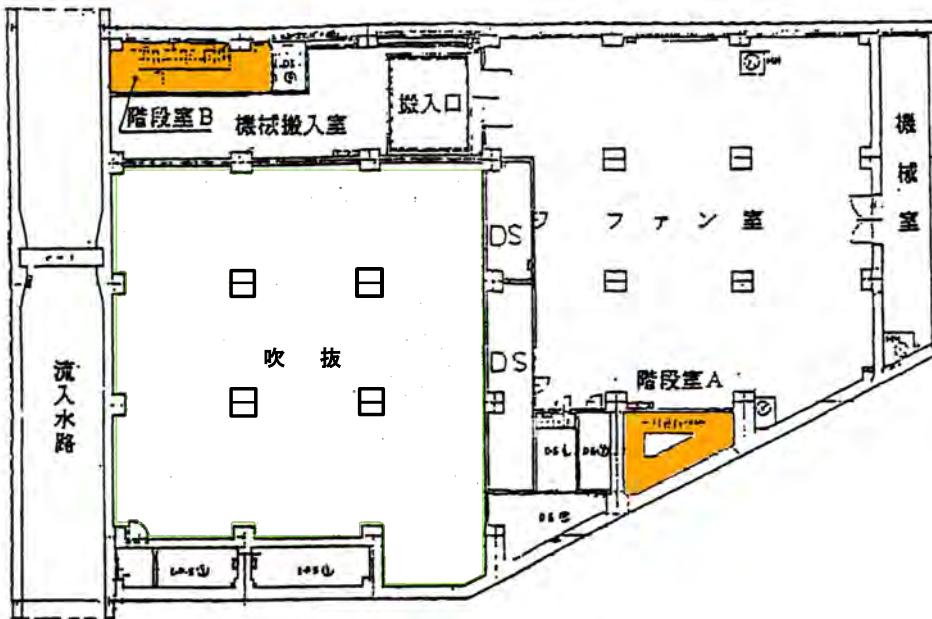
保土ヶ谷ポンプ場BM1階平面図

着色部分今回履行場所

委託名	神奈川水再生センター等 庁舎総合管理業務委託		
図名	【庁舎清掃業務】保土ヶ谷ポンプ場平面図	図番	17/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター			



保土ヶ谷ポンプ場滞水池1階平面図

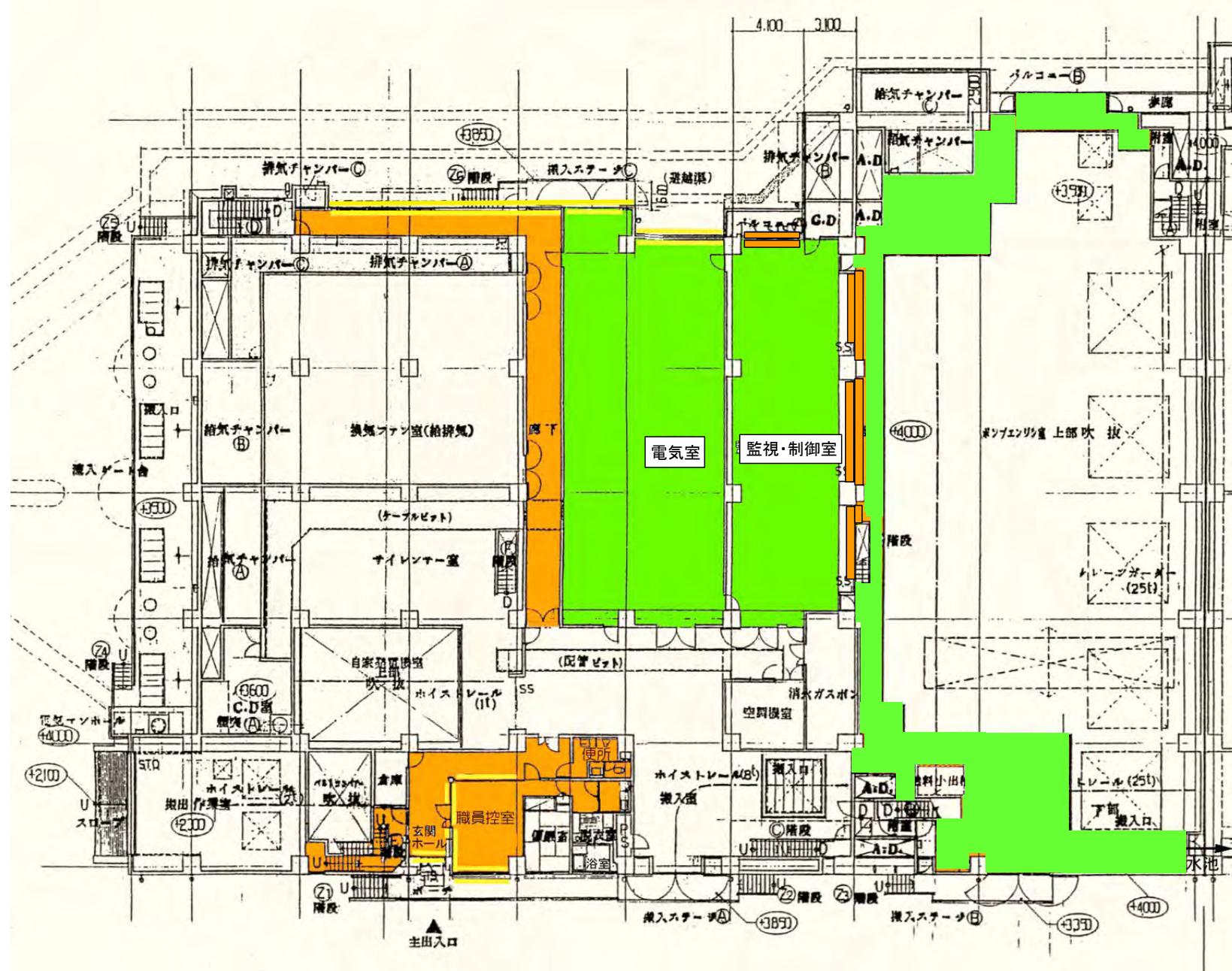


保土ヶ谷ポンプ場滞水池BM1階平面図

※A階段・B階段については、地下3階から
地上2階までを含みます。

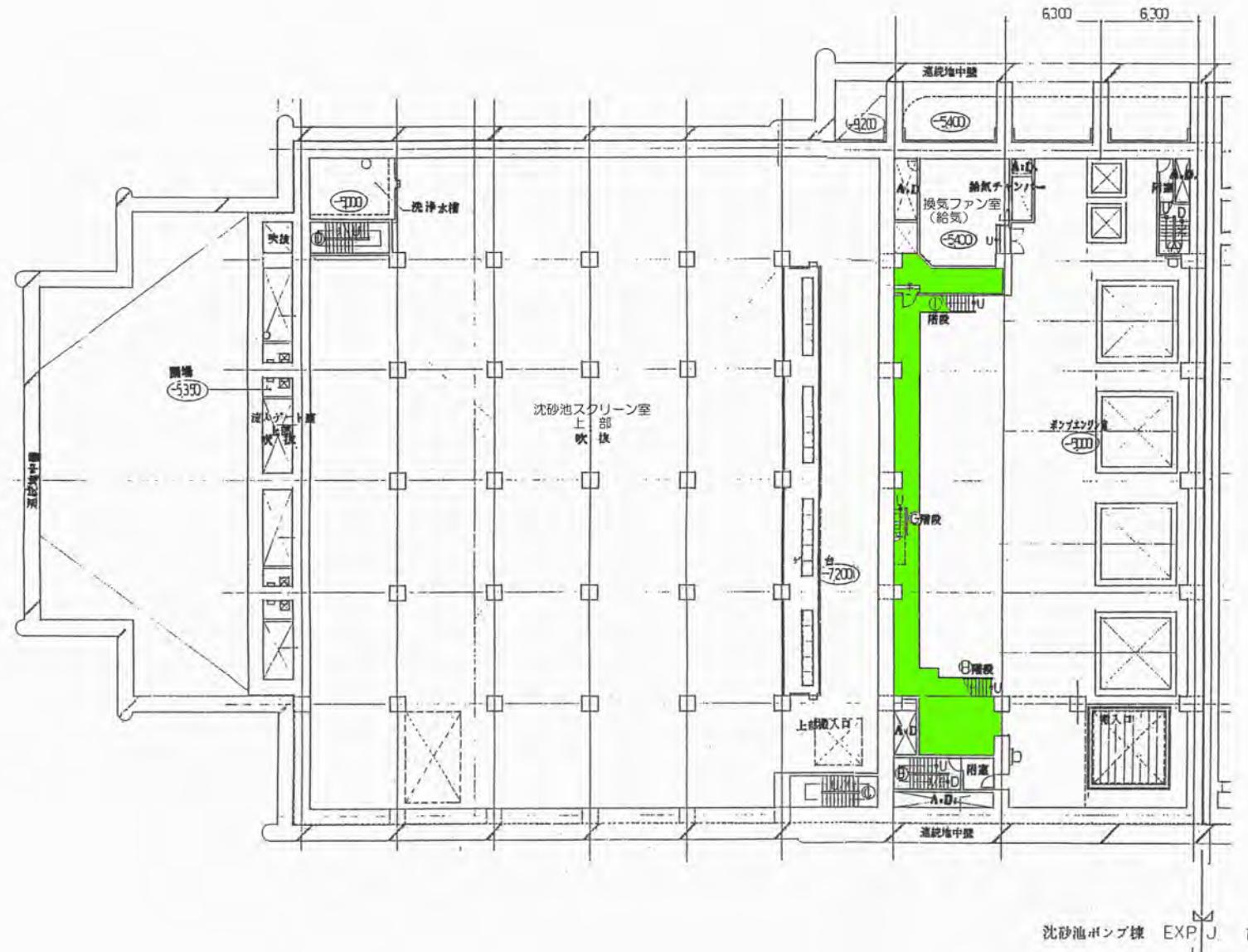
着色部分今回履行場所

委託名	神奈川水再生センター等 庁舎総合管理業務委託		
図名	【庁舎清掃業務】保土ヶ谷ポンプ場滞水池平面図	図番	18/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター			

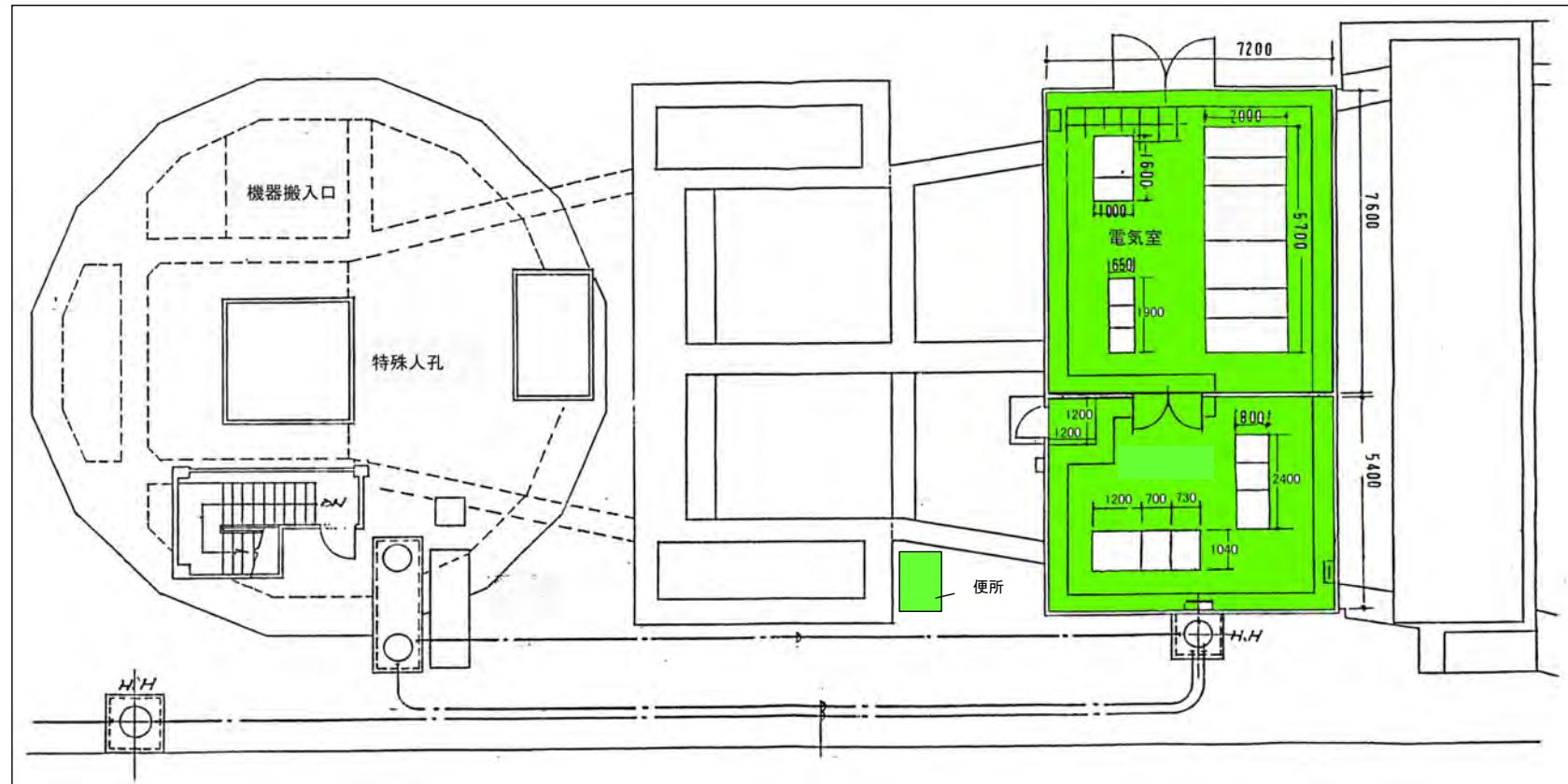


着色部分今回履行場所

委託名	神奈川水再生センター等 庁舎総合管理業務委託		
図名	【庁舎清掃業務】平沼ポンプ場1F平面図	図番	19/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター			



委託名	神奈川水再生センター等 庁舎総合管理業務委託	
図名	【庁舎清掃業務】平沼ポンプ場B1F平面図	図番 20/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		



着色部分今回履行場所

委託名	神奈川水再生センター-等 庁舎総合管理業務委託	
図名	【廃舍清掃業務】新浦島幹線排水ポンプ施設平面図	図番 21/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		



楠ポンプ場1階平面図



楠ポンプ場2階平面図

※B階段については1階から2階、
A階段については1階から屋上まで
を含みます。

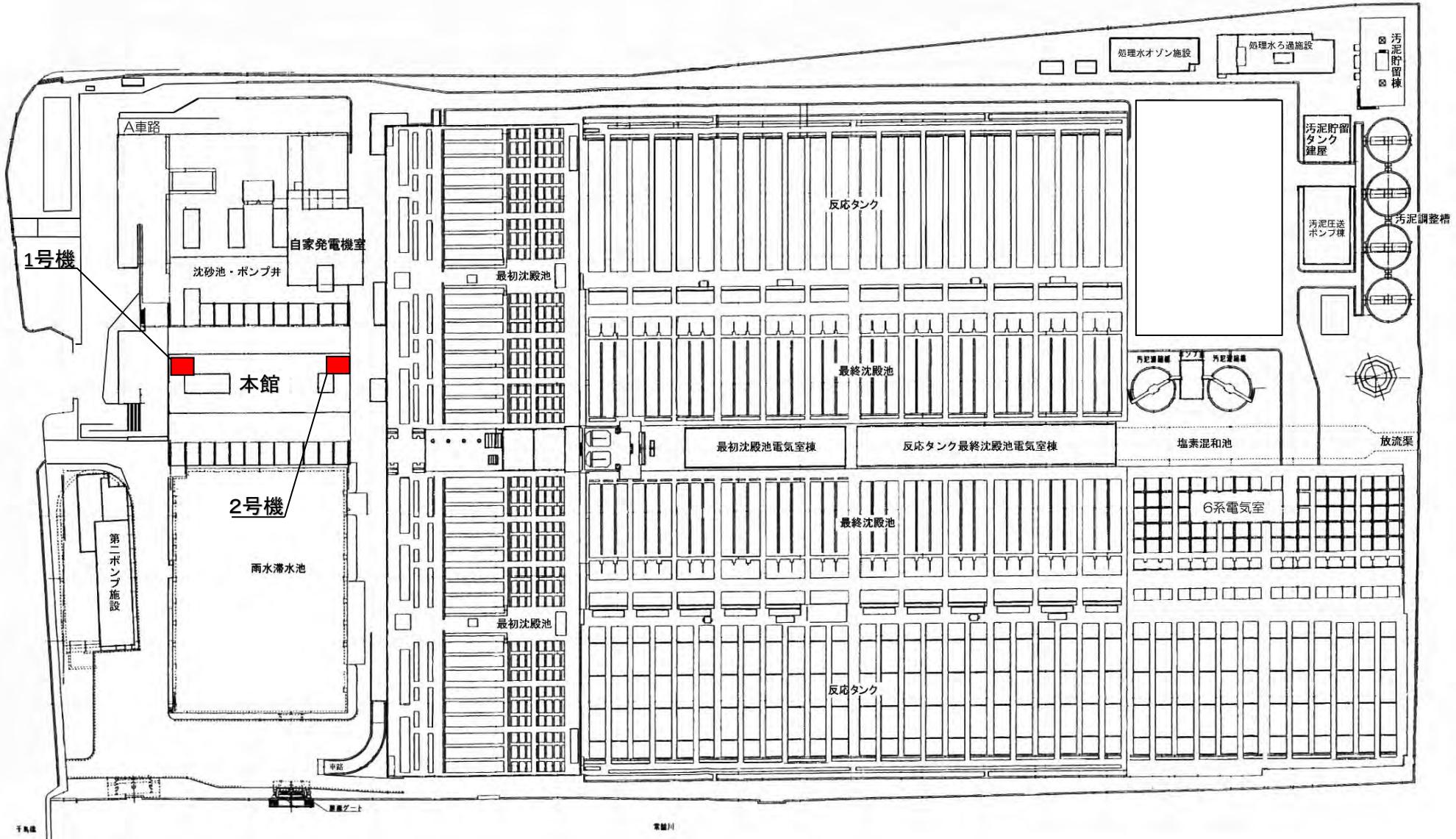
着色部分今回履行場所

委託名	神奈川水再生センター等 庁舎総合管理業務委託
図名	【庁舎清掃業務】楠ポンプ場平面図 図番 22/67 横浜市下水道河川局神奈川水再生センター



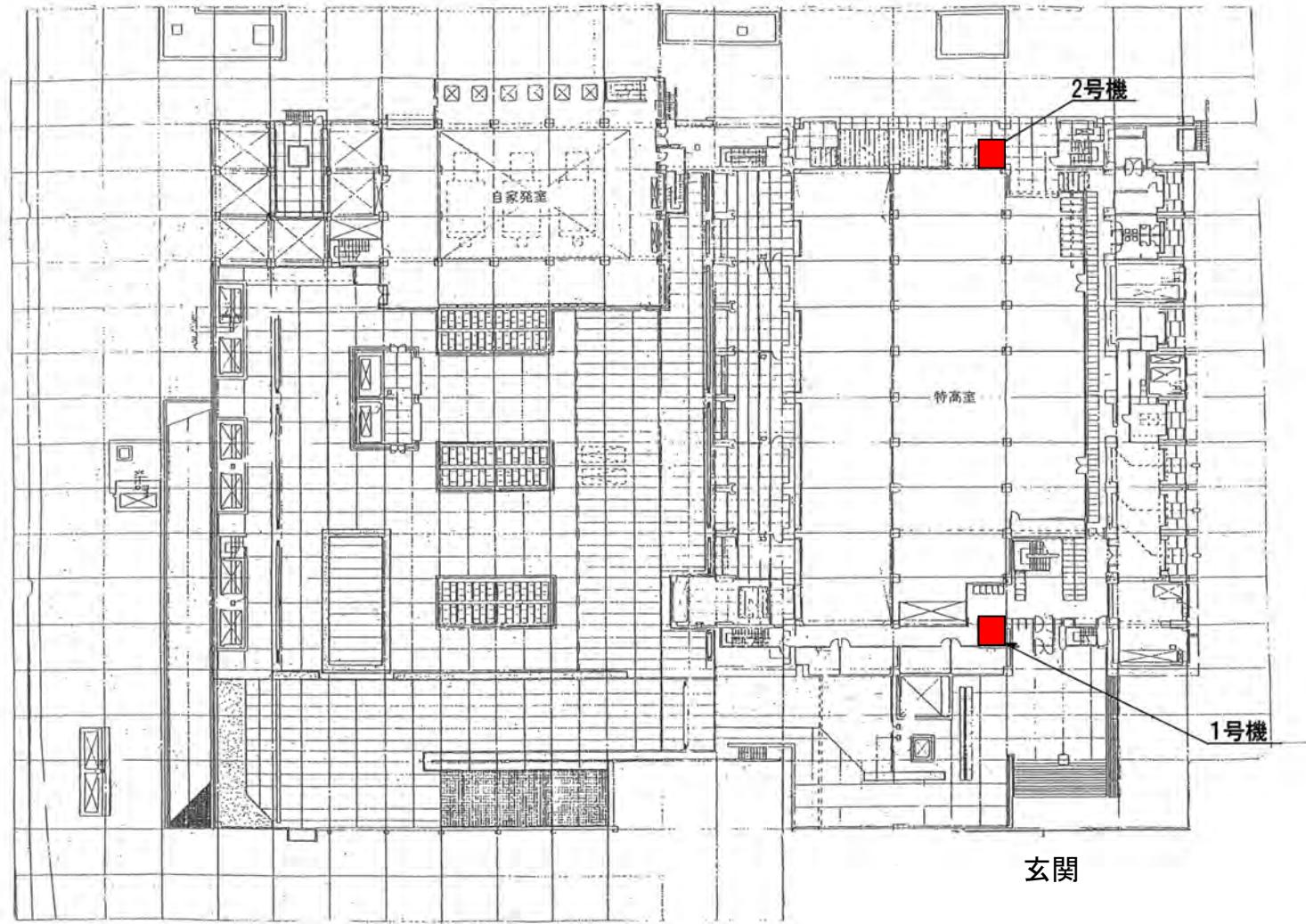
着色部分今回履行場所

委託名	神奈川水再生センター等 庁舎総合管理業務委託
図名	【庁舎清掃業務】星川雨水調整池平面図 図番 23/67 横浜市下水道河川局神奈川水再生センター



着色部は、本業務履行か所を示す。

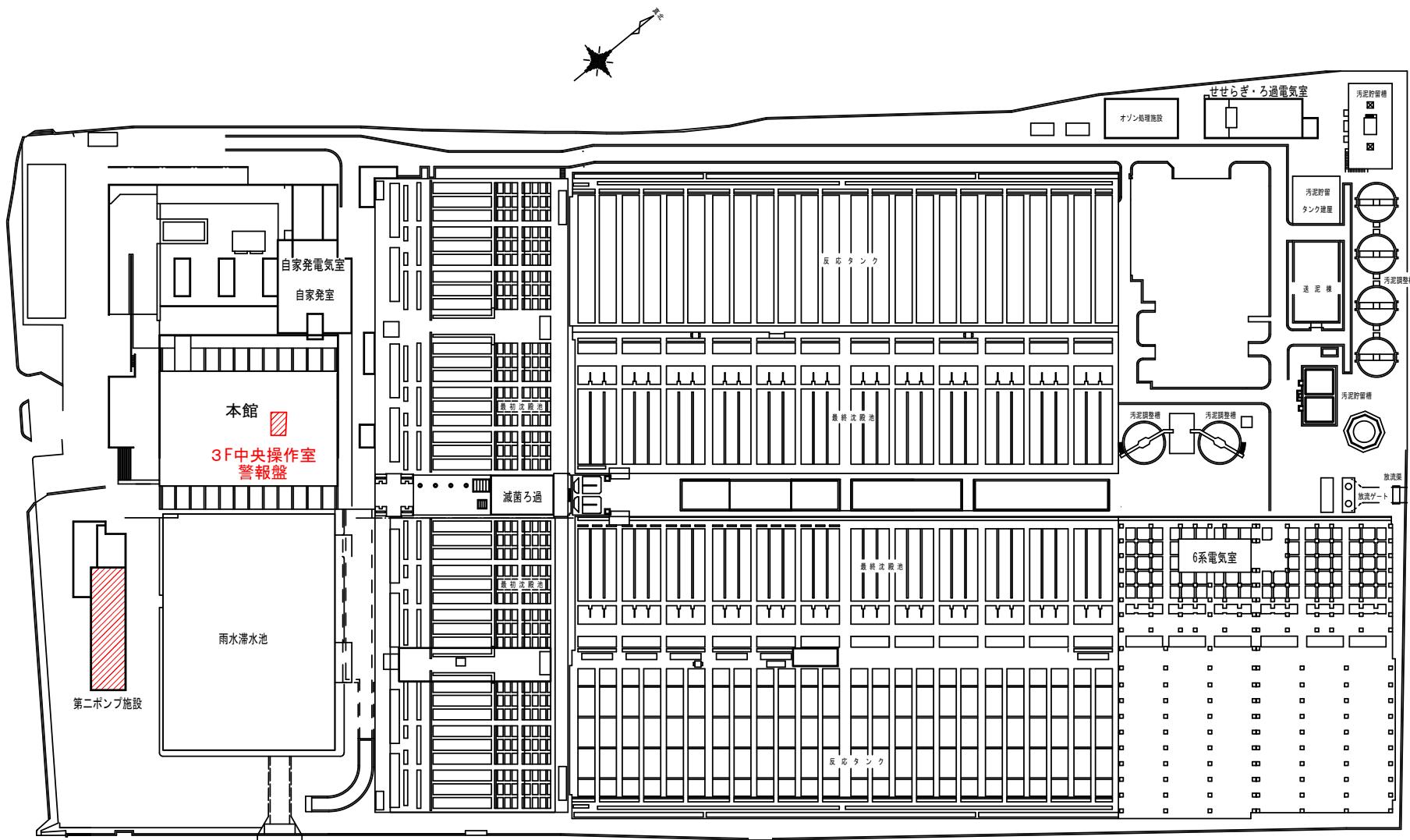
件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【本館エレベータ設備保守点検業務】 全体平面図	図番 24/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		



1階平面図

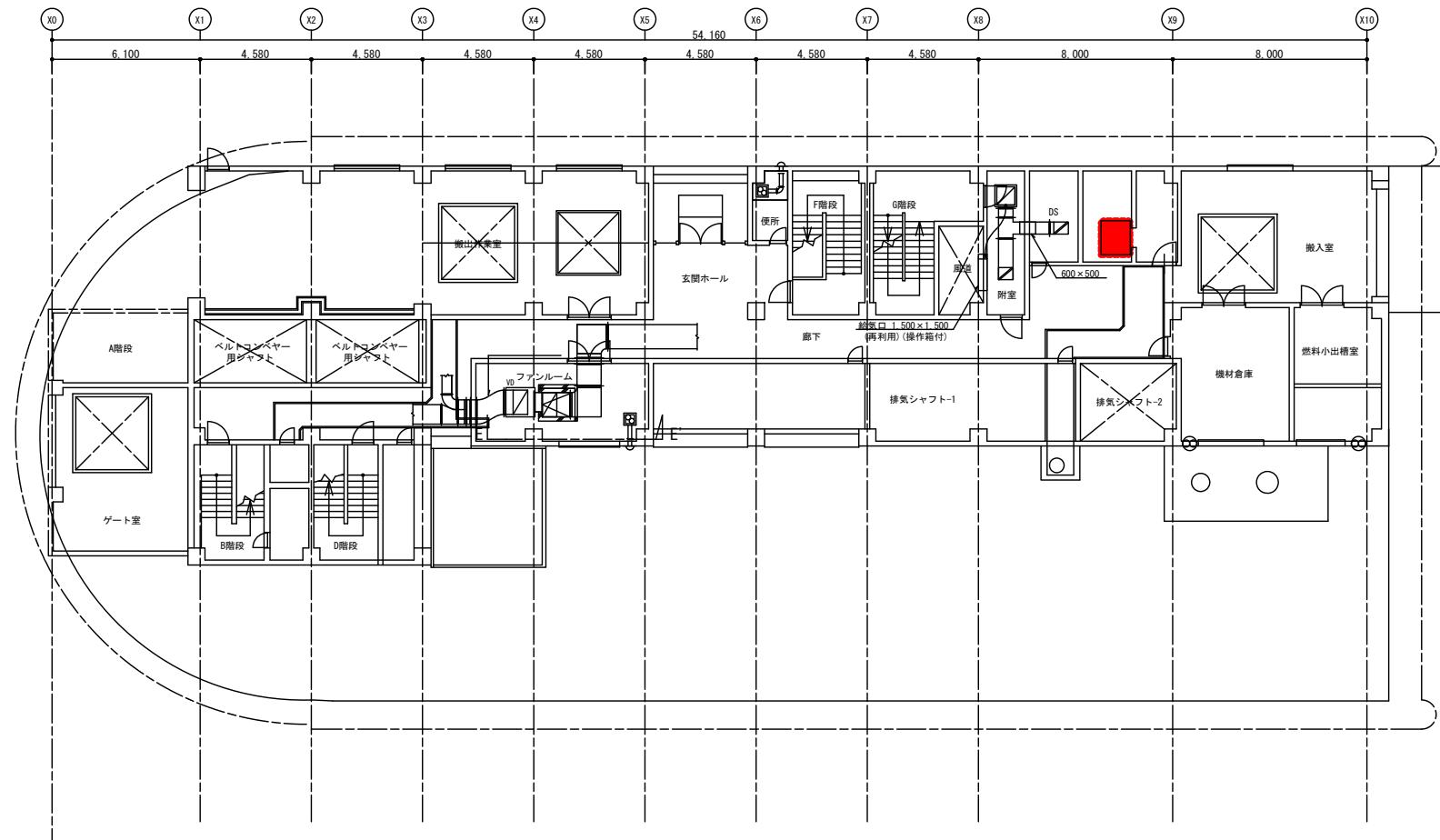
 着色部は、本業務履行か所を示す。

件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【本館エレベータ設備保守点検業務】 本館エレベータ配置図	図番 25/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		



着色部履行か所

件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	【第二ポンプ施設エレベータ設備保守点検業務】全体平面図	図番	26/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター			

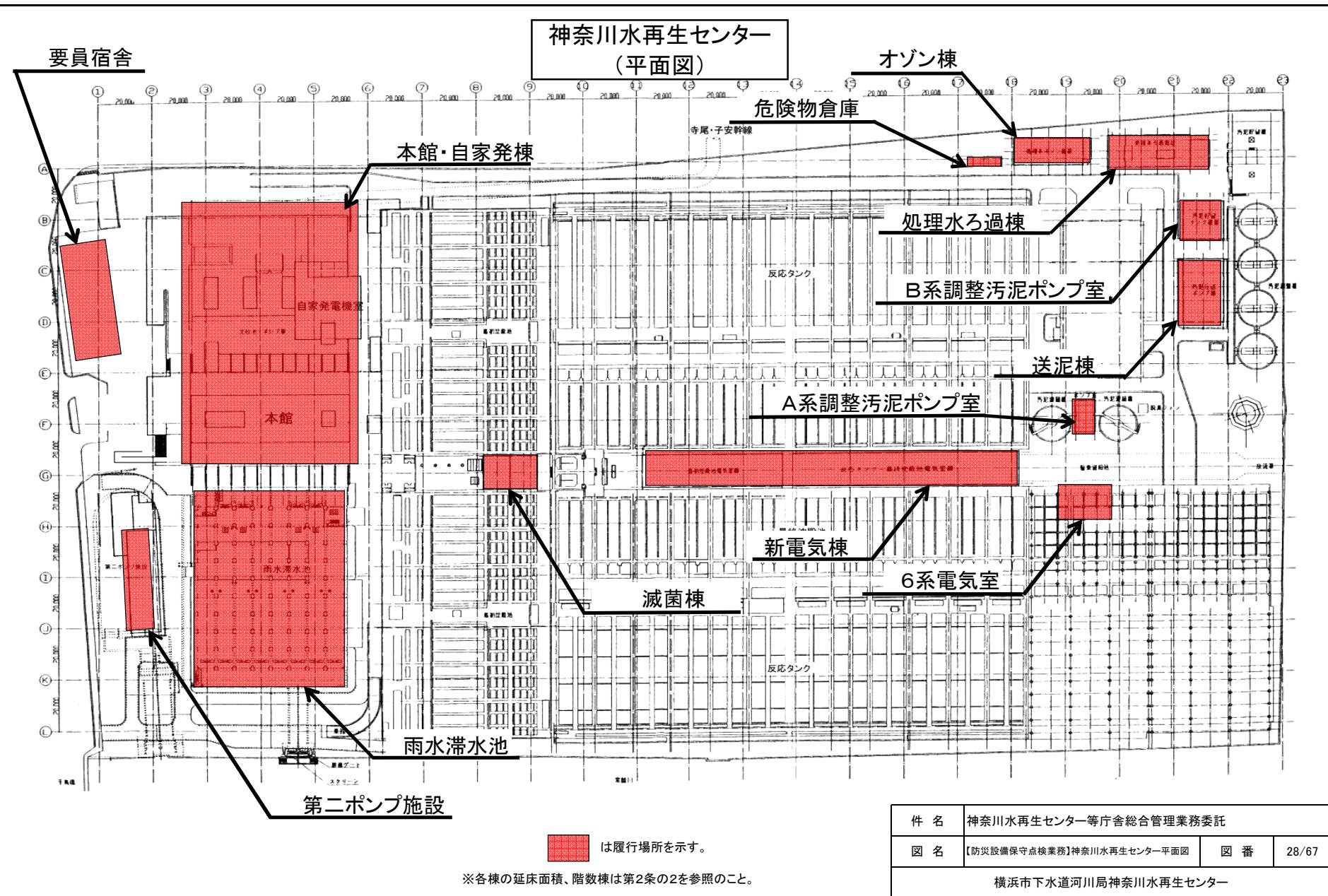


1階平面図 (A3 S=1/200)

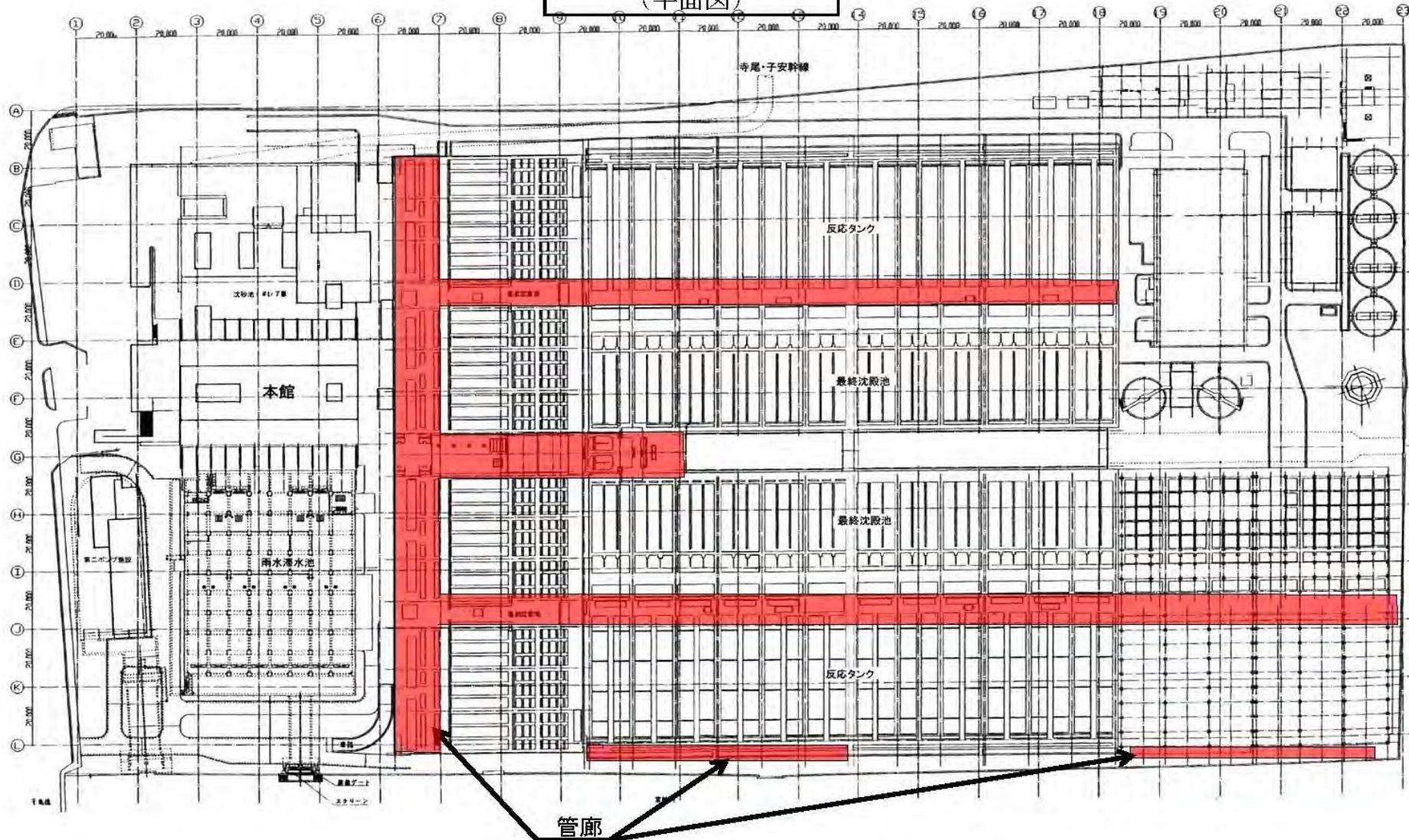
着色部履行か所

件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	【第二ポンプ施設エレベータ設備保守点検業務】 【第二ポンプ施設エレベータ配図】		
図番	27/67		
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター			

**神奈川水再生センター
(平面図)**

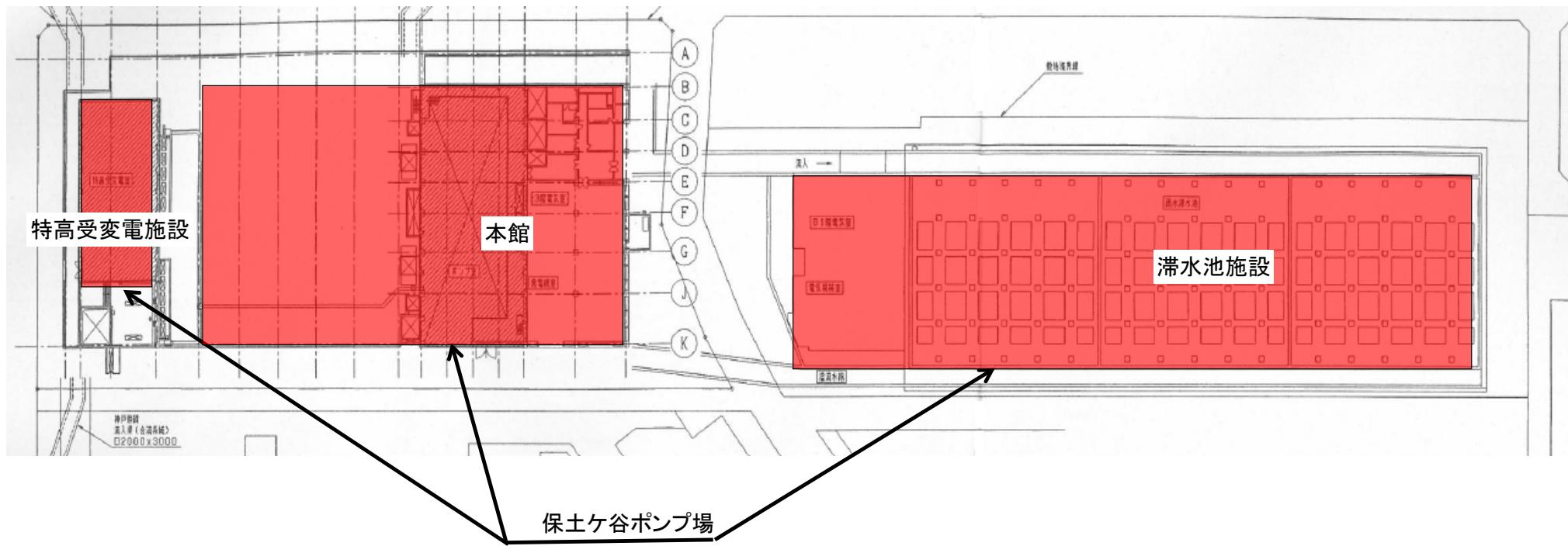


神奈川水再生センター
(平面図)



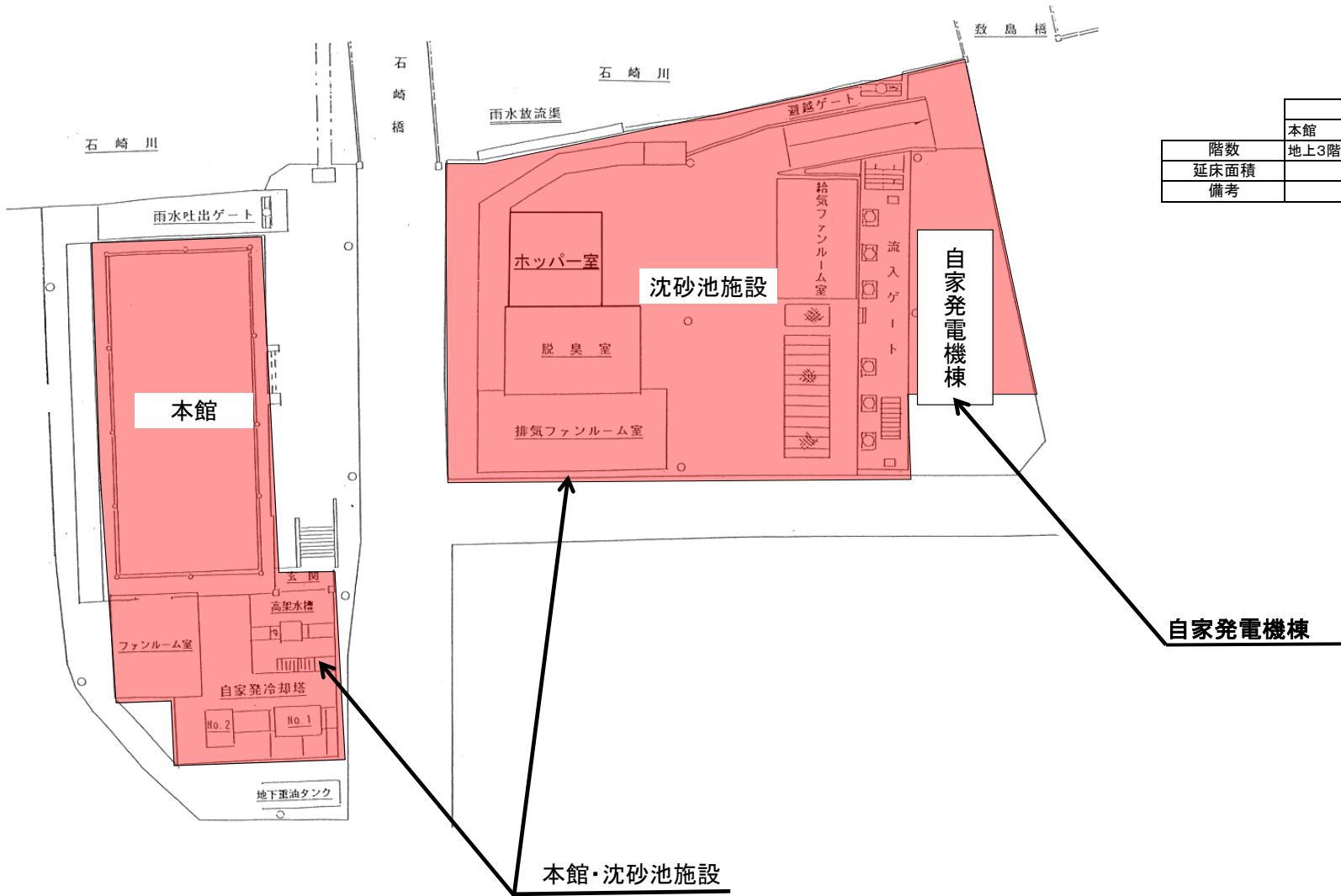
件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	【防災設備保守点検業務】神奈川水再生センター平面図(管廊概略図)		
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター			

保土ヶ谷ポンプ場		
階数	本館	特高受変電施設
延床面積	地上3階地下1階	地上1階
備考	18,873m ²	地上2階地下2階



■ は履行場所を示す。

件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【防災設備保守点検業務】保土ヶ谷ポンプ場平面図	図番 30/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		



桜木ポンプ場		
本館	沈砂池施設	自家発電機棟
階数	地上3階地下1階	地上1階地下1階
延床面積		5.447m ²
備考		

件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【防災設備保守点検業務】桜木ポンプ場平面図	図番 31/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		

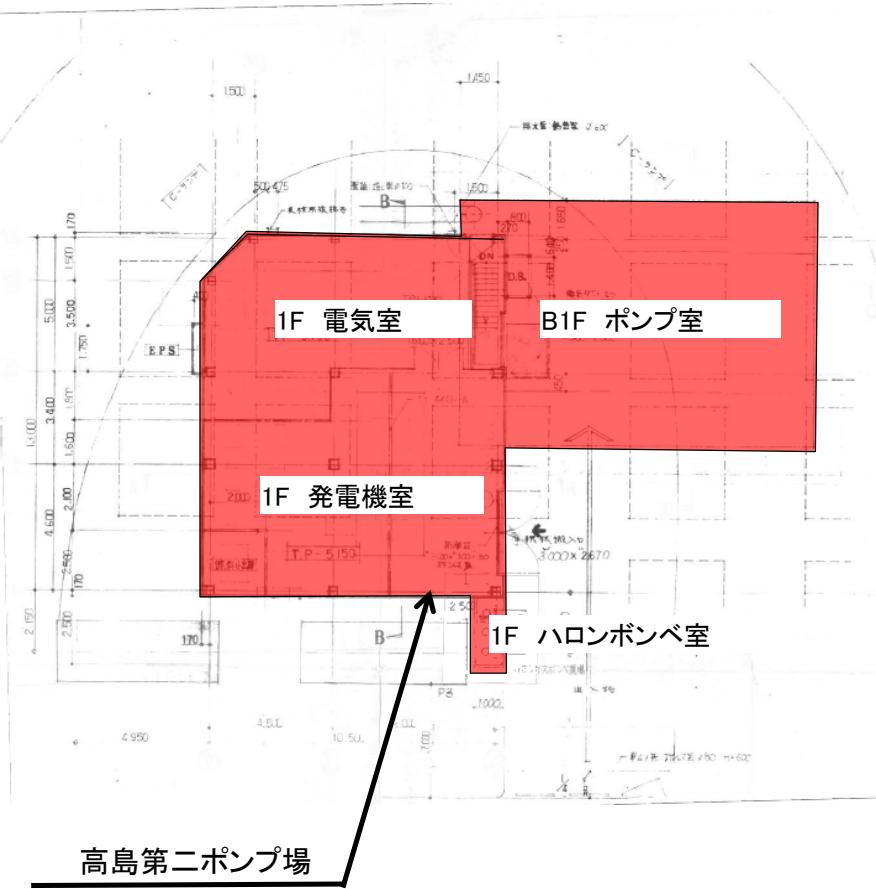
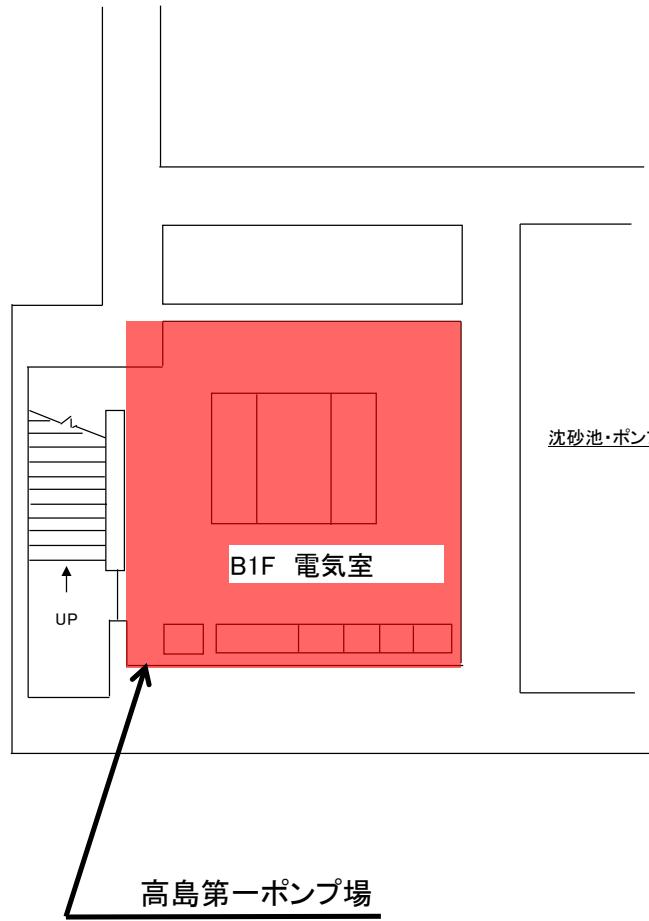


平沼ポンプ場	
階数	地上1階地下5階
延床面積	8,802m ²
備考	

平沼ポンプ場

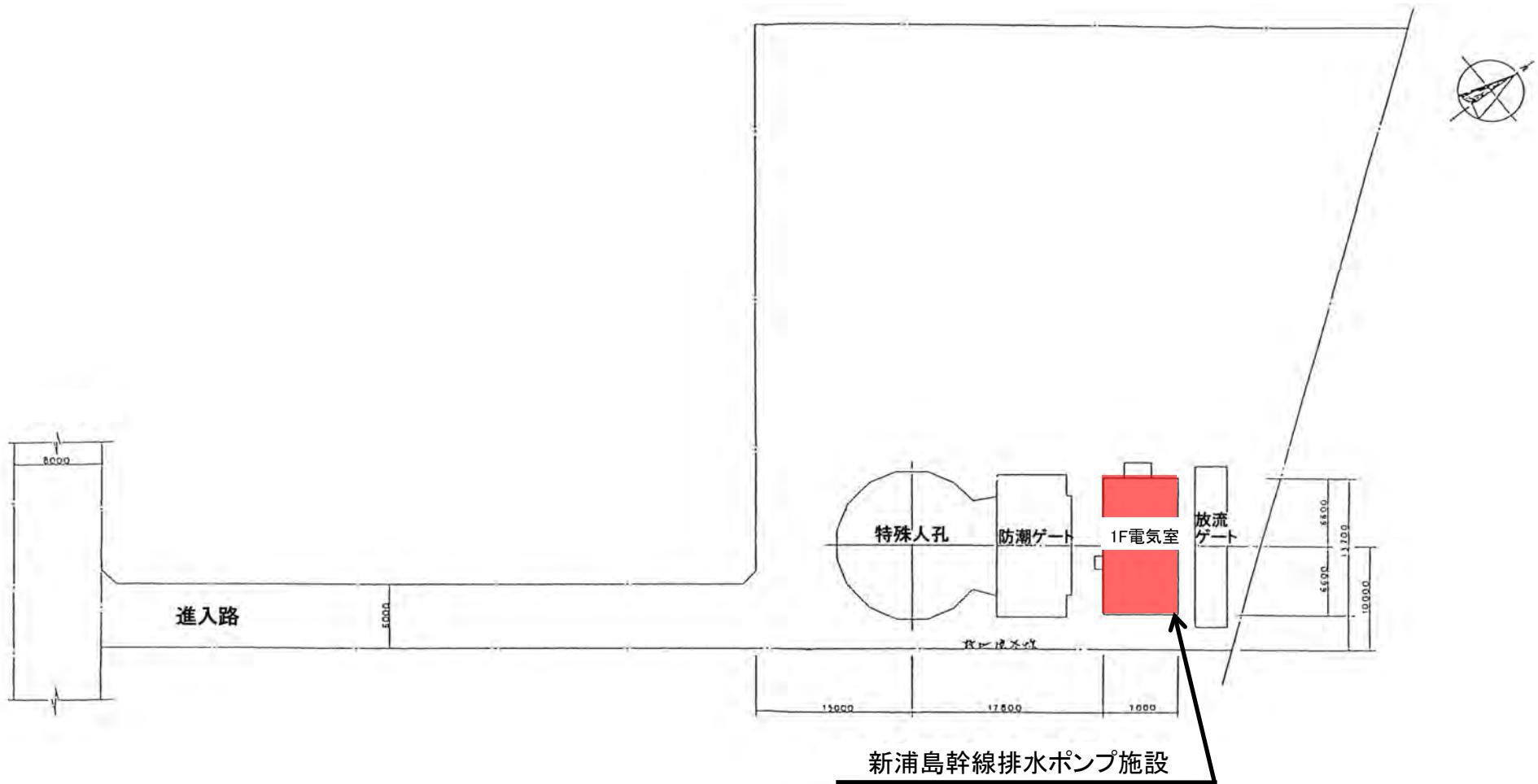
は履行場所を示す。

件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託
図名	【防災設備保守点検業務】平沼ポンプ場平面図 図番 32/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター	



は履行場所を示す。

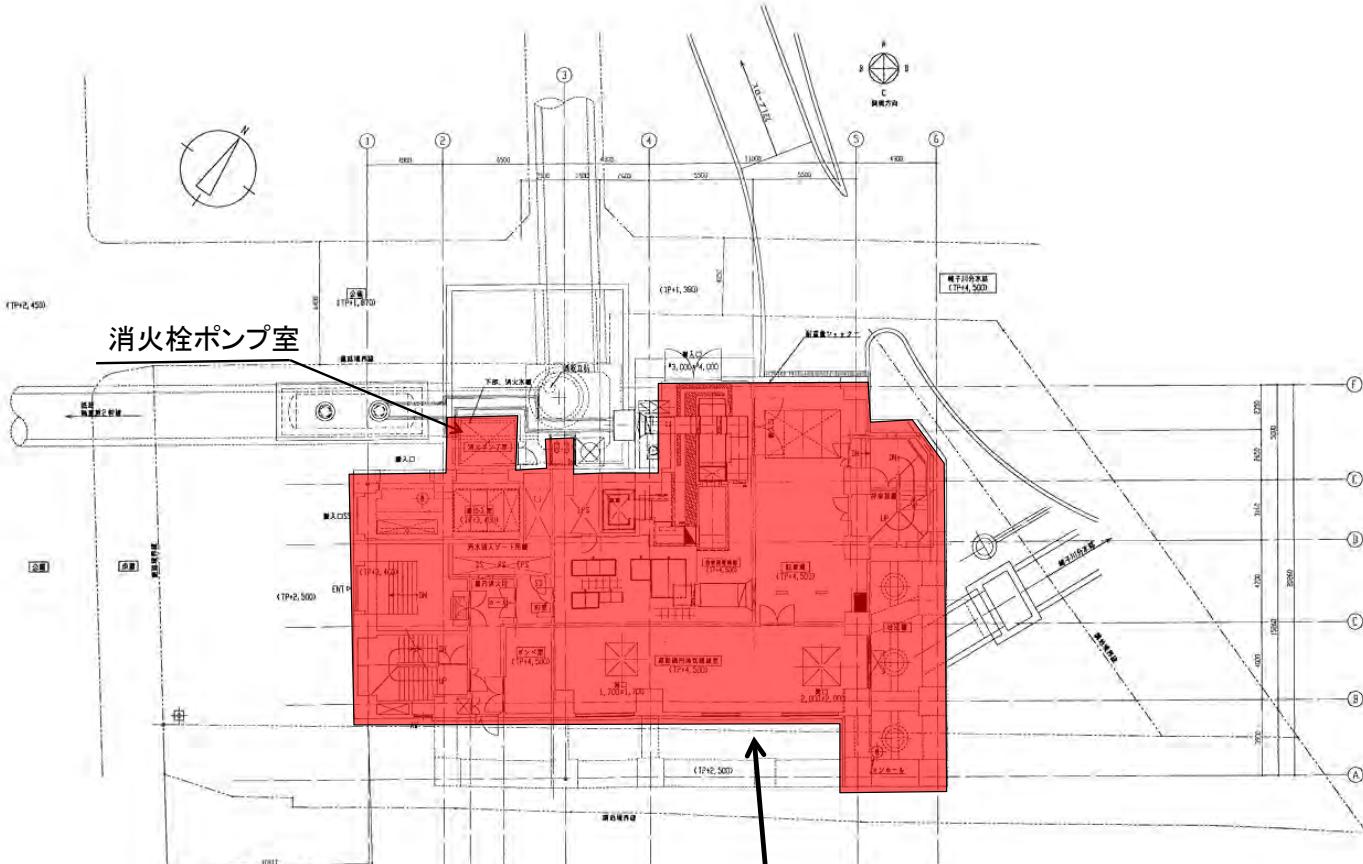
件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【防災設備保守点検業務】高島第一・第二ポンプ場平面図	図番 33/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		



1

は履行場所を示す。

件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	【防災設備保守点検業務】新浦島幹線排水ポンプ施設平面図	図番	34/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター			



消火栓ポンプ室

楠ポンプ場

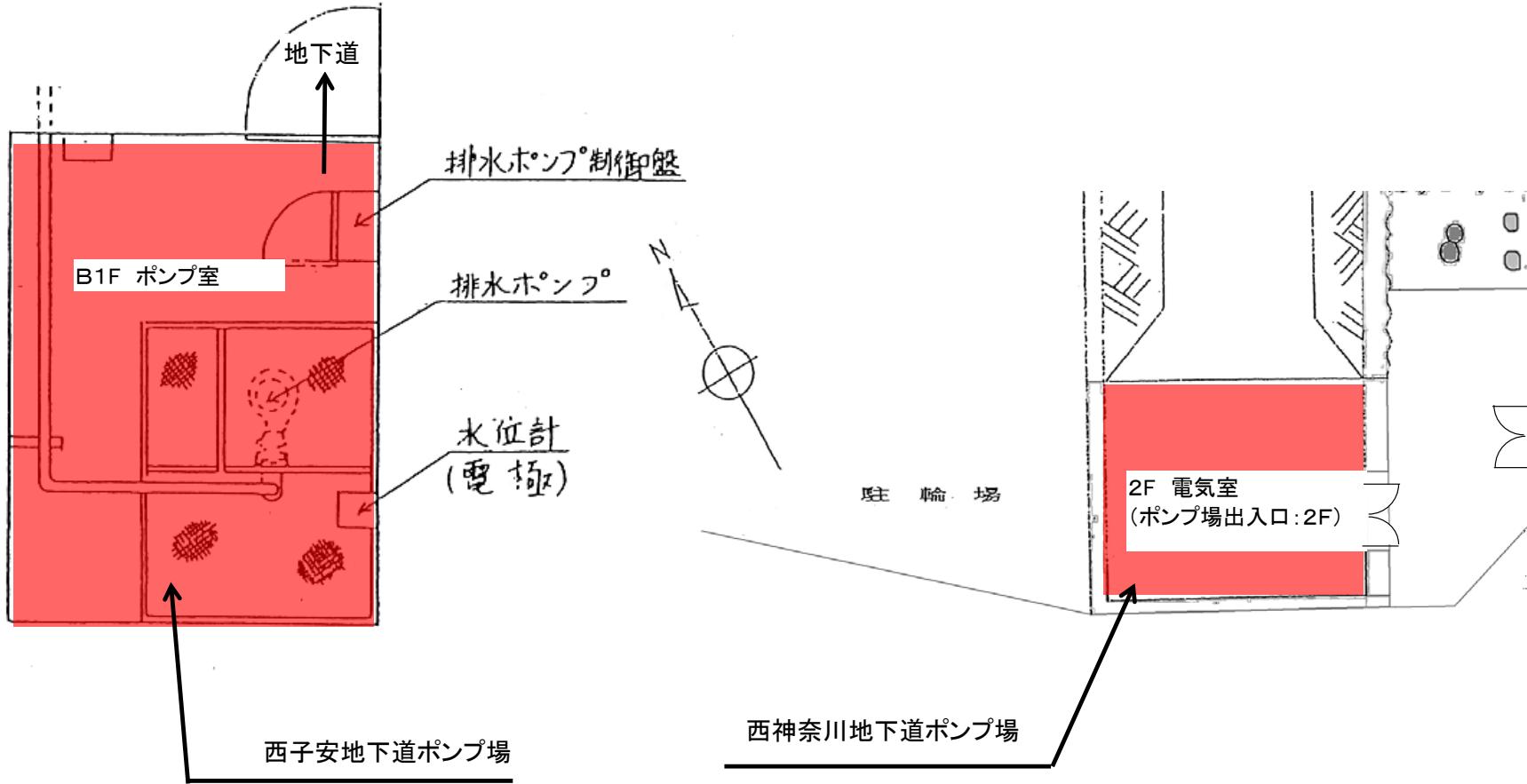
■は履行場所を示す。

楠ポンプ場	
階数	地上2階地下3階
延床面積	1,646m ²
備考	

件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【防災設備保守点検業務】楠ポンプ場平面図	図番 35/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		

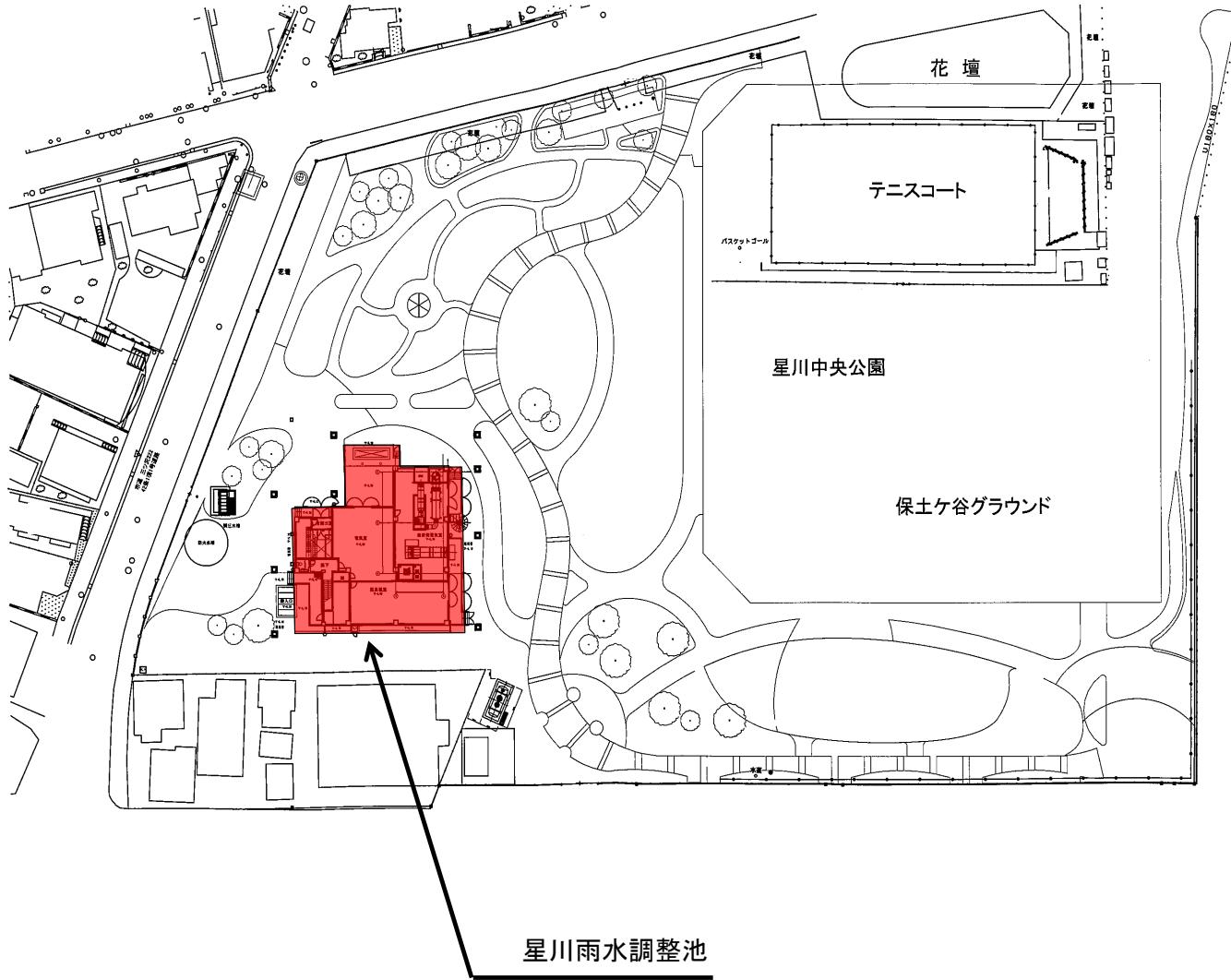
国道1号線

歩道



■は履行場所を示す。

件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【防災設備保守点検業務】西子安・西神奈川地下道ポンプ場平面図	図番 36/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		



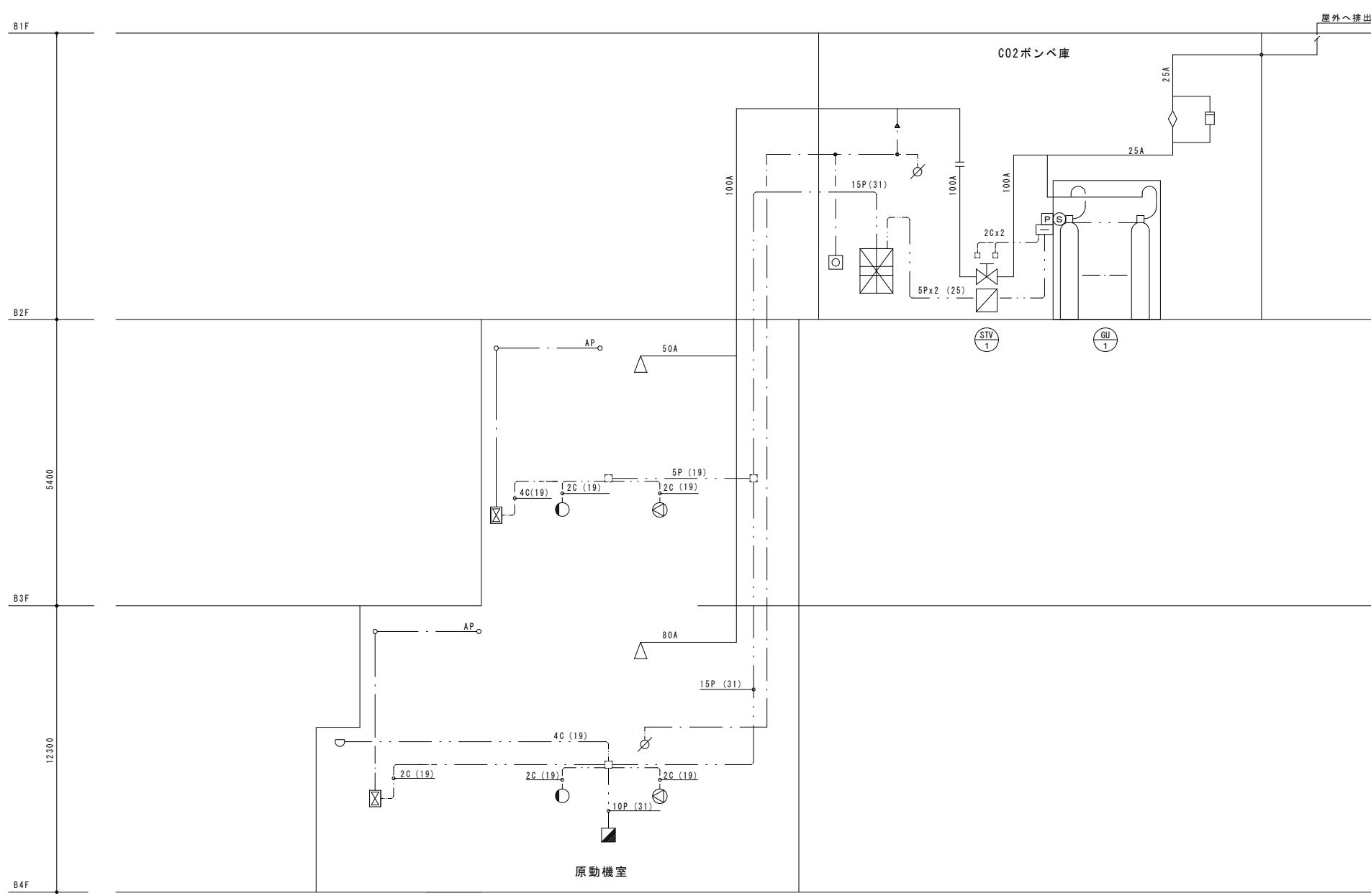
星川雨水調整池	
階数	地上1階地下3階
延床面積	1,146m ²
備考	

星川雨水調整池

■は履行場所を示す。

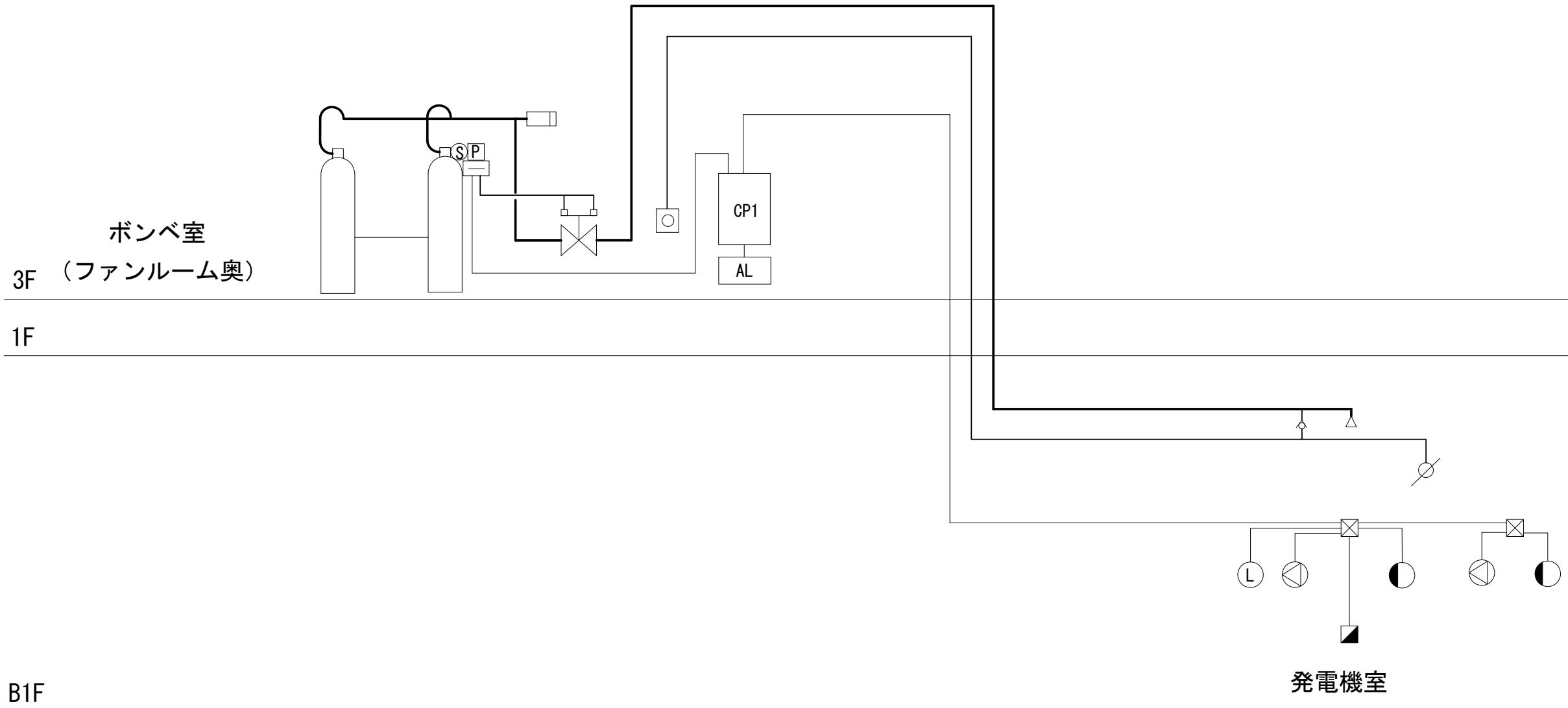
件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【防災設備保守点検業務】星川雨水調整池平面図	図番 37/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		

不活性ガス(二酸化炭素)消火設備 凡例		
記号	名称	摘要
(GU)	二酸化炭素貯蔵容器ユニット	
(STV)	点検用閉止弁	100A, リミットスイッチ付
	排出弁ユニット	25A
	制御盤	1回線、音声警報装置、蓄電池設備内蔵 自動手動切換スイッチ付
(S)	容器弁ソレノイド	
(P)	圧力スイッチ	
(—)	端子箱	
	操作箱	デジタルカウントダウンタイマ付 自動手動切換スイッチ付
(○)	充满表示灯	
(◎)	スピーカ	
(□)	熱感知器	定温式スポット型感知器 1種
(■)	熱感知器	差動式分布型感知器 1種
(—AP)	空気管	
(△)	噴射ヘッド	SA型
(Ø)	ピストンリリーヤ	遠隔復旧型(空調設備工事)
(□)	復旧弁箱	
(→←)	不還弁	Φ4×Φ6 銅管用ストレーナ付
(---)	銅管	Φ4×Φ6
(—)	配管	JIS G 3454 STPG 370 Sch 80
(···)	電路	耐熱配線



本図は全て対象か所を示す。

件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【防災設備保守点検業務】神奈川水再生センター 第二ポンプ施設不活性ガス消火設備系統図	図番 38/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		



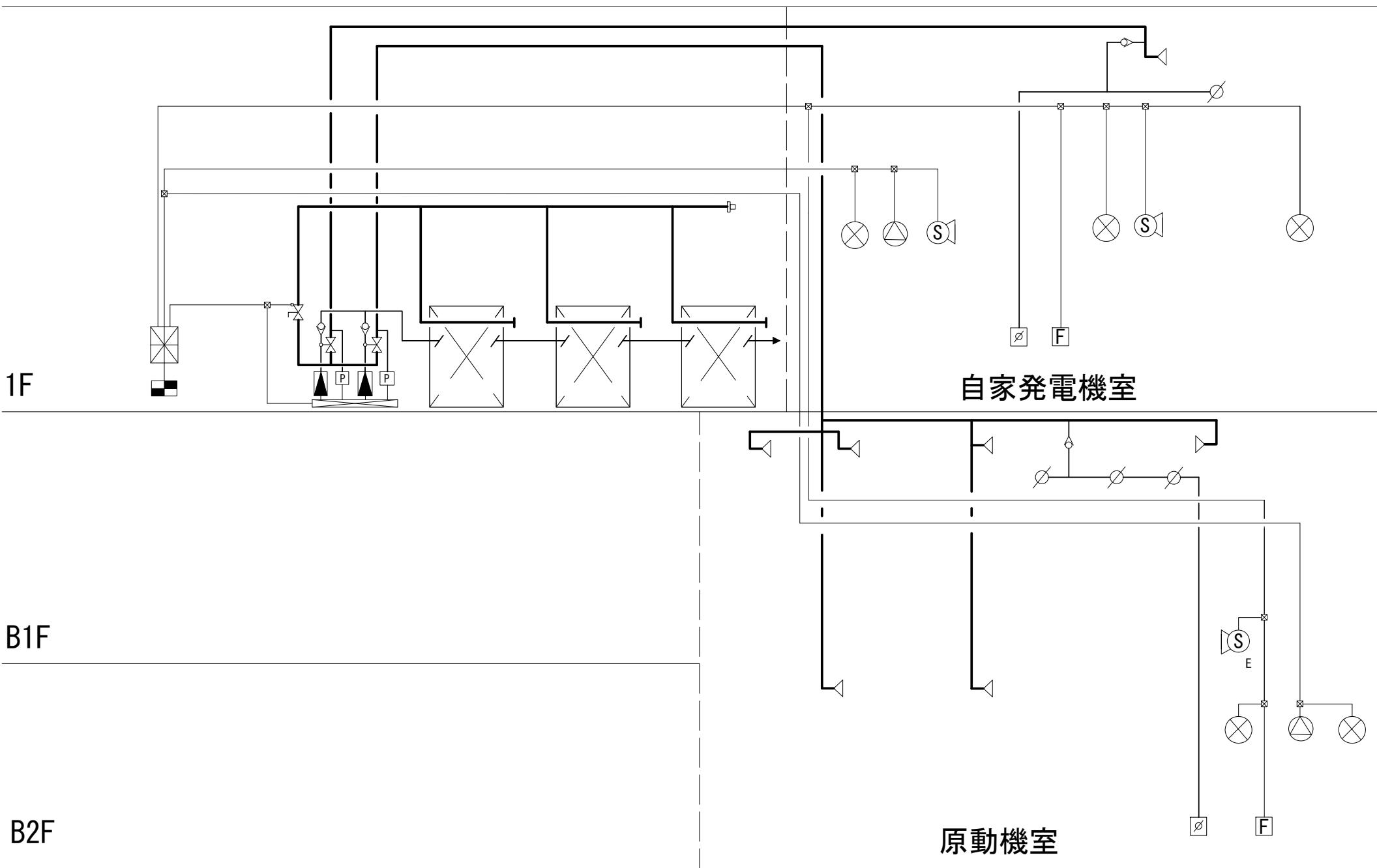
	制御盤
	安全装置
	起動容器ユニット
	圧力スイッチ
	端子箱
	操作箱
	閉止弁

	放出表示灯
	スピーカ
	回転灯
	噴射ヘッド
	ピストンレリーザ
	復旧弁箱
	非常用電源

本図は全て対象か所を示す。

件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【防災設備保守点検業務】桜木ポンプ場不活性ガス消火設備系統図	図番 39/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		

2F

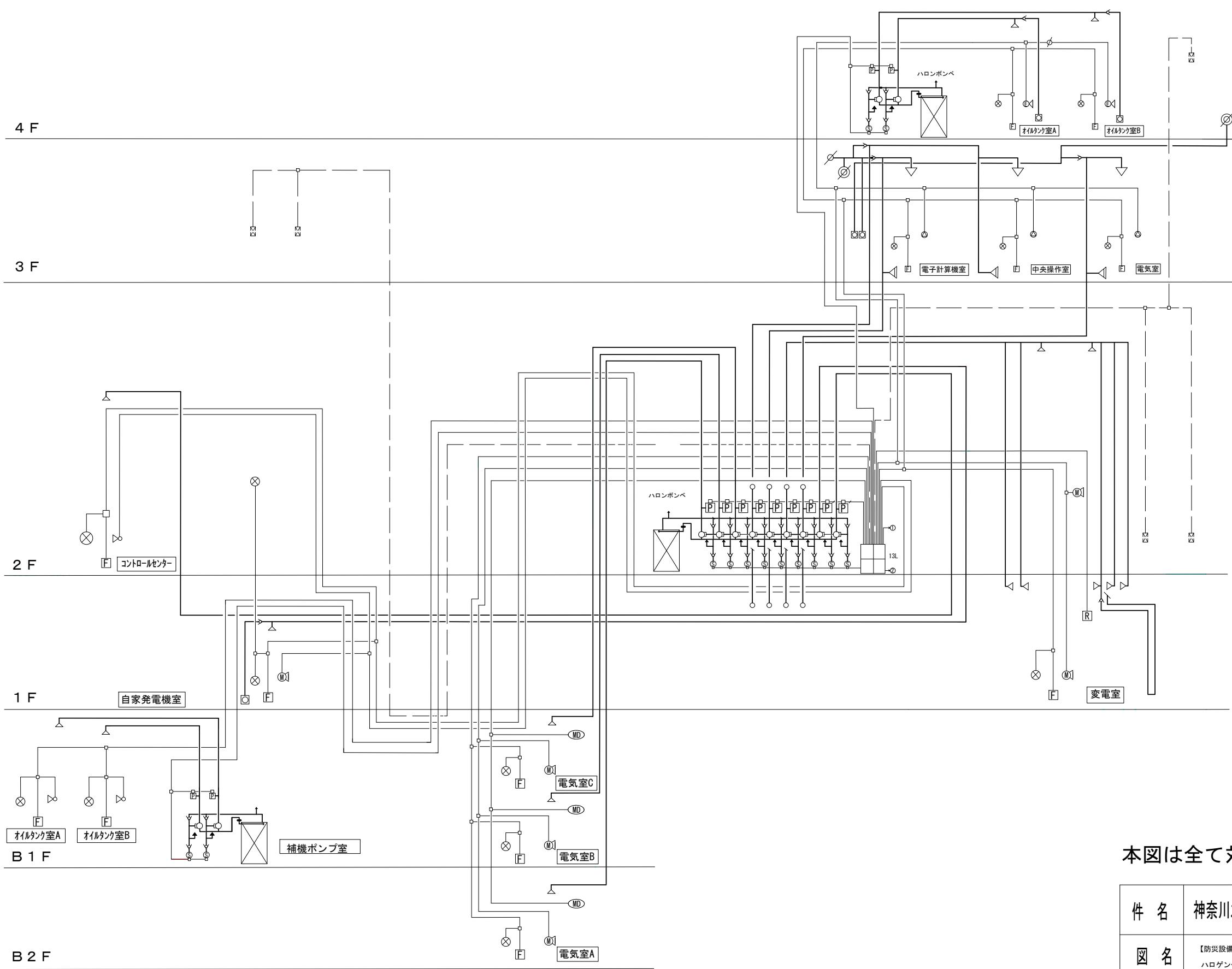


□	二酸化炭素ボンベユニット
■	二酸化炭素制御盤
○×	選択弁
—□	安全弁
P	圧力スイッチ
■■	直流電源装置
■■	二酸化炭素制御盤
F	操作箱
☒	閉止弁
—	噴射ヘッド 25A
⊗	放出表示灯
(S)	スピーカー トランペット型
(S) _E	スピーカー トランペット型 防爆型
(S)	スピーカー 天井埋込型
∅	復旧弁箱
∅	ピストンリレーヤー(自動復旧)
↖	逆止弁
MD	モーターダンパー
→	リリーフ弁

本図は全て対象か所を示す。

件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【防災設備保守点検業務】補ポンプ場不活性ガス消火設備系統図	図番 40/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		

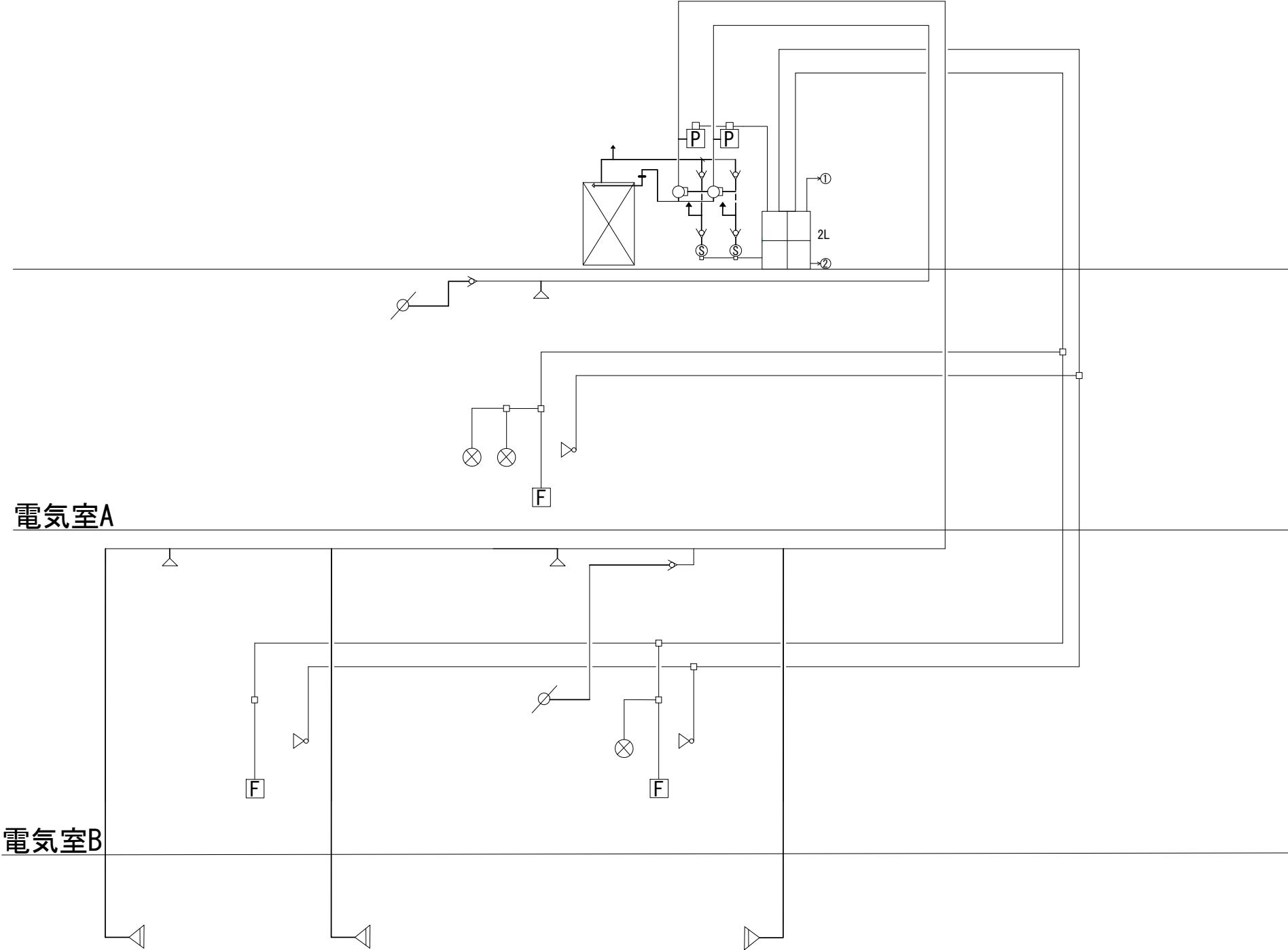
5 F



[Symbol: Box with diagonal lines]	ハロゲン貯蔵器ユニット
[Symbol: Box with horizontal lines]	ハロン制御盤
[Symbol: Triangle]	噴射ヘッド 壁付 TPA25型
[Symbol: Circle with downward arrow]	噴射ヘッド 天井付 HSA25型
[Symbol: Triangle]	噴射ヘッド 壁付 NHA20~25型
[Symbol: Circle with vertical line]	選択弁
[Symbol: Upward triangle]	リリーフ弁
[Symbol: Left-pointing arrow]	安全弁
[Symbol: Circle with S]	起動装置
[Symbol: Circle with X]	放出表示灯
[Symbol: Speaker icon]	スピーカー 露出型
[Symbol: Speaker icon with ceiling]	スピーカー 天井埋込型
[Symbol: Speaker icon with explosion symbol]	スピーカー 防爆型
[Symbol: Circle with M]	モーターサイレン
[Symbol: Square with F]	操作箱
[Symbol: Circle with circle and X]	ピストンレリーザー ダンバ閉鎖用(自動復旧)
[Symbol: Circle with circle and circle]	ピストンレリーザー ダンバ閉鎖用
[Symbol: Circle with MD]	モーターダンバ
[Symbol: Circle with R]	シャッター閉鎖リレー
[Symbol: Circle with P]	圧力スイッチ
[Symbol: Box with diagonal lines]	ファン制御盤
[Symbol: Box with horizontal lines]	復旧弁
[Symbol: Arrow pointing right]	逆止弁

本図は全て対象か所を示す。

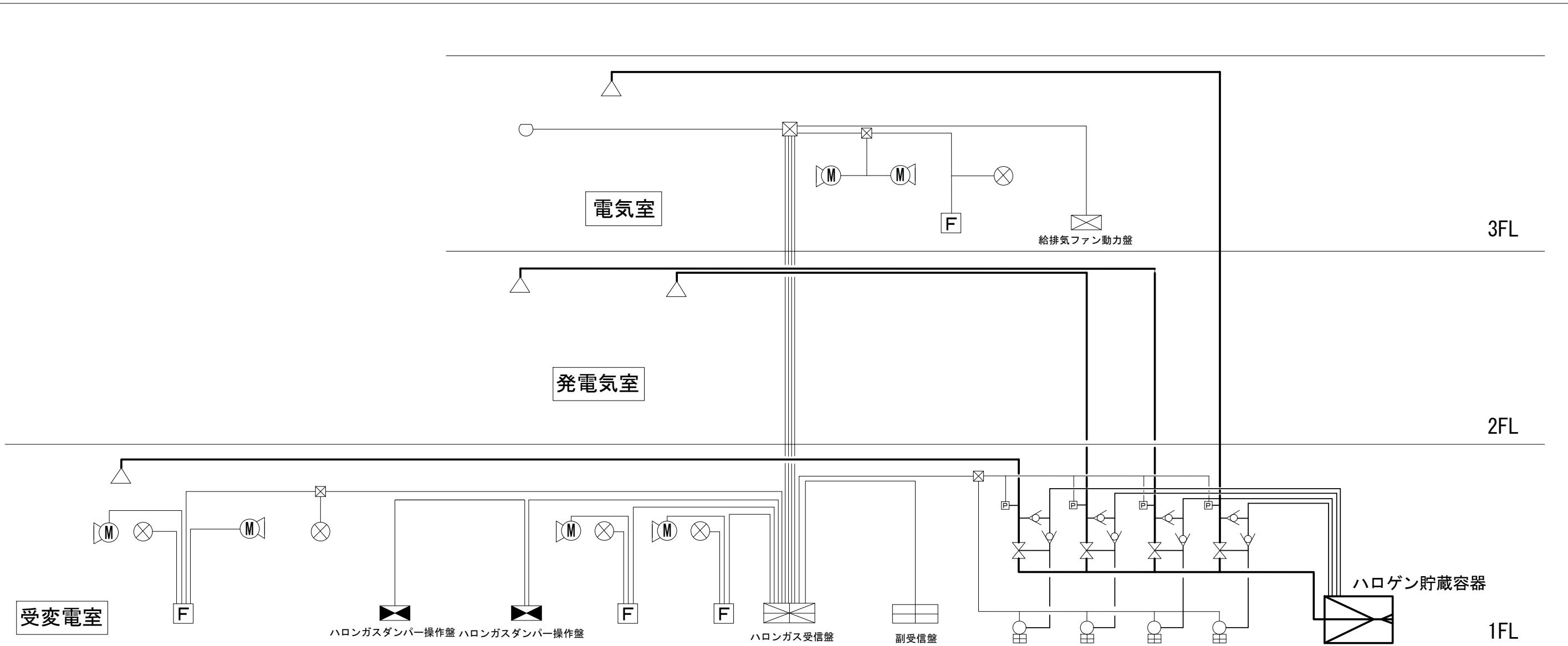
件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【防災設備保守点検業務】神奈川水再生センター本館・自家発電 ハロゲン化物消火設備系統図	図番 41/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		



☒	ハロゲン貯蔵器ユニット
田	ハロン制御盤
△	噴射ヘッド 壁付 TPA25型
◎ ↓	噴射ヘッド 天井付 HSA25型
△	噴射ヘッド 壁付 NHA20~25型
○□	選択弁
▲	リリーフ弁
◀	安全弁
Ⓐ	起動装置
⊗	放出表示灯
○△	スピーカー 露出型
[F]	操作箱
○/	ピストンレリーザー ダンバ閉鎖用
□	ブルボックス
○□	復旧弁
△	逆止弁
[P]	圧力スイッチ

本図は全て対象か所を示す。

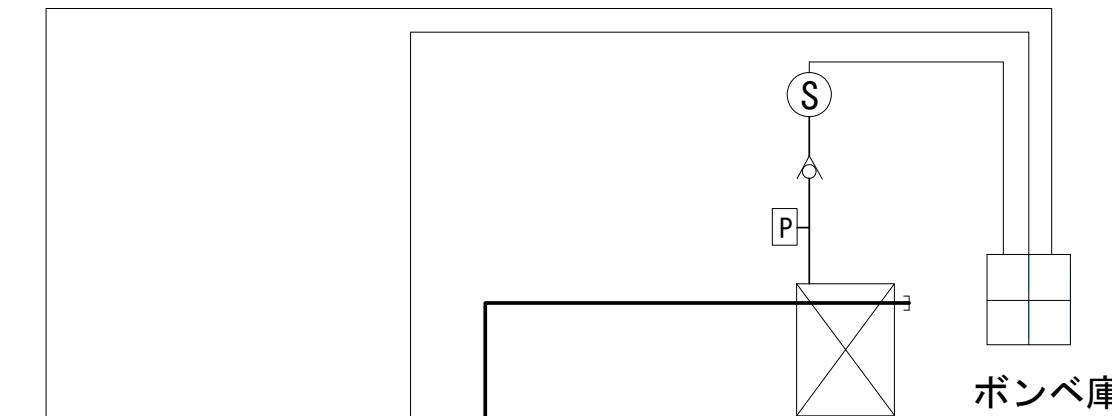
件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	【防災設備保守点検業務】神奈川水再生センター滅菌棟 ハロゲン化物消火設備系統図	図番	42/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター			



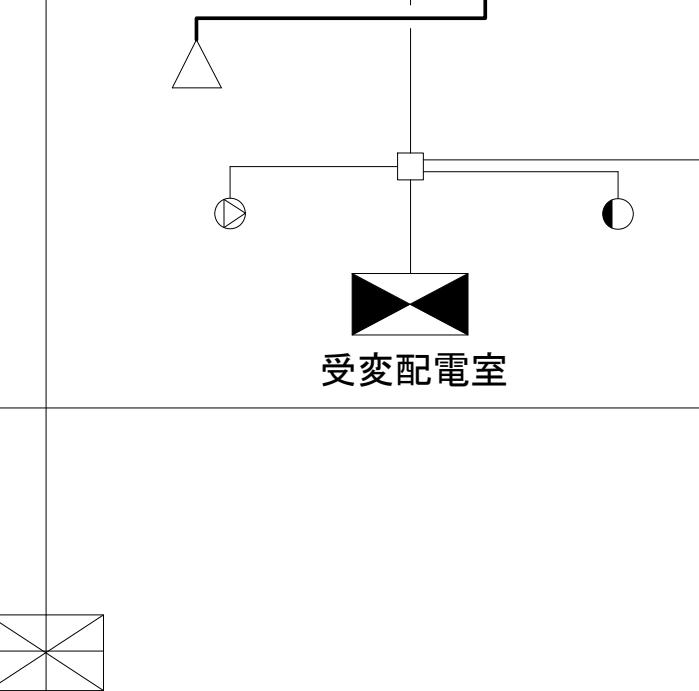
本図は全て対象か所を示す。

件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【防災設備保守点検業務】保土ヶ谷ポンプ場ハロゲン化物消火設備系統図	図番 43/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		

3F



2F



1F

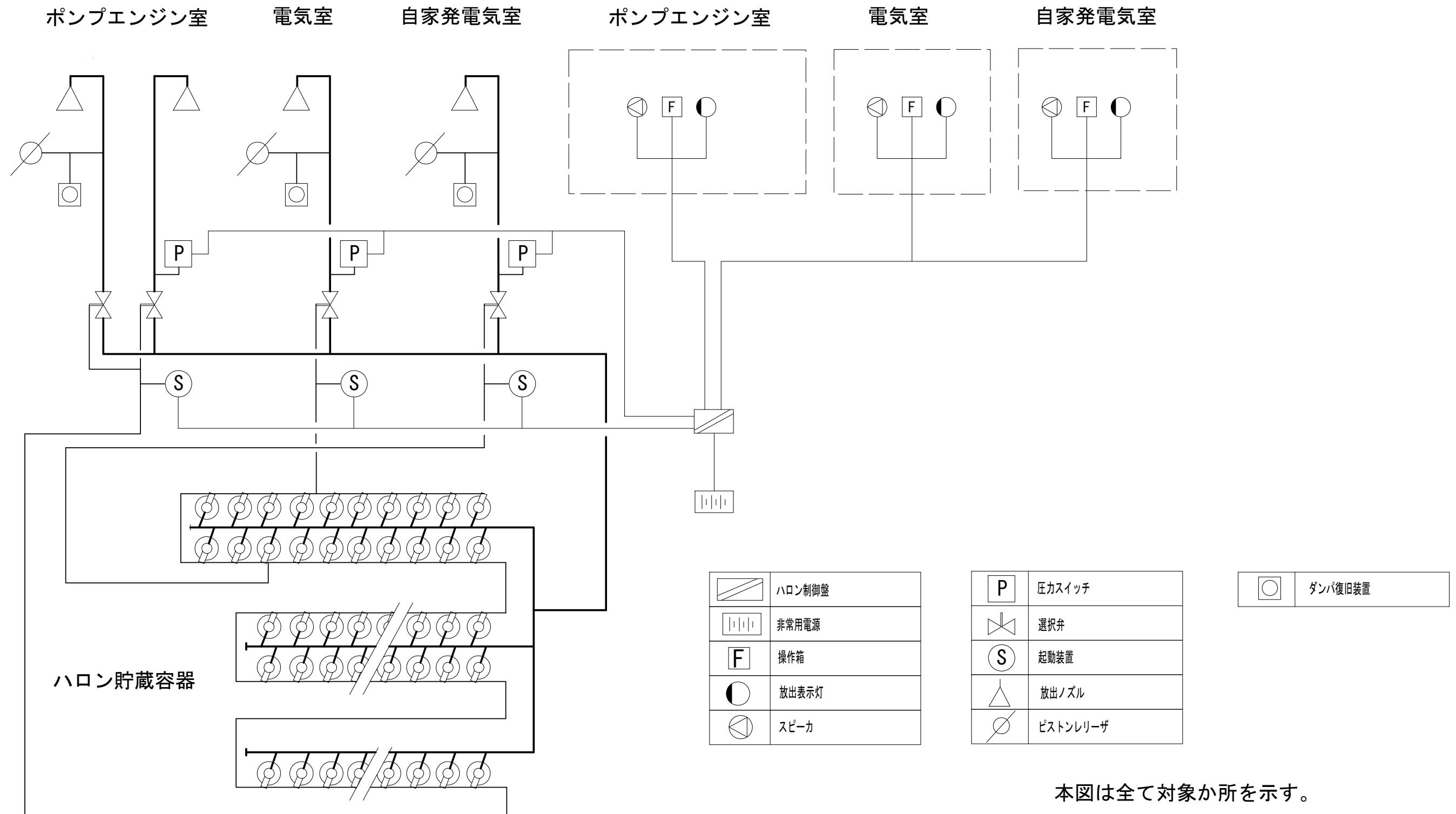
操作室

	制御盤
	貯蔵容器ユニット
	手動起動装置
	起動容器ユニット
	圧力スイッチ

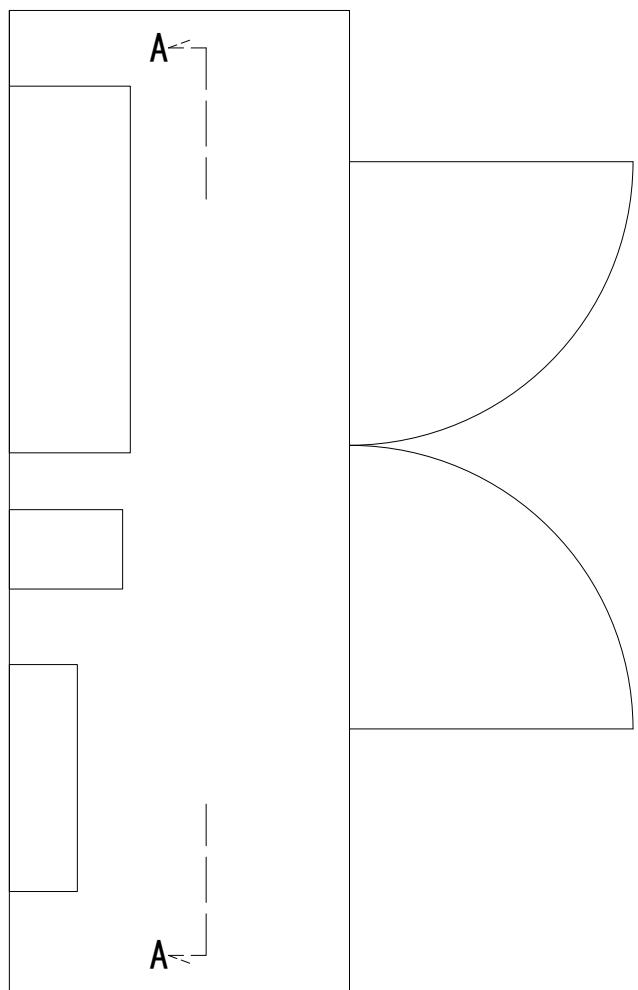
	放出表示灯
	スピーカ
	噴射ヘッド
	火災受信機

本図は全て対象か所を示す。

件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託
図名	【防災設備保守点検業務】桜木ポンプ場ハロゲン化物消火設備系統図
図番 44/67	
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター	



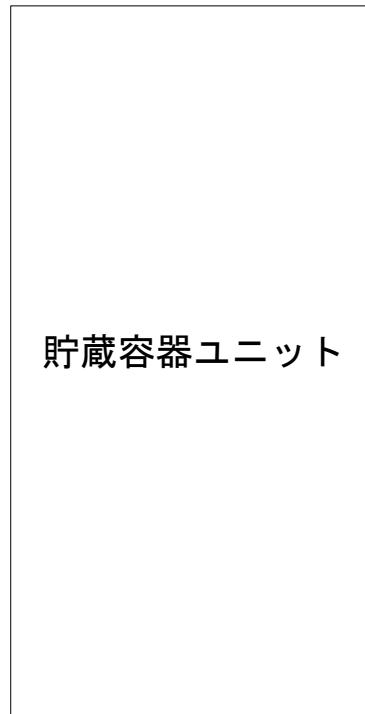
件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【防災設備保守点検業務】平沼ポンプ場ハロゲン化物消火設備系統図	図番 45/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		



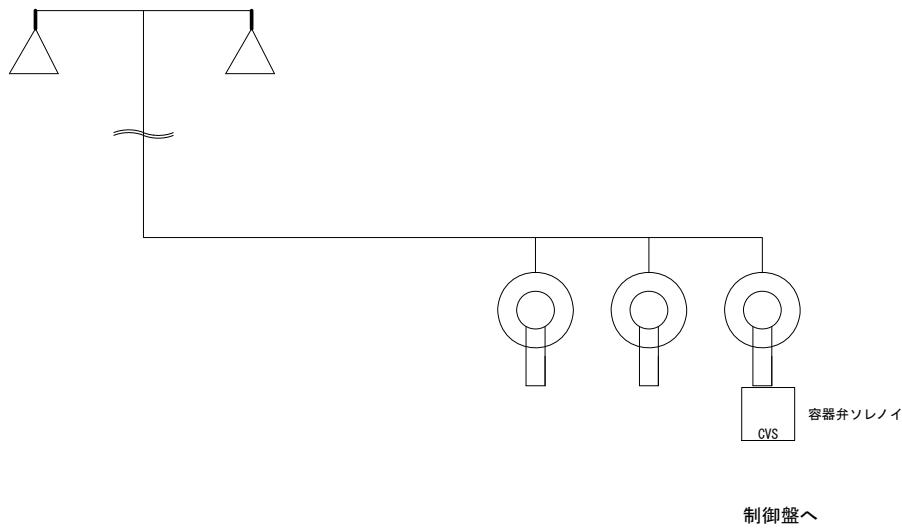
制御盤

電源装置

A — A 断面



発電機室

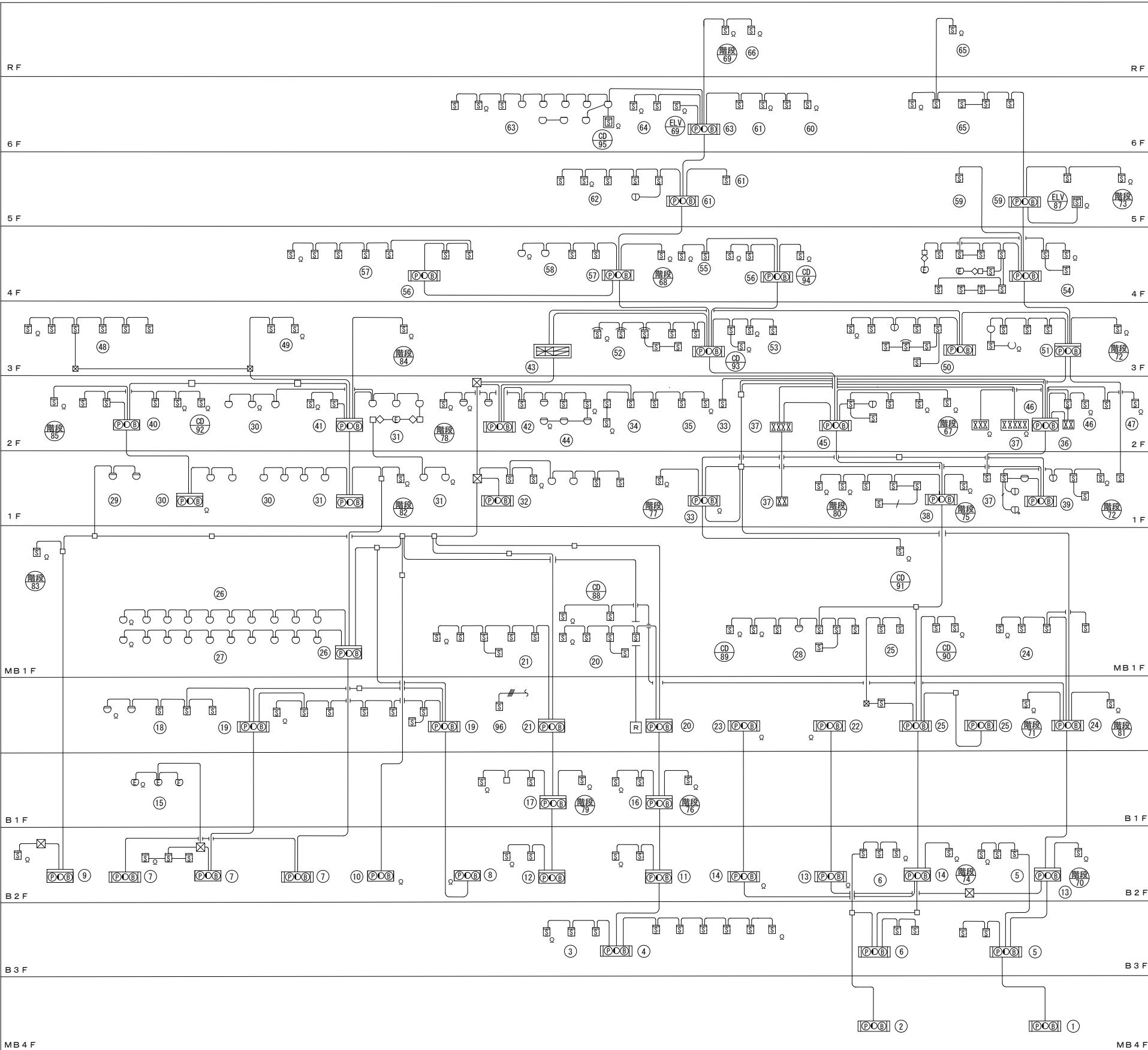


制御盤へ

ハロゲン貯蔵容器

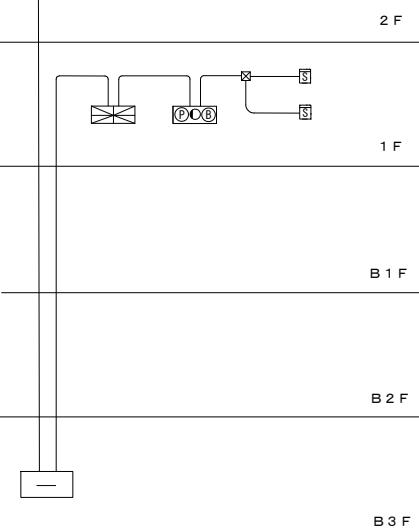
本図は全て対象か所を示す。

件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【防災設備保守点検業務】高島第二ポンプ場ハロゲン化物消火設備系統図	図番 46/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		



本館

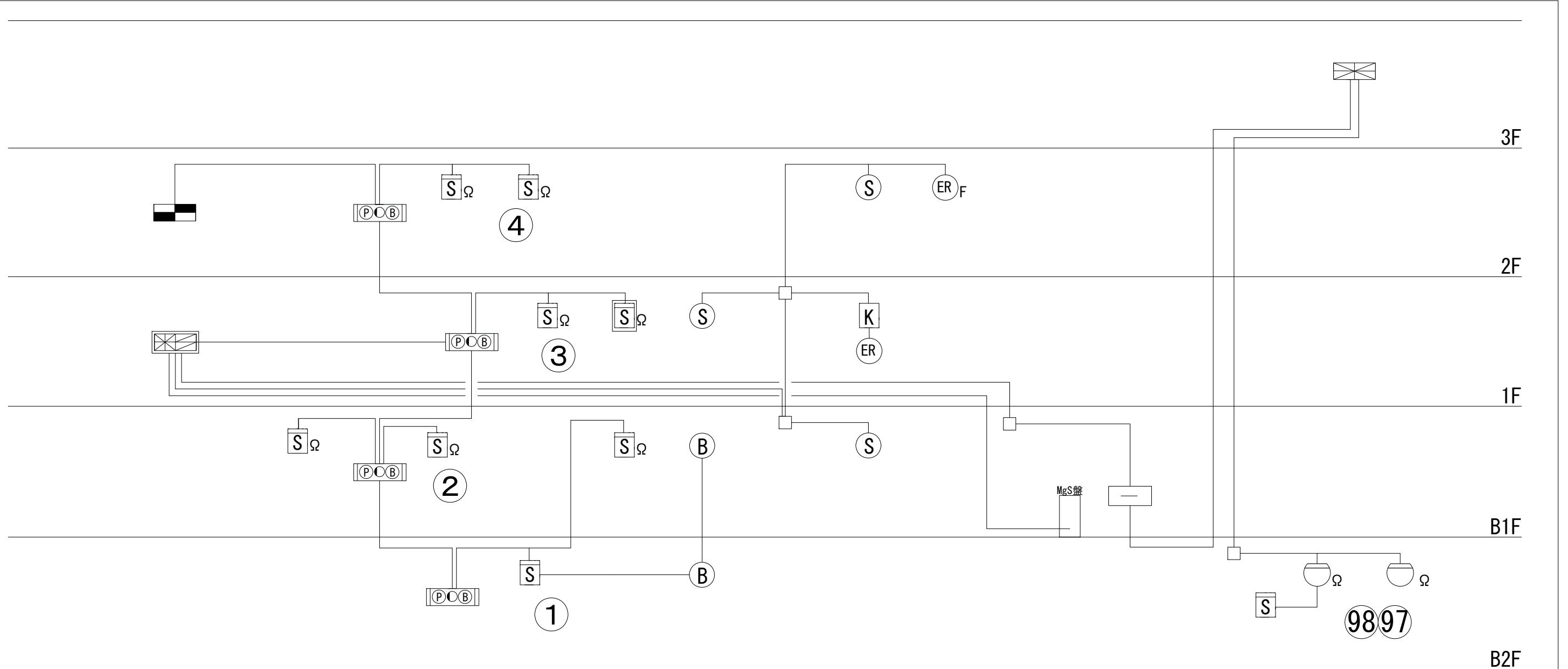
記号	名 称	記号	名 称
[Symbol: Composite Plate P-type 1st grade]	複合盤 P型 1級	[Symbol: Circle]	差動式スポット型感知器(2種)
[Symbol: POB]	機器収納箱(消火栓組込)	[Symbol: Circle with dot]	定温式スポット型感知器(1種 65°C)
[Symbol: POB]	機器収納箱(埋込型)	[Symbol: Circle with dot]	定温式スポット型感知器(1種 防水型 75°C)
[Symbol: POB]	機器収納箱(露出型)	[Symbol: Circle with dot]	定温式スポット型感知器(1種 防爆型)
[Symbol: P]	発信機	[Symbol: Circle with dot]	定温式スポット型感知器(特種 65°C)
[Symbol: S]	表示灯	[Symbol: Square with diagonal line]	光電式スポット型感知器(2種 非蓄積型)
[Symbol: B]	火災警報ベル	[Symbol: Omega symbol]	終端抵抗器
[Symbol: X]	差動式分布型感知器	[Symbol: Square with diagonal line]	プルボックス・ジョイントボックス
		[Symbol: Diamond with diagonal line]	シリング・ヒッチング
		[Symbol: Circle with No.]	警戒区域番号



雨水滞水池

本図は全て対象か所を示す。

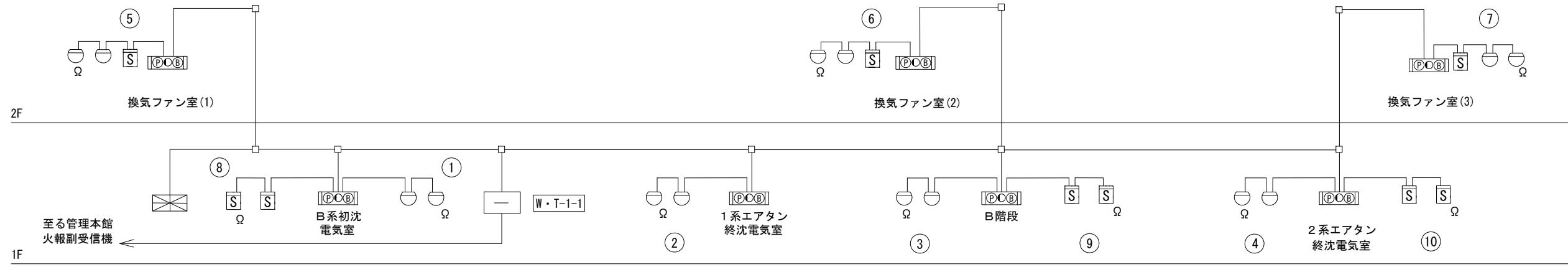
件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【防災設備保守点検業務】神奈川水再生センター本館・自家発電・雨水滞水池 自動火災報知設備系統図	図番 47/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		



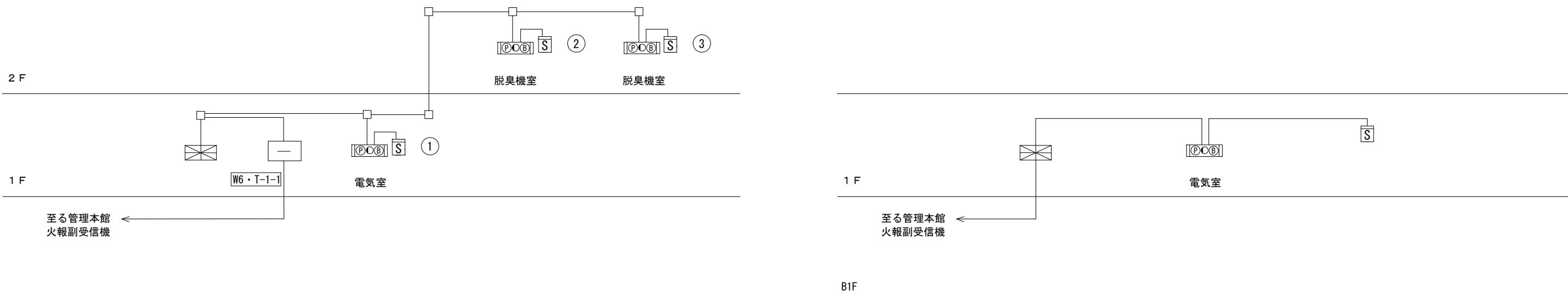
	複合盤(火報15L排煙5L)	(P)	P型発信機 1級	(K)	切替器		
	受信機	(B)	火災警報ベル	(Ω)	差動式スポット型感知器	Ω	終端抵抗器
	端子盤	(●)	表示灯	(S)	イオン化式煙感知器		
	ハロン制御盤	(□)	ジャンクションボックス	(S)	イオン化式煙感知器	No.	警戒区域番号
	機器収納箱	(ER)F	自動閉鎖装置	(S)	イオン化式煙感知器		

本図は全て対象か所を示す。

件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【防災設備保守点検業務】神奈川水再生センター滅菌棟自動火災報知設備系統図	図番 48/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		



新電気棟



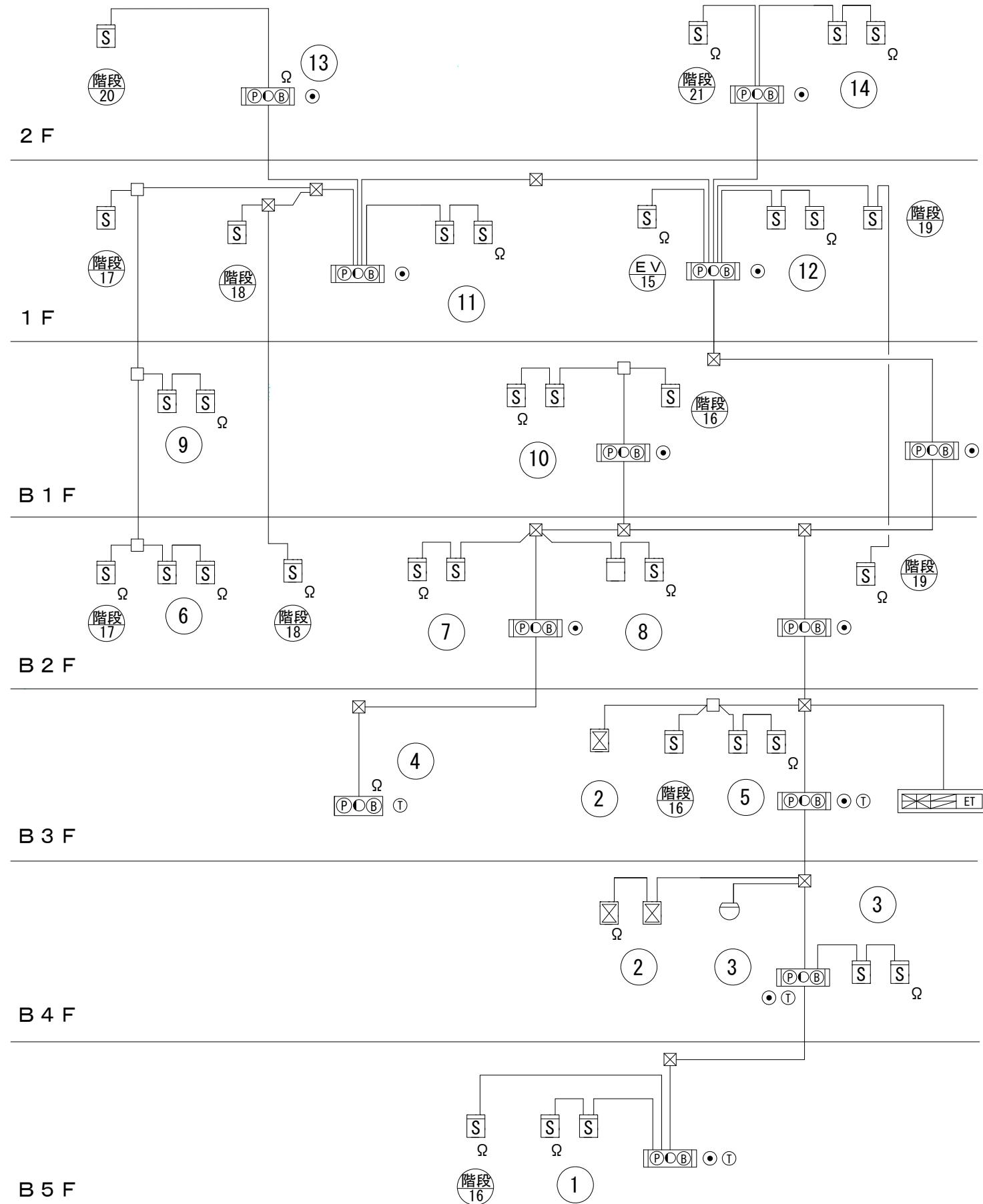
6系電気室

送泥棟

記号	名 称	記号	名 称
—	弱電用端子盤	(B)	火災警報ベル
☒	火報受信機盤 P型1級	□	差動式スポット型感知器（2種）
[POB]	機器収納箱	[S]	光電式感知器（2種）
(P)	発信機	Ω	終端抵抗器
(○)	表示灯	No,	警戒区域番号
(B)	火災警報ベル		

本図は全て対象か所を示す。

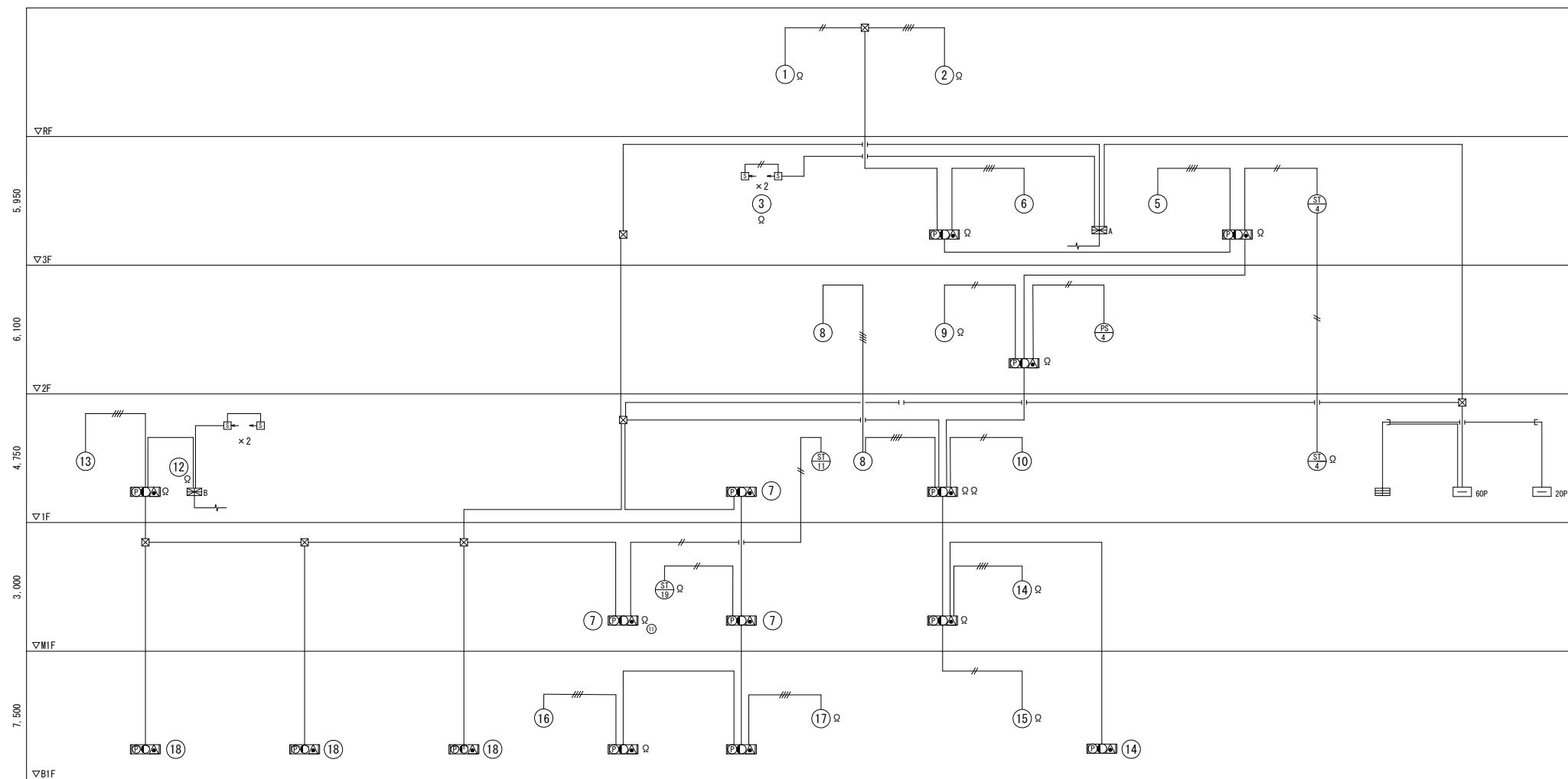
件 名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託
図 名	【防災設備保守点検業務】神奈川水再生センター新電気棟・6系電気室・送泥棟自動火災報知設備系統図
図番 49/67	
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター	



記号	名 称	名 称
[ET]	複合盤	P型1級
[POB]	機器収納盤	消火栓内蔵
[X]	差動式分布型感知器	
[S]	光電式2種非蓄積型感知器	
[O]	差動式2種スポット型感知器	
Ω	終端抵抗器	
(P)	P型発信機	1級
(B)	表示灯	
(B)	火災警報ベル	
(●)	消火栓始動押釦	
(T)	電話器	
No.	警戒区域番号	

本図は全て対象か所を示す。

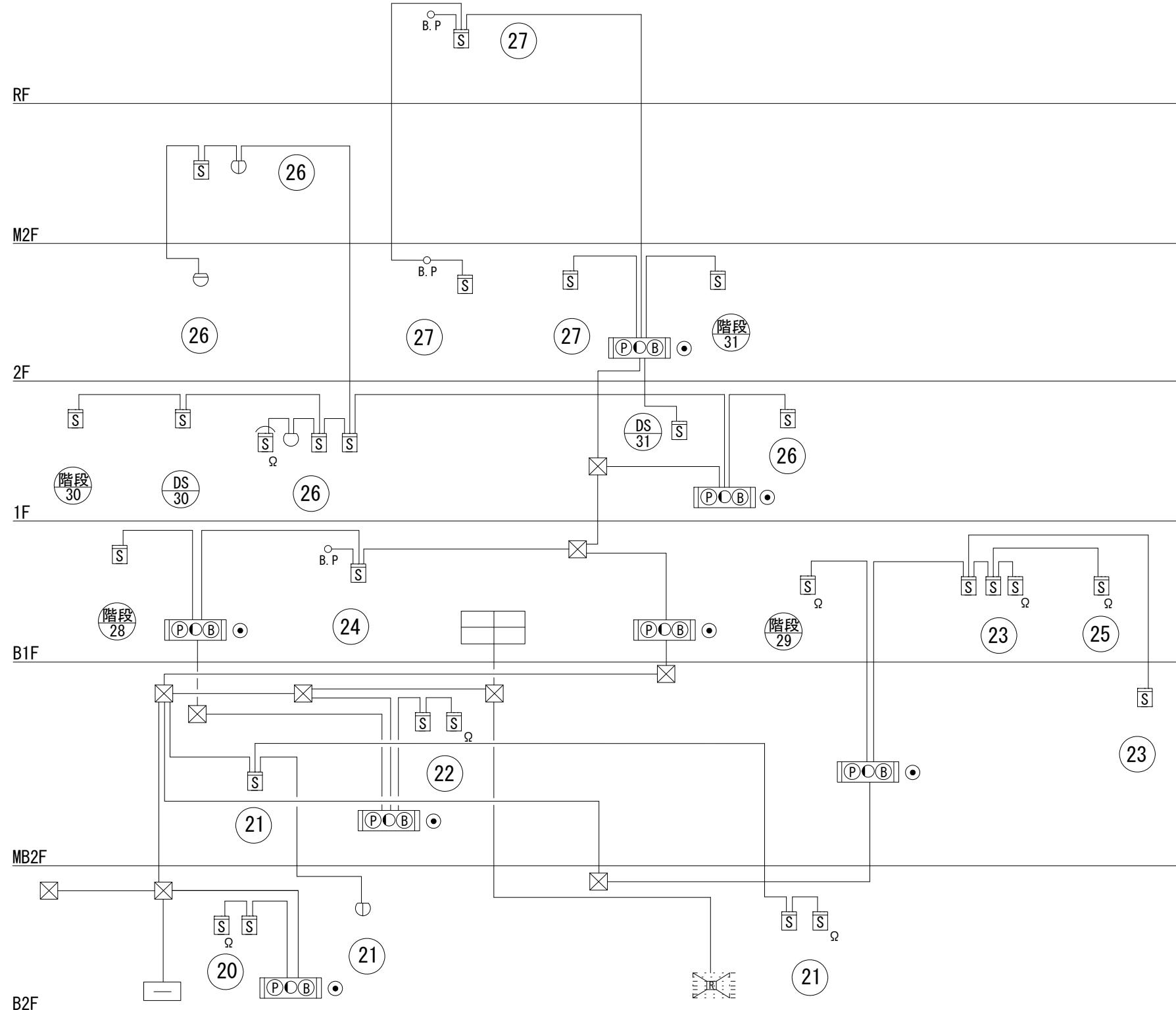
件 名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図 名	【防災設備保守点検業務】神奈川水再生センター第二ポンプ施設 自動火災報知設備系統図	図番	50/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター			



記号	名称
■ A	受信機P型1級40回線、自立型、警報接点(ドライA接)
■ B	光電分離用受信機
—	端子盤 20P, 60P
■■■	表示機 50回線 壁掛型
[PDA]	機器収容箱 消火栓内蔵型
△	消火栓始動押釦始動灯付
(P)	P型発信機 1級
(P)	P型発信機 1級 屋外型
(O)	表示灯 AC24V, 21mA, LED,
(D)	表示灯 AC24V, LED, 防滴型, 点滅式
□○	差動式スポット型感知器 2種
□○	定温式スポット型感知器 特種 65°C
□○	定温式スポット型感知器 1種 75°C
□○	定温式スポット型感知器 1種 75°C, 防水型
□○	光電式スポット型感知器 2種 非蓄積型
□○	光電式分離型煙感知器 2種 送光部
-S	光電式分離型煙感知器 2種 受光部
Ω	終端抵抗
□	ジャンクションボックス
■	ブルボックス
↑↓	立上り、引下げ
— — —	警戒区域線
(No) (ST No) (PS No)	警戒区域番号 STは階段を示す

本図は全て対象か所を示す。

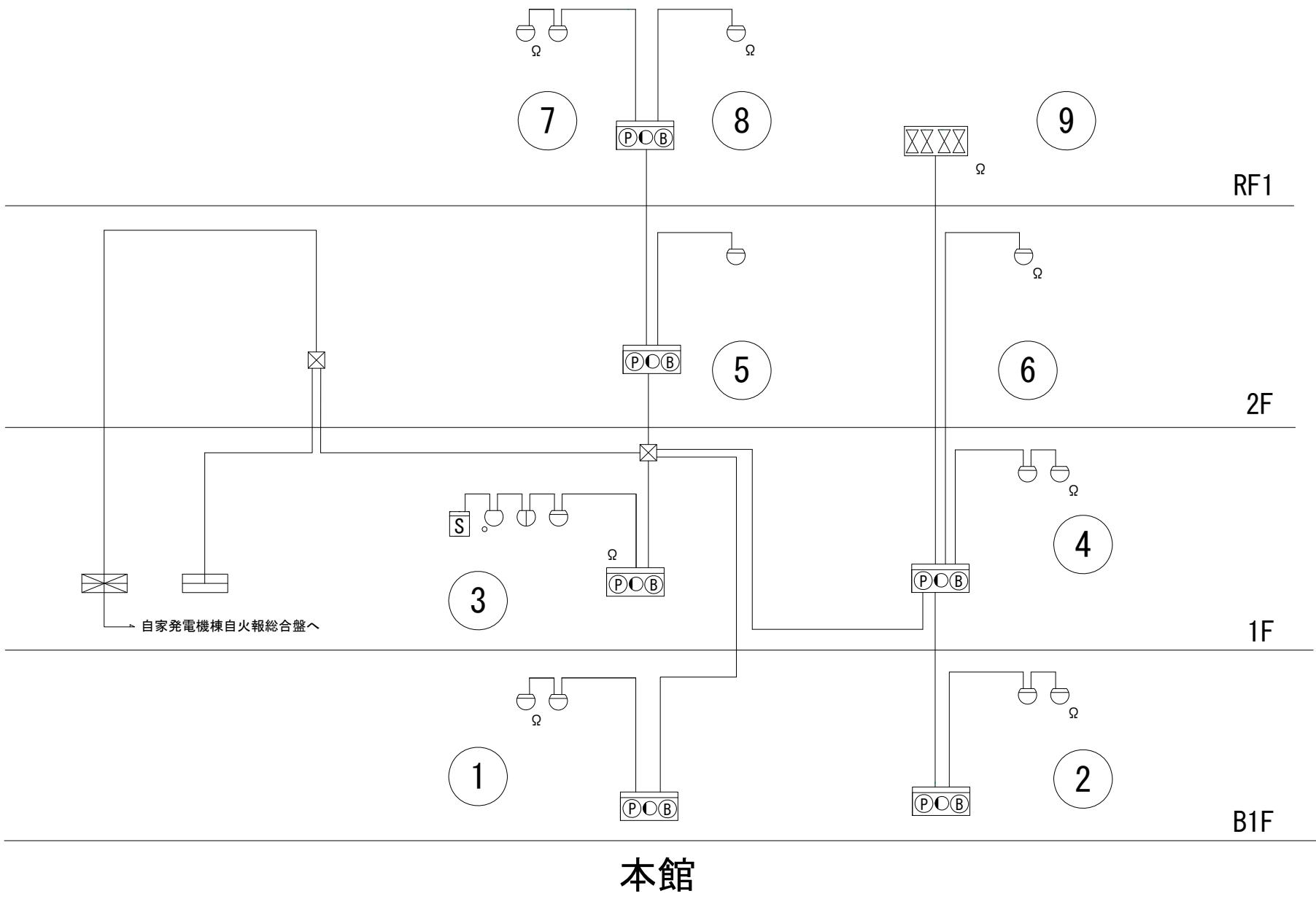
件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	【防災設備保守点検業務】保土ヶ谷ポンプ場自動火災報知設備系統図(本館)	図番	51/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター			



	表示機
	機器収納箱
	P型発信機 1級
	火災警報ベル
	表示灯
	消火栓始動押釦
	移報器 消火栓ポンプ始動用
	光電式スポット型感知器 2種非蓄積型
	光電式スポット型感知器 2種蓄積型
	光電分離用受信機
	定温式スポット感知器 1種
	B.P (Blank Plate) (ブランクプレート、丸型)
	Ω (終端抵抗器)
	No. (警戒区域番号)

本図は全て対象か所を示す。

件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	【防災設備保守点検業務】保土ヶ谷ポンプ場自動火災報知設備系統図（雨水溝池）	図番	52/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター			

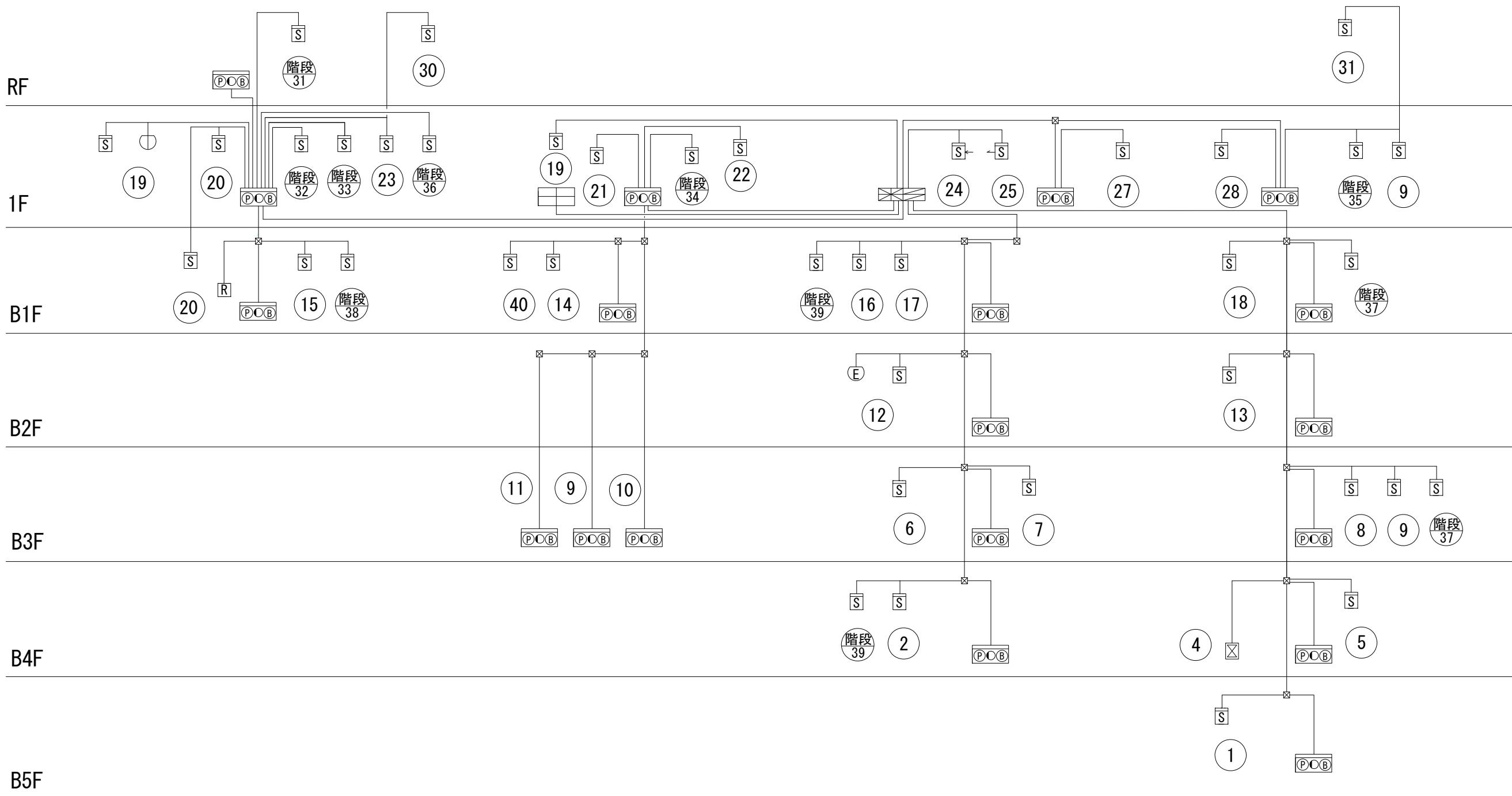


記号	名 称
図示	自火報複合盤 P型1級
□	自火報副受信器
P.O.B	自火報総合盤
P	P型1級発信器
L	表示灯
B	火災警報ベル
○	スポット型感知器 差動式2種

記号	名 称
○	スポット型感知器 定温式1種 防水型
○	スポット型感知器 定温式特種 防水型
S	煙感知器 光電式2種 非蓄積型
××	分布型感知器×2個 差動式2種
No.	警戒区域番号
Ω	終端抵抗器

本図は全て対象か所を示す。

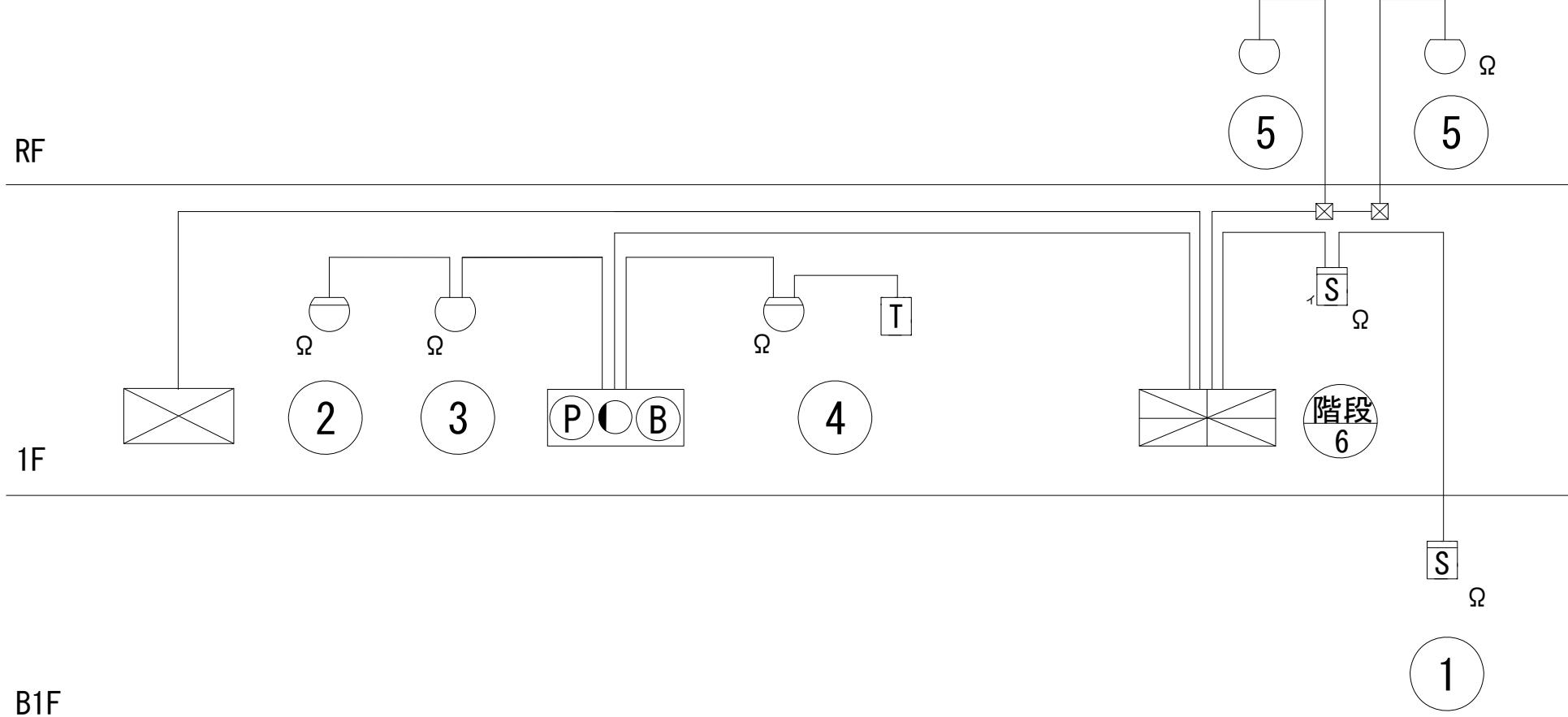
件 名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託					
図 名	【防災設備保守点検業務】桜木ポンプ場自動火災報知設備系統図					
図番 53/67						
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター						



記号	名 称	記号	名 称	記号	名 称	記号	名 称
	複合盤P型1級	(B)	火災報知ベル	S	煙感知器光電式2種	No.	警戒区域番号
(P)O(B)	機器収納箱	(○)	スポット型定温式1種 (防水型)	S ← S	煙感知器光電式2種分離型		
(P)	発信機P型1級	(E)	スポット型定温式1種 (防爆型)	R	消火栓起動リレー		
(○)	表示灯	(X)	差動式分布型感知器	□□	消火ガス制御盤		

本図は全て対象か所を示す。

件 名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図 名	【防災設備保守点検業務】平沼ポンプ場自動火災報知器設備系統図	図番	54/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター			



高島第二ポンプ場

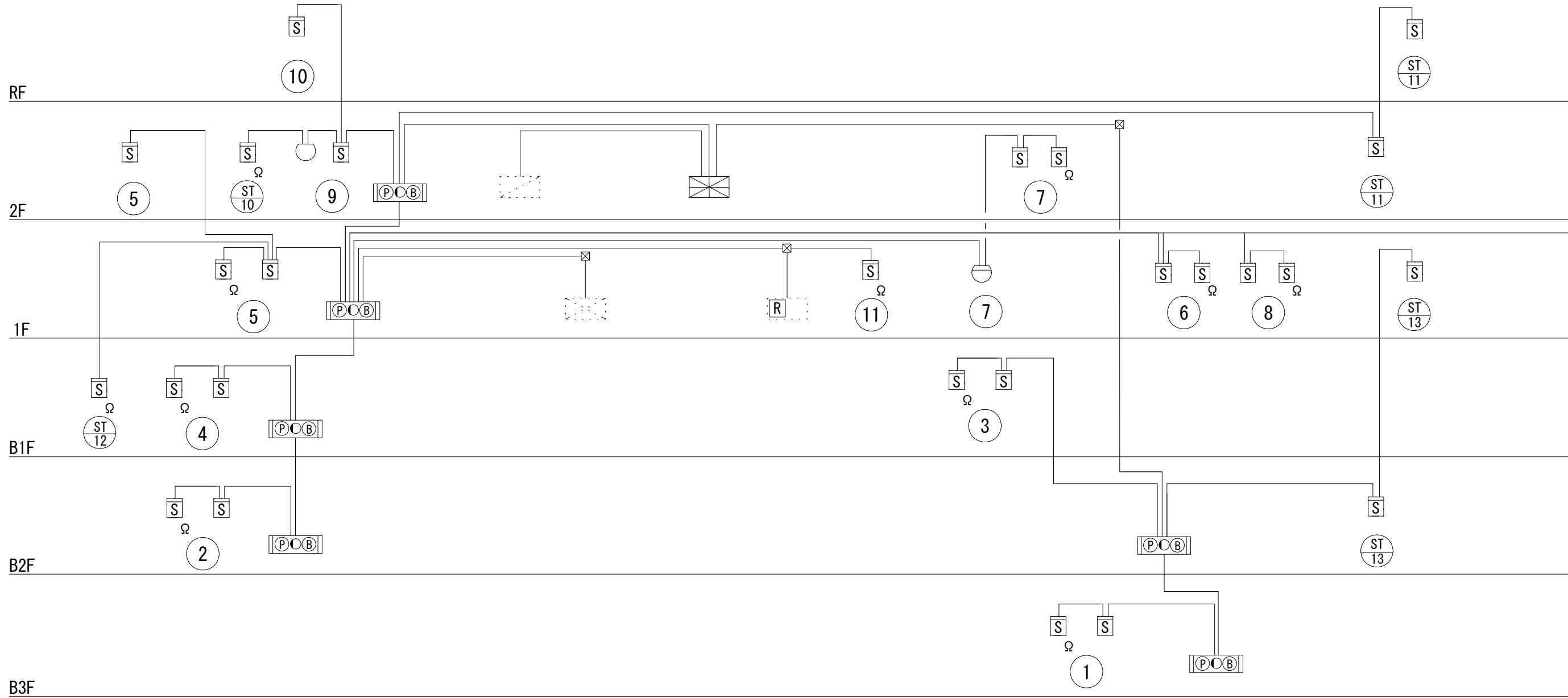


高島第一ポンプ場

新浦島幹線排水ポンプ施設

本図は全て対象か所を示す。

件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	【防災設備保守点検業務】高島第一、第二ポンプ場および 新浦島幹線排水ポンプ施設自動火災報知器設備系統図	図番	55/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター			

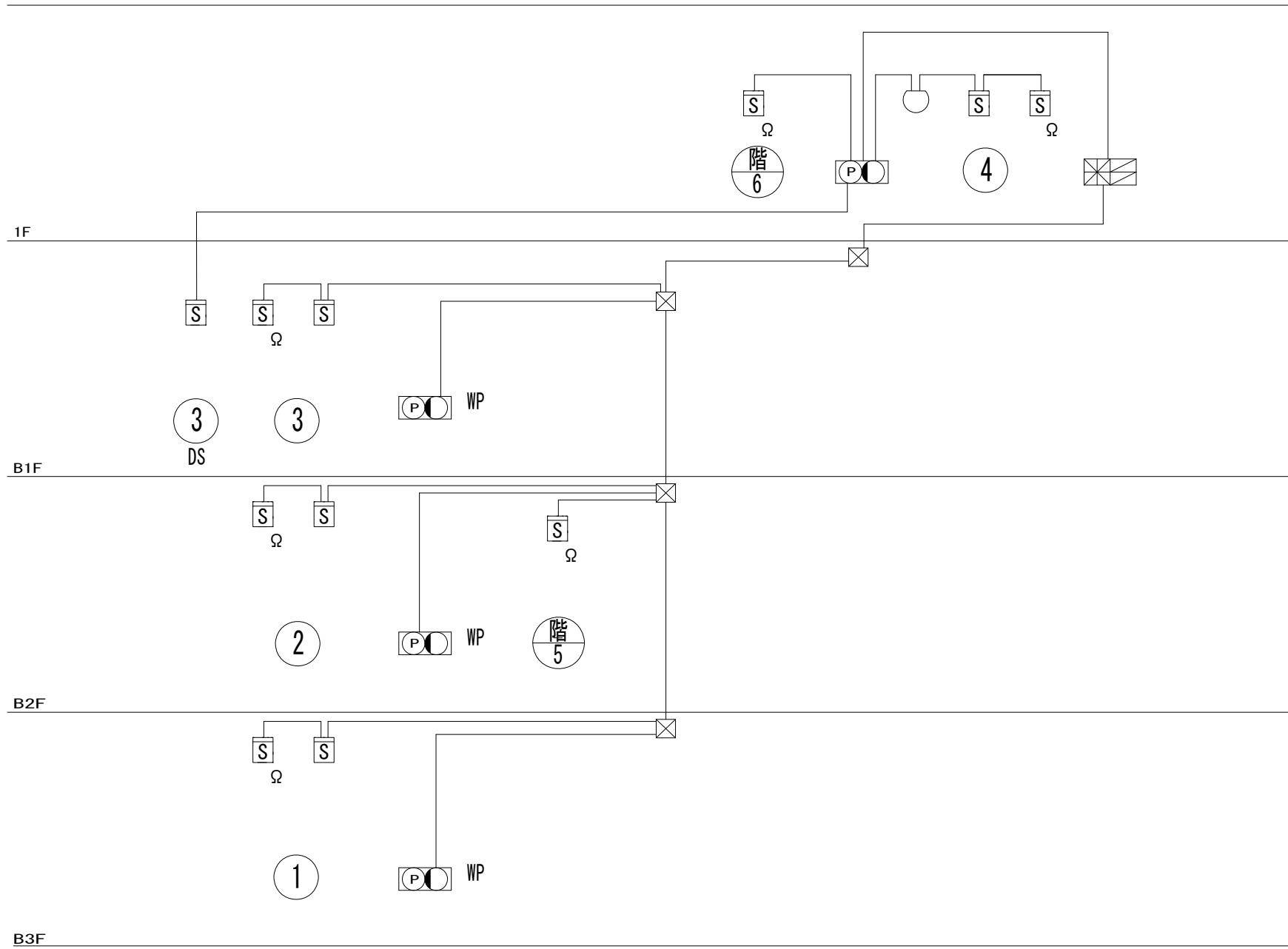


	受信機
	機器収納箱
	火災警報ベル
	表示灯
	P型1級発信機
	光電式スポット型2種感知器
	定温式スポット型1種防水型感知器
	定温式スポット型1種感知器
	差動式スポット型2種感知器

	終端抵抗器
	屋内消火栓起動盤
	二酸化炭素消火制御盤
	誘導音信号装置
	警戒区域番号

本図は全て対象か所を示す。

件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【防災設備保守点検業務】楠ポンプ場自動火災報知設備系統図	図番 56/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		



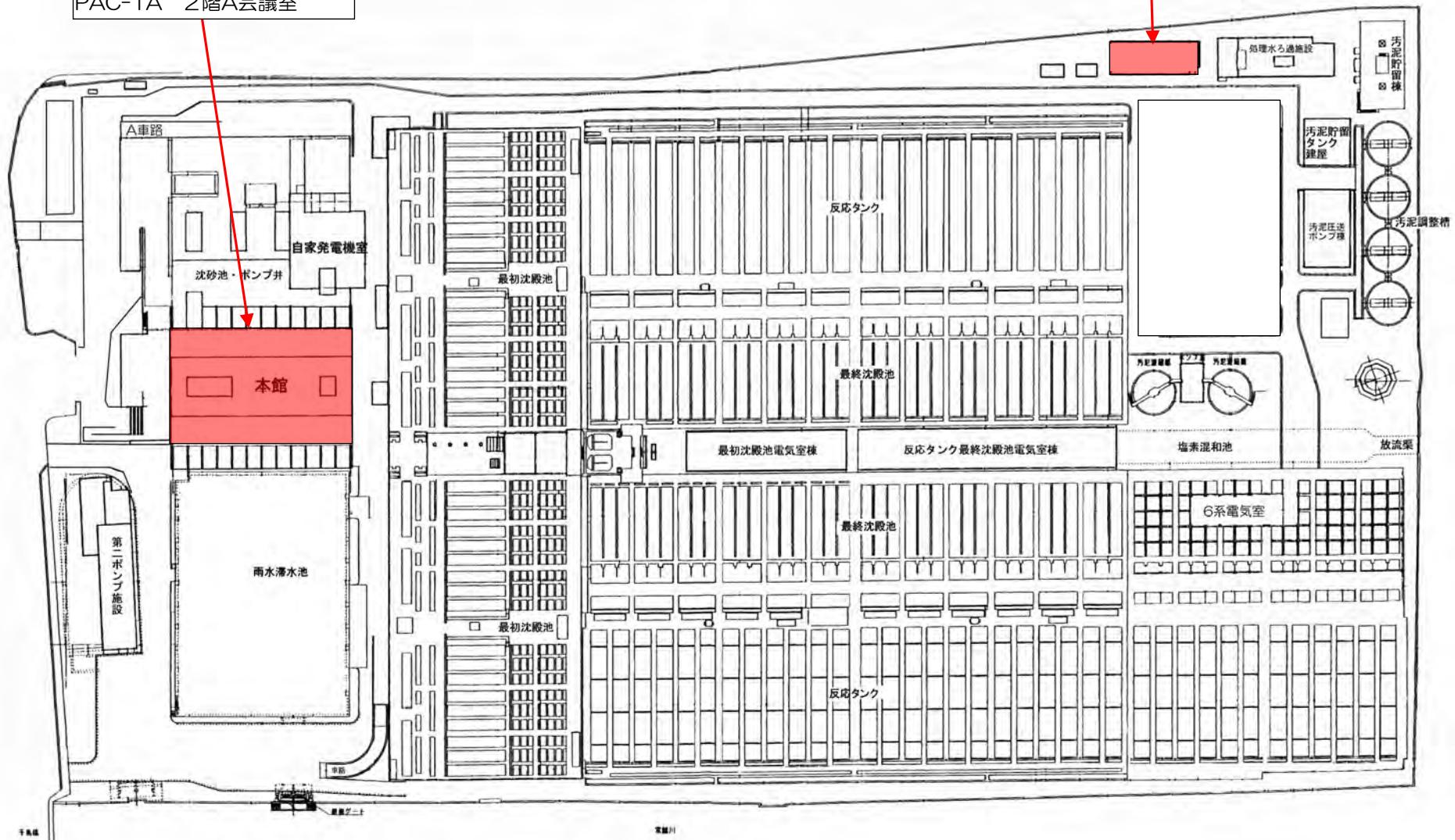
	複合盤 P型 1級
	機器収納箱
	発信機
	表示灯
	光電式煙感知器 2種 非蓄積型
	定温式スリット型感知器 防爆型
	終端抵抗器
	警戒区域番号

本図は全て対象か所を示す。

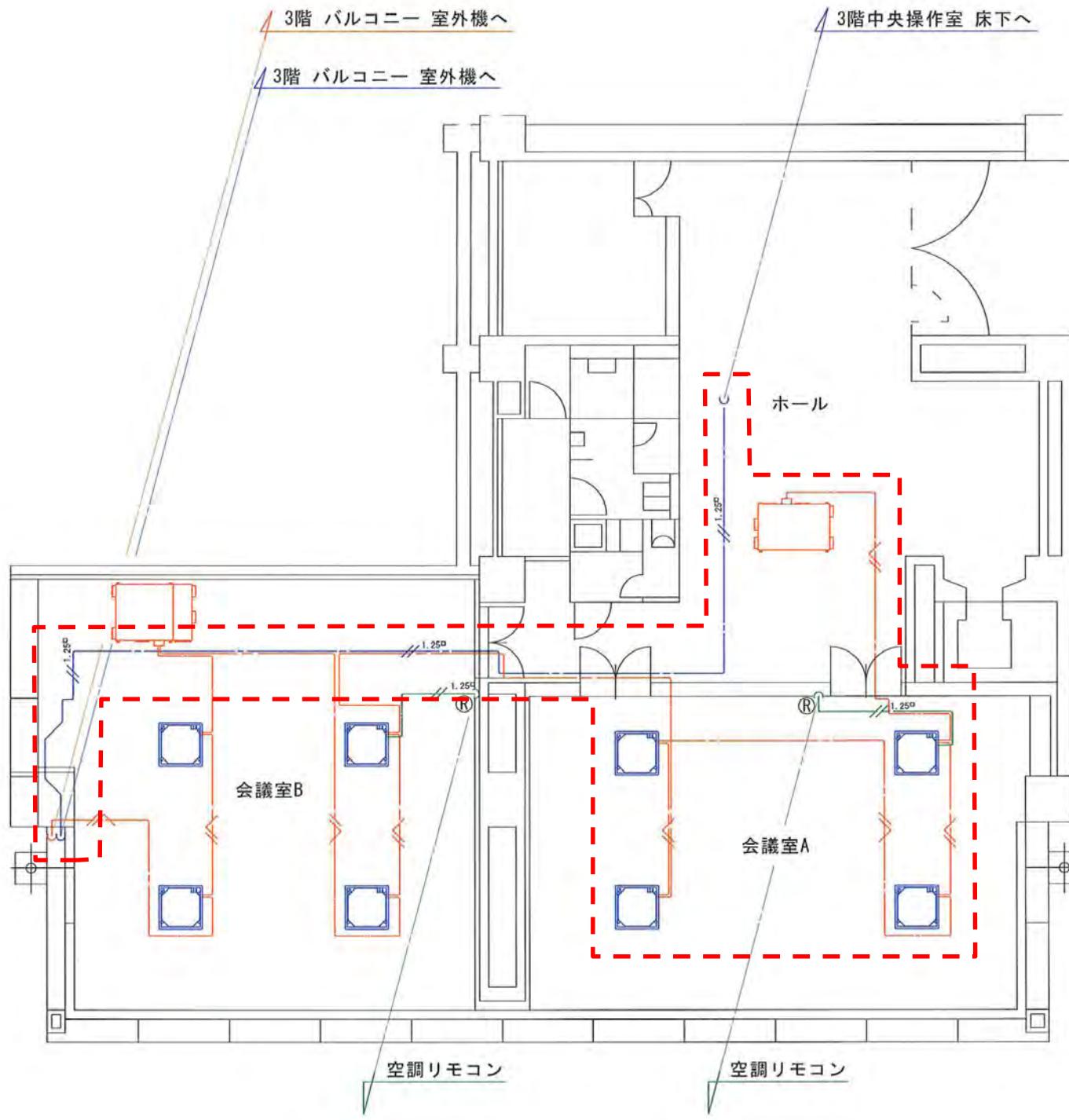
件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【防災設備保守点検業務】星川雨水調整池自動火災報知設備系統図	図番 57/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		

PAC-5 5階研修室
PAC-2 3階電子計算機室
PAC-1A 2階A会議室

オゾン処理設備



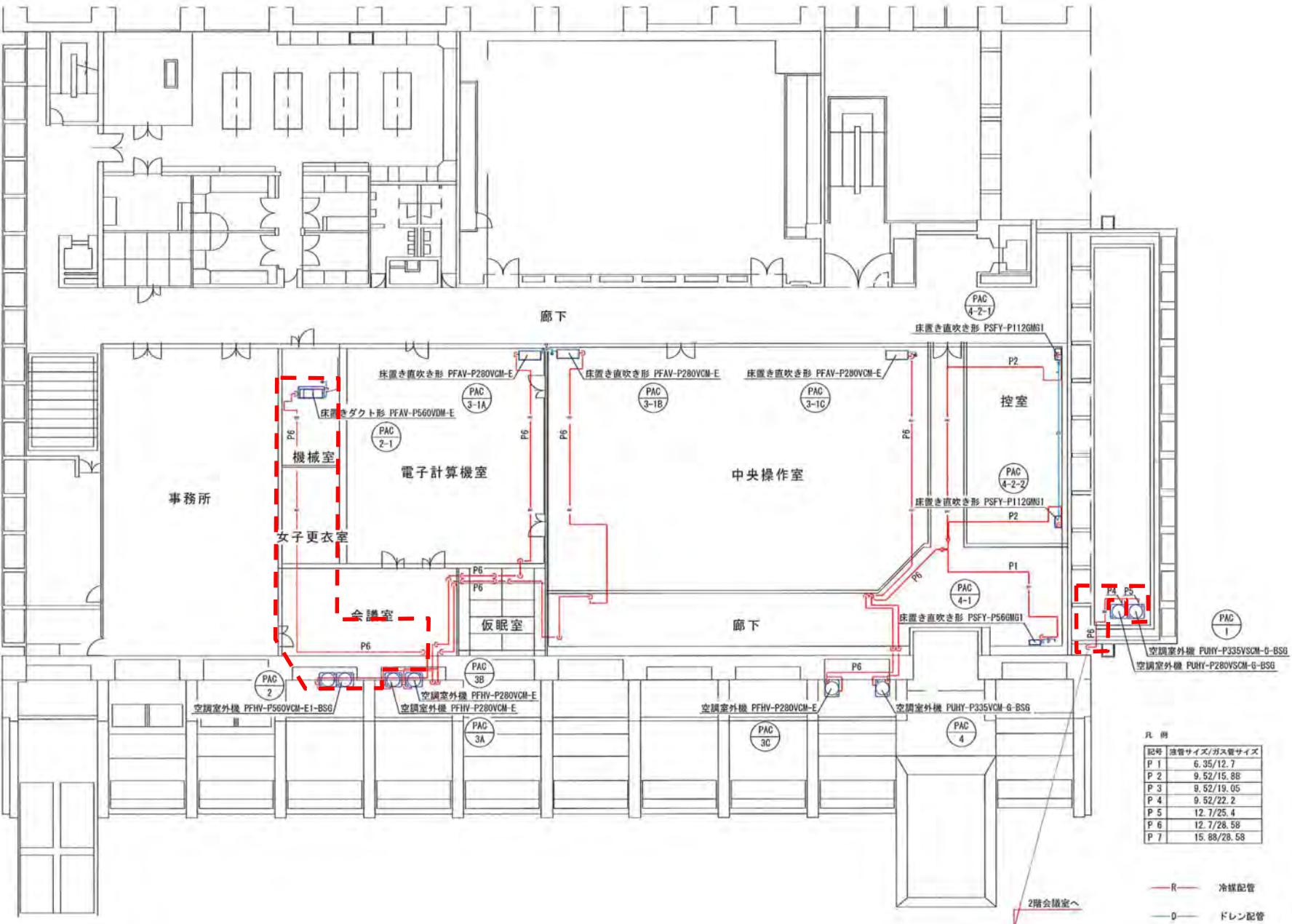
件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	【空調設備等保守点検業務】全体平面図	図番	58/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター			



□ 框線内本業務履行か所を示す。

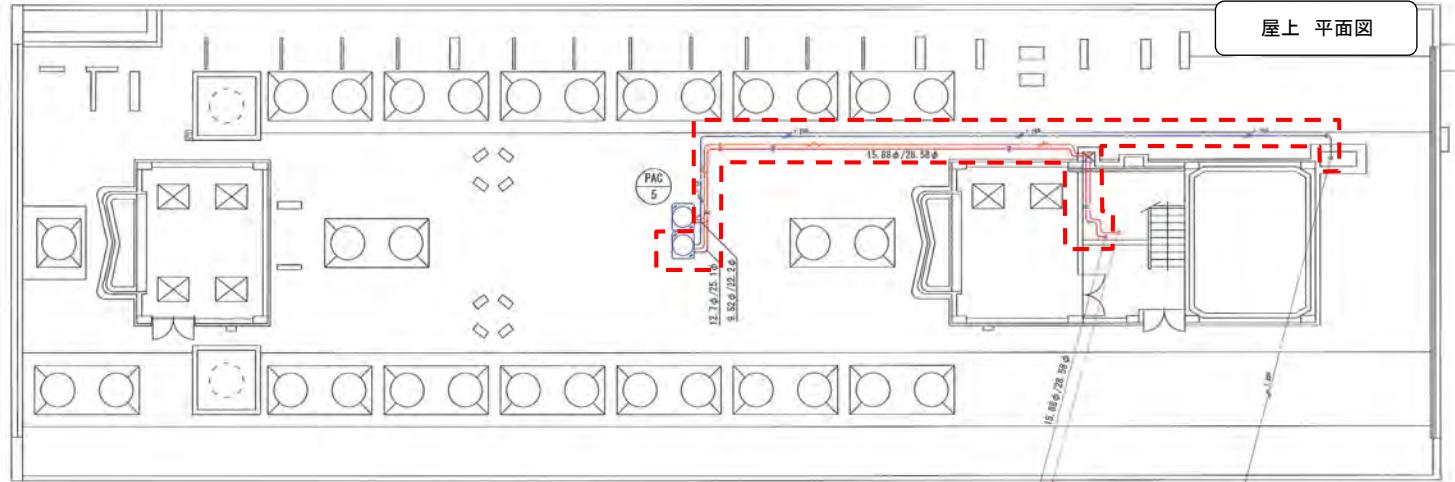
- 1.25φ EM-CEE 1.25 - 2C 空調機リモコン配線
- 1.25φ EM-CEE 1.25 - 2C 空調機システムリモコン配線
- EM-CEE 2.0 - 3G 空調内外機通信配線

件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【空調設備等保守点検業務】本館2階平面図	図番 59/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		

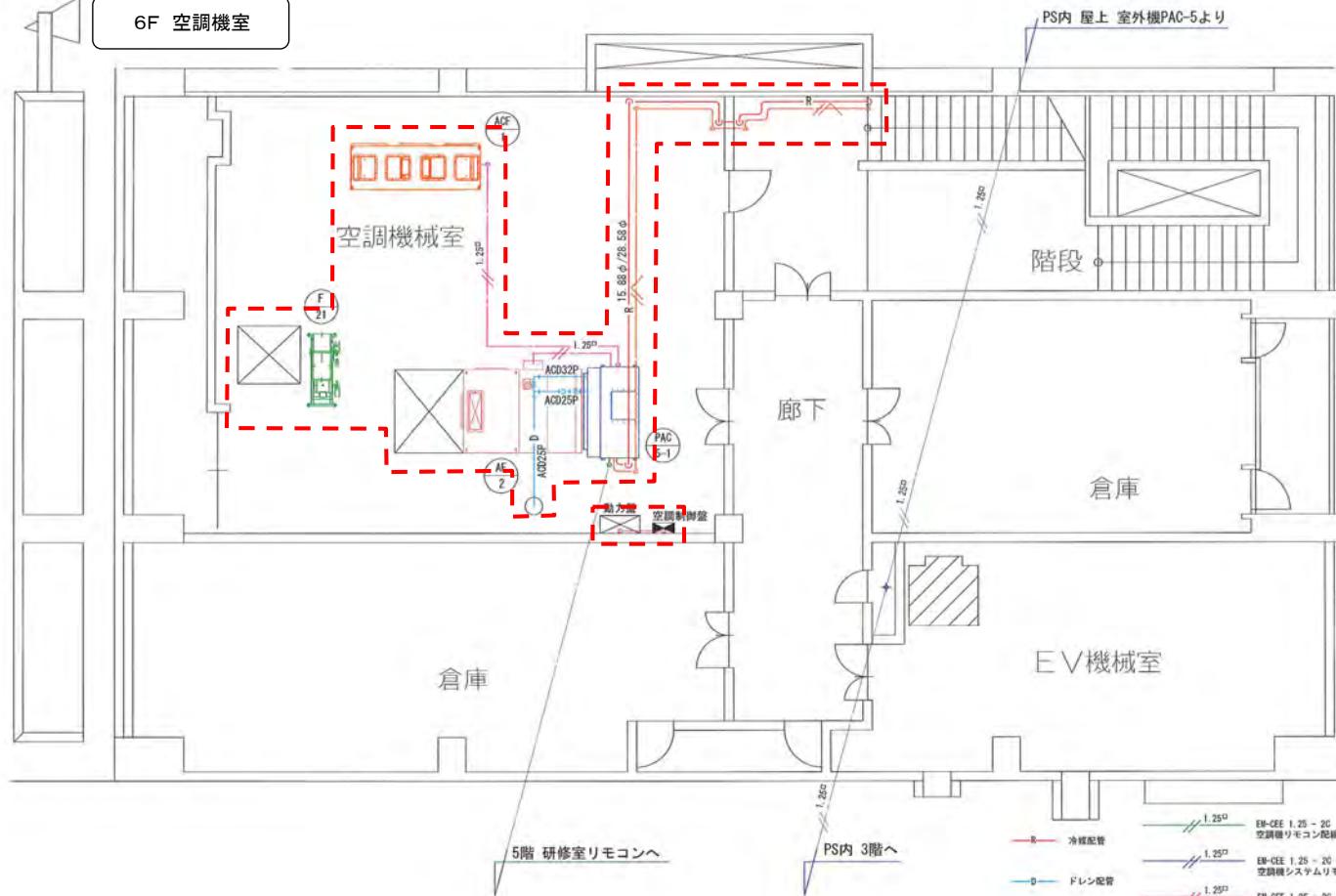


件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【空調設備等保守点検業務】本館3階平面図	図番 60/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		

屋上 平面図

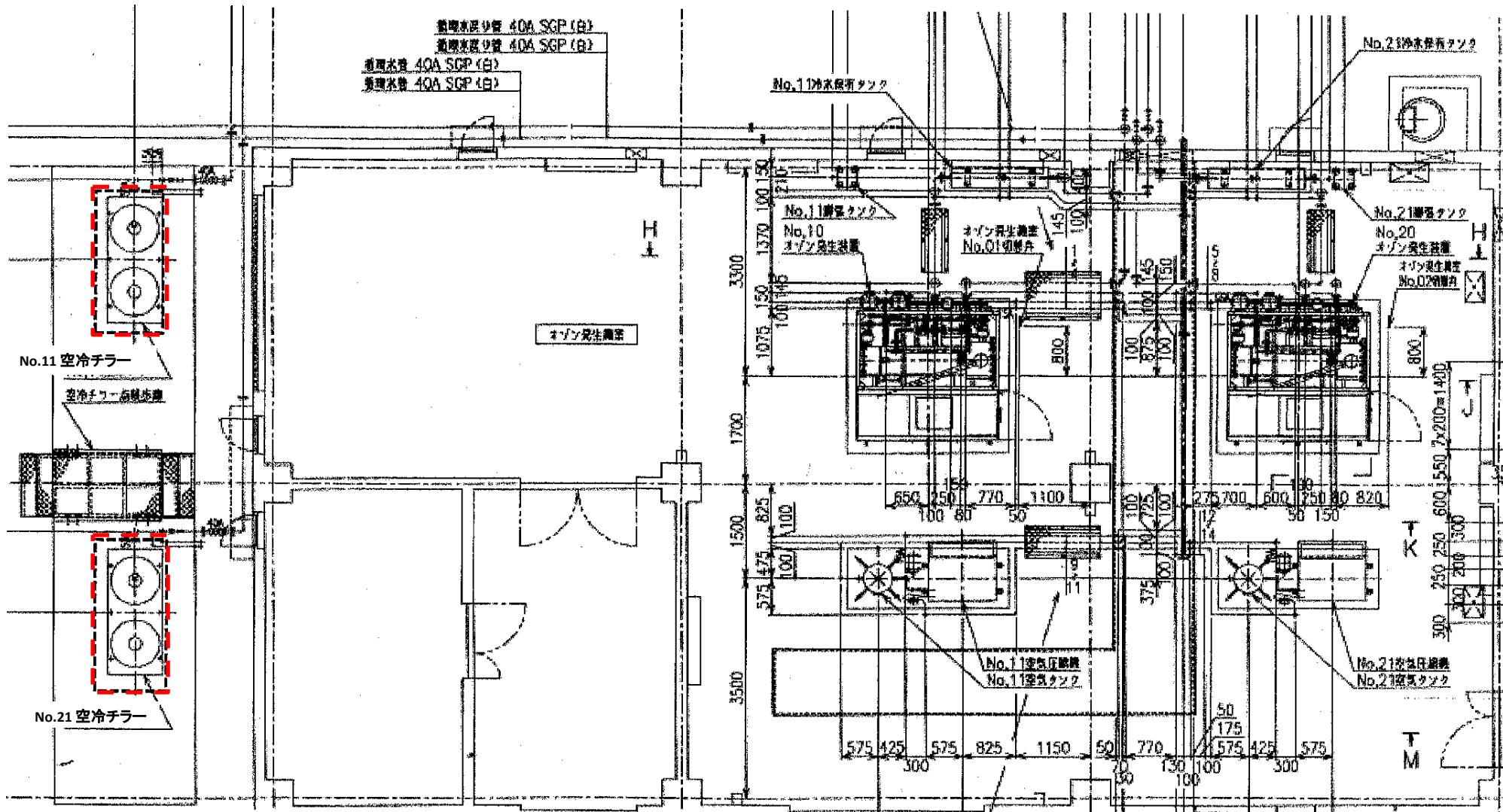


6F 空調機室



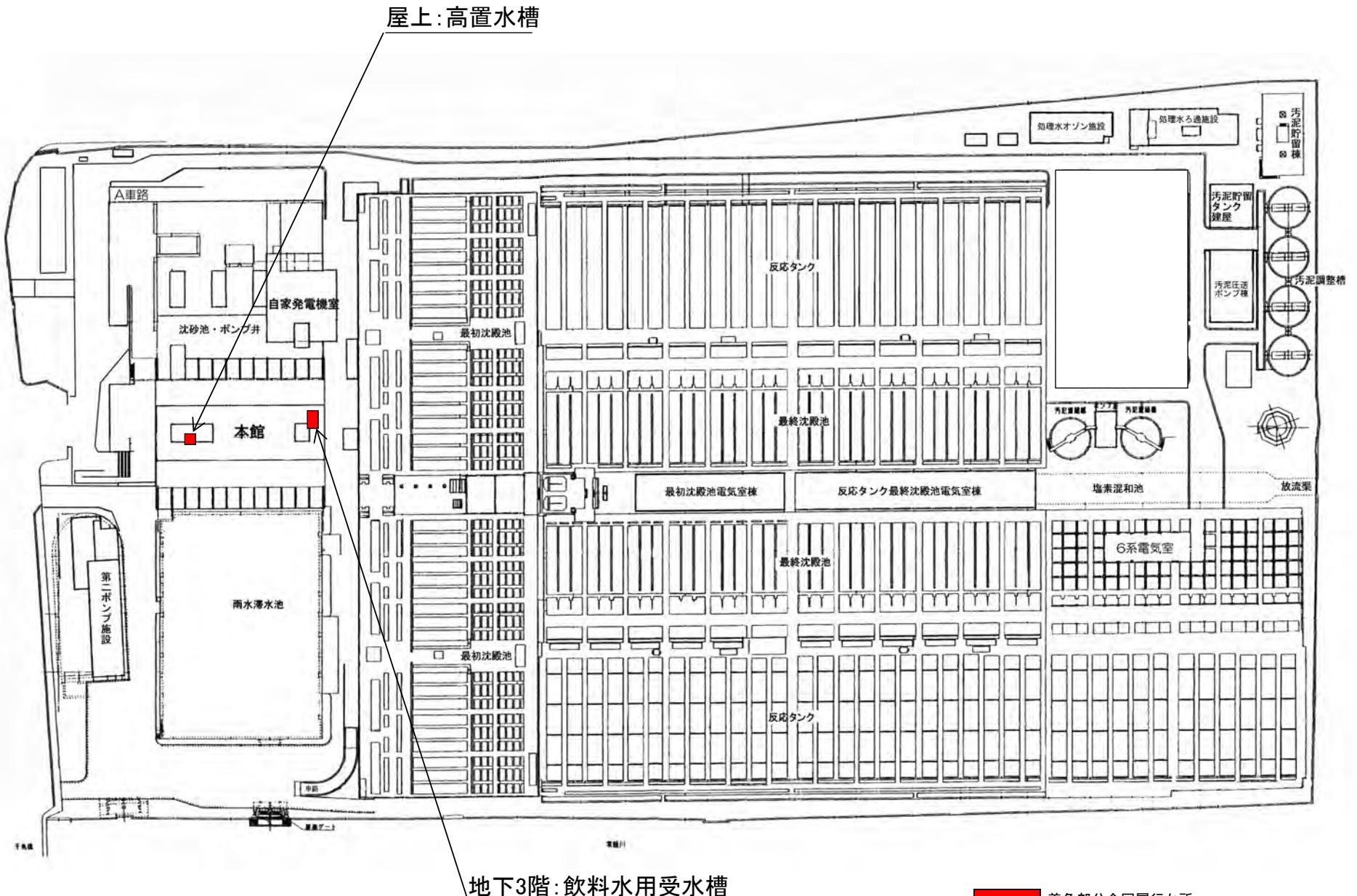
□枠線内本業務履行か所を示す。

件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【空調設備等保守点検業務】 本館6階・屋上平面図	図番 61/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		

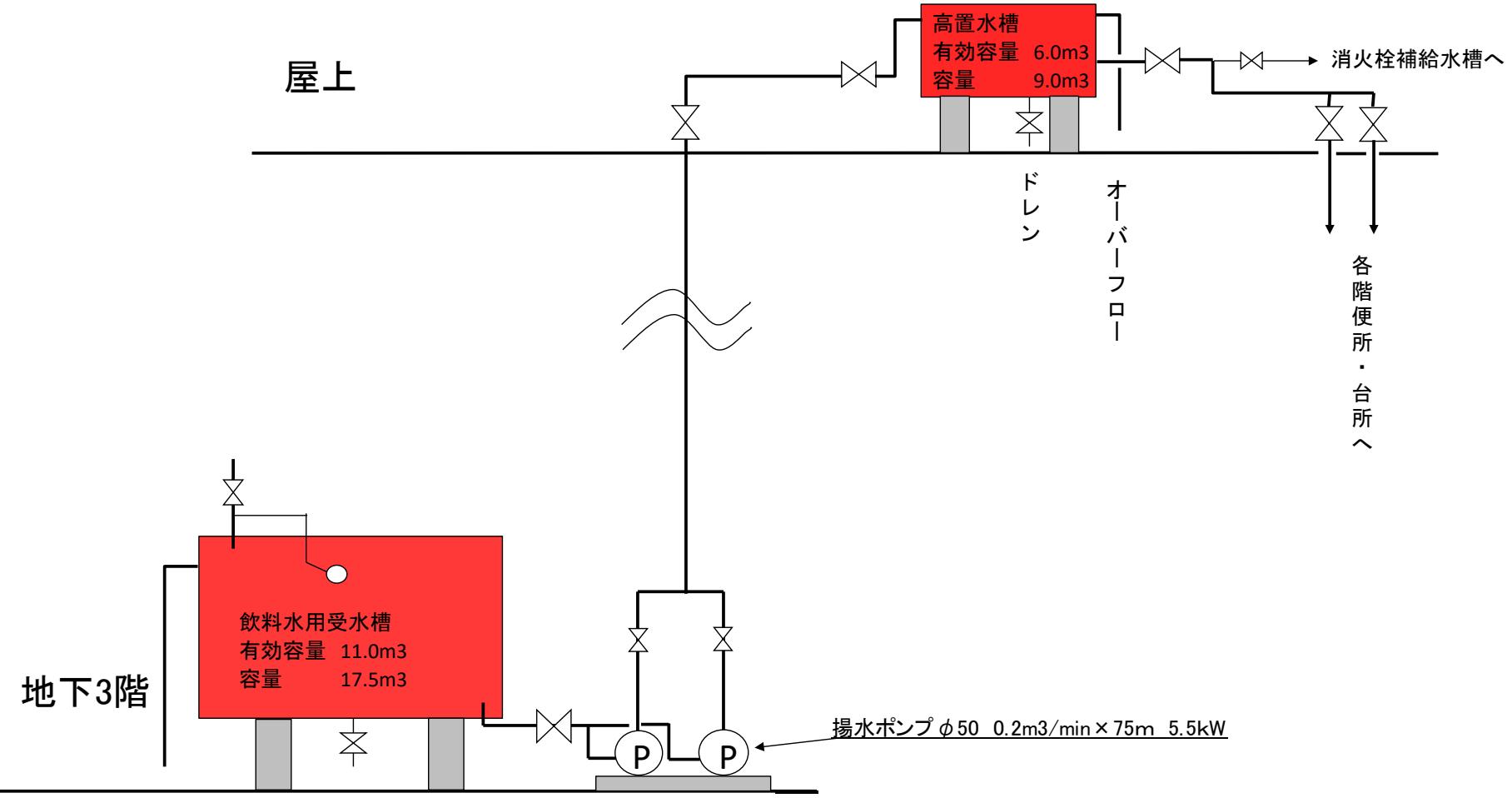


枠線内本業務履行か所を示す。

件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	【空調設備等保守点検業務】オゾン棟平面図	図番	62/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター			

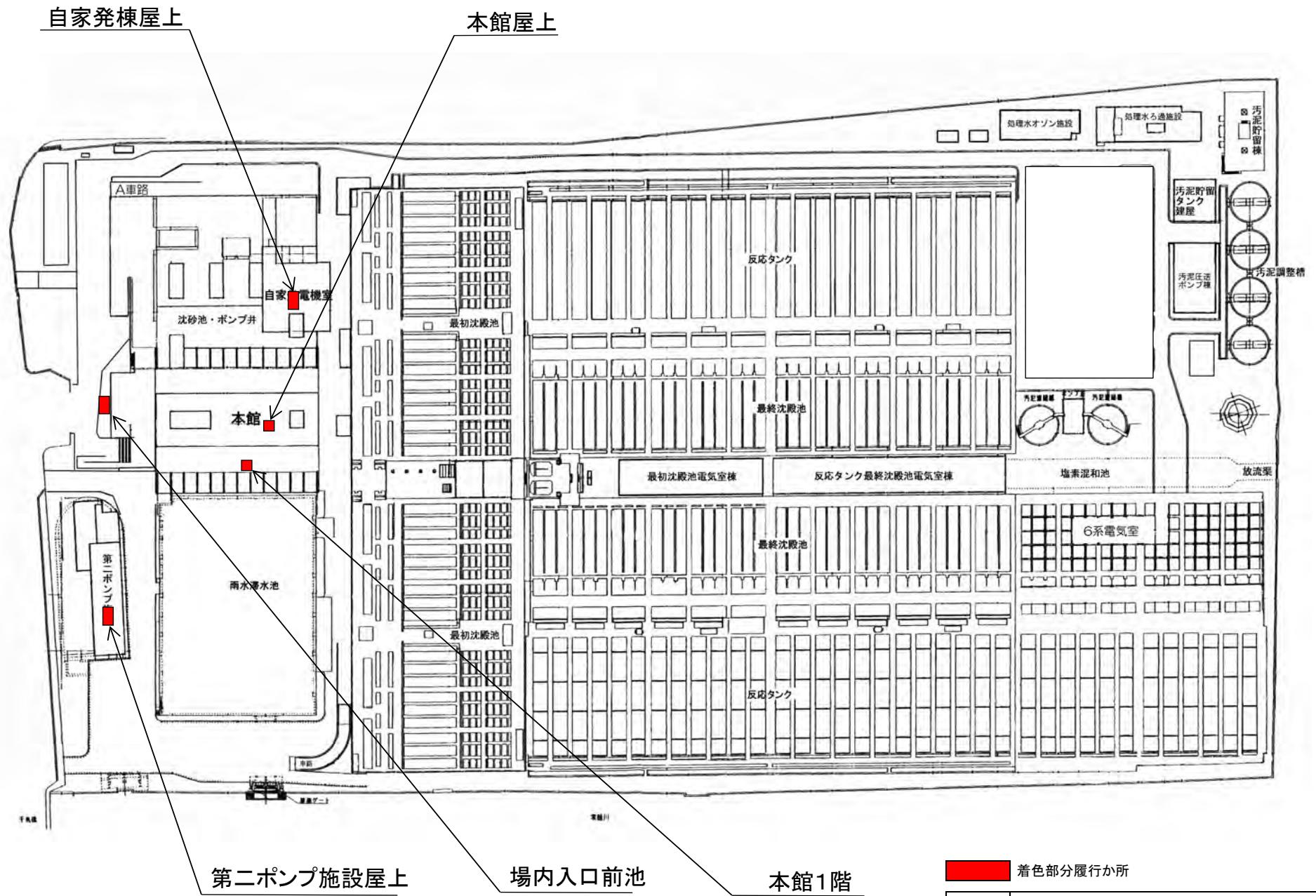


件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託
図名	【飲料水用受水槽点検清掃業務】全体平面図
図番 63/67	
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター	

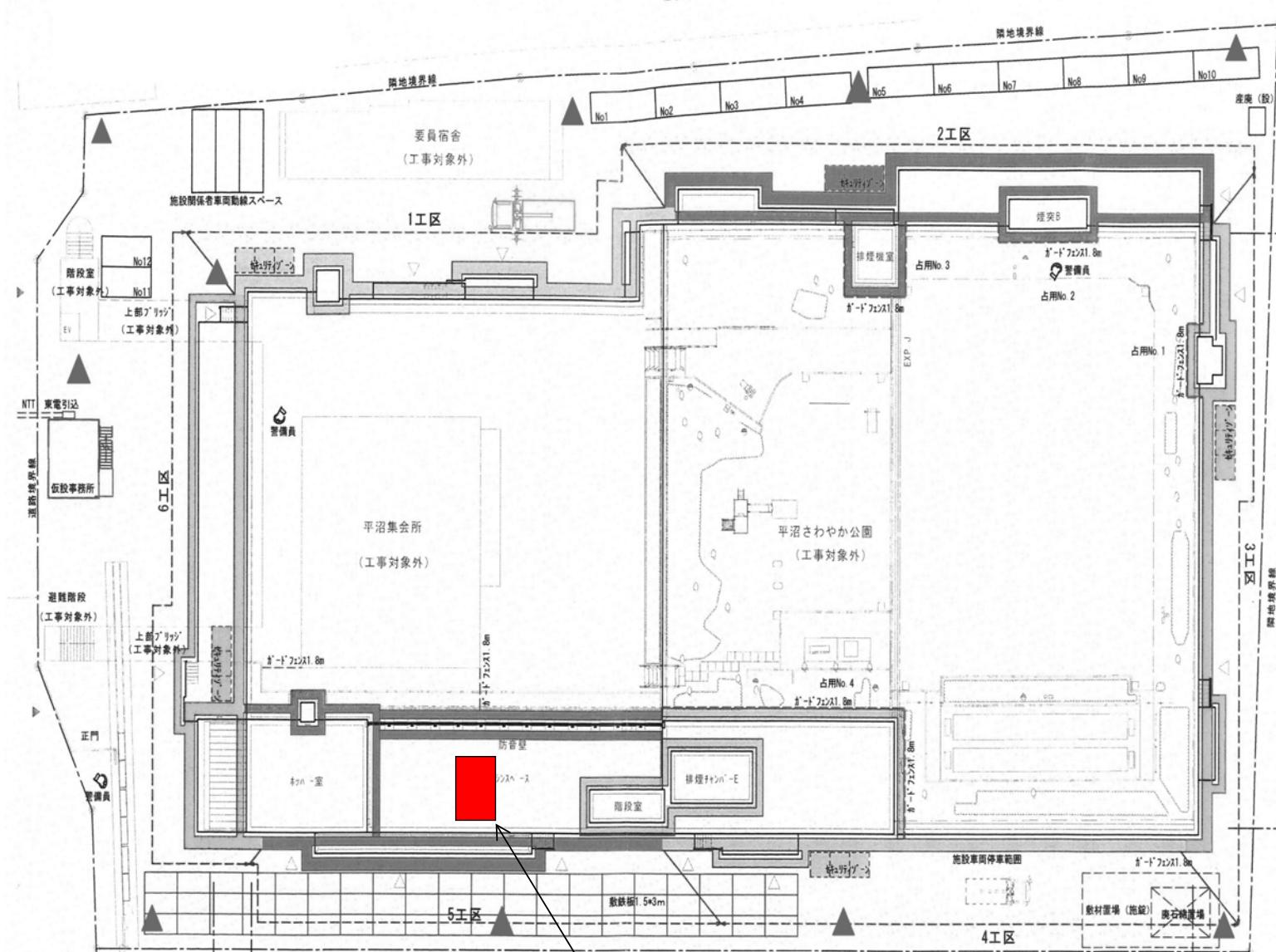


■ 着色部分今回履行か所

件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【飲料水用受水槽点検清掃業務】水槽配置図	図番 64/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		

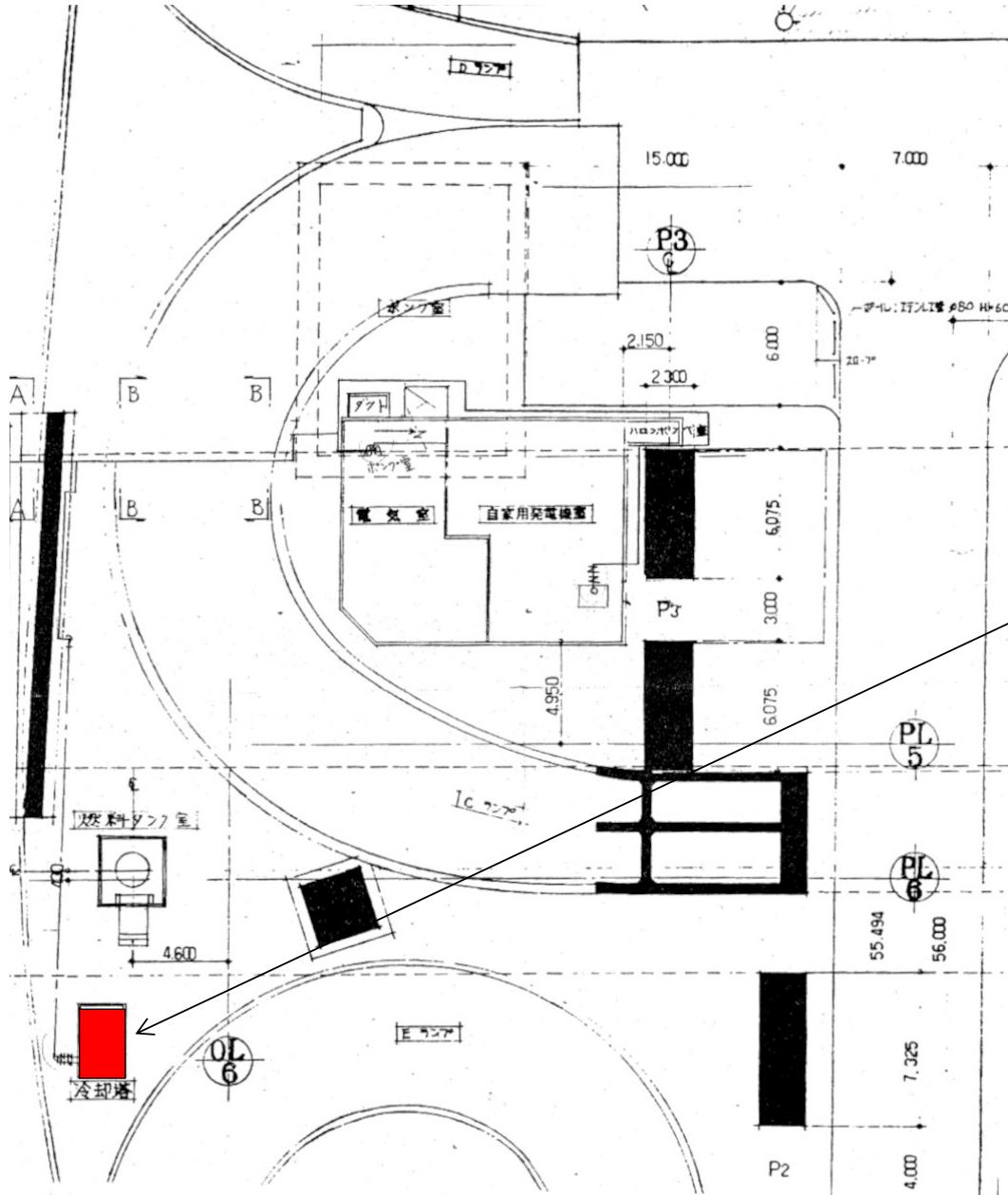


件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託
図名	【レジオネラ属菌水質検査業務】全体平面図
図番 65/67	
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター	



上屋場ポンプポンボ沼平

件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	【レジオネラ属菌水質検査業務】 平沼ポンプ場全体平面図	図番	66/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター			



高島第二ポンプ場建物横

着色部分履行か所

件名	神奈川水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	【レジオネラ属菌水質検査業務】 高島第二ポンプ場全体平面図	図番 67/67
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター		